

令和 8 年度土木工事標準積算基準書（公表用）

福島県土木部で適用する土木工事標準積算基準書は、国土交通省の土木工事標準積算基準書に準じ改定し適用しています。

国土交通省の土木工事標準積算基準書については、国土交通省大臣官房技術調査課監修により「令和 8 年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（以下「国版」という。）」が以下のとおり 4 分冊で発刊・市販されていることから、福島県が独自に制定している部分について、国版を補足するものとして公表します。

- （１） 令和 8 年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書＜共通編＞
- （２） 令和 8 年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書＜河川・道路編＞
- （３） 令和 8 年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書＜機械編＞
- （４） 令和 8 年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書＜電気通信編＞

発行元 一般財団法人 建設物価調査会

※販売価格は出版元へ確認願います。

国土交通省の建設機械等損料算定表については、「建設機械等損料表」が以下のとおり発刊・市販されており、バックホウなどの建設機械損料の補正については、下記に掲載しています。

- （５） 令和 8 年度版 建設機械等損料表
発行元 一般社団法人 日本建設機械施工協会
※販売価格は出版元へ確認願います。

[参考]

施工パッケージ型積算方式で使用する標準単価表については下記に掲載しています。

国土交通省国土技術政策総合研究所HP

http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm

土木工事標準積算基準

〔 I 〕

(総則・共通工・河川)

令和 8 年 10 月 1 日

福島県土木部

目 次

土木工事標準積算基準〔Ⅰ〕

第Ⅰ編 総 則

第1章 総 則

- ① 適用範囲等……………Ⅰ-1-①-1
- ② 請負工事の工事費構成……………Ⅰ-1-②-1

第2章 工事費の積算

- ① 直接工事費……………Ⅰ-2-①-1
- ② 間接工事費……………Ⅰ-2-②-1
- ③ 現場発生品及び支給品運搬……………Ⅰ-2-③-1
- ④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について……………Ⅰ-2-④-1

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

- ① 一般管理費等……………Ⅰ-3-①-1
- ② 消費税等相当額……………Ⅰ-3-②-1

第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の 間接工事費等の調整

- ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について……………Ⅰ-4-①-1
- ② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について……………Ⅰ-4-②-1
- ③ 随意契約工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて……………Ⅰ-4-③-1

第5章 建設機械運転労務等

- ① 建設機械運転労務……………Ⅰ-5-①-1
- ② 原動機燃料消費量……………Ⅰ-5-②-1
- ③ 機械運転単価表……………Ⅰ-5-③-1
- ④ 一般事項……………Ⅰ-5-④-1

第6章 土木請負工事の特許使用料の積算

- ① 土木請負工事の特許使用料の積算について……………Ⅰ-6-①-1

第7章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

- ① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について……………Ⅰ-7-①-1

第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

- ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算……………Ⅰ-8-①-1

第9章 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算

- ① 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について……………Ⅰ-9-①-1

第10章 施工箇所が点在する工事の積算

- ① 施工箇所が点在する工事の積算について……………Ⅰ-10-①-1

第11章 1日未満で完了する作業の積算

- ① 1日未満で完了する作業の積算……………Ⅰ-11-①-1

第12章 工事日数及び日当り作業量

第13章 そ の 他

- ① 設計変更の積算……………Ⅰ-13-①-1
- ② 産業廃棄物の取扱い……………Ⅰ-13-②-1

第Ⅱ編 共 通 工

第1章 土 工

- ① 土量変化率等……………Ⅱ-1-①-1
- ② 土 工……………Ⅱ-1-②-1
 - ②-1 土 工……………Ⅱ-1-②-1
 - ②-2 土工(ICT)……………Ⅱ-1-②-32
- ③ 作業土工……………Ⅱ-1-③-1
 - ③-1 床掘工……………Ⅱ-1-③-1
 - ③-2 床掘工(ICT)……………Ⅱ-1-③-9
 - ③-3 埋戻工……………Ⅱ-1-③-12
- ④ 人力運搬工……………Ⅱ-1-④-1
- ⑤ 安定処理工……………Ⅱ-1-⑤-1
 - ⑤-1 安定処理工……………Ⅱ-1-⑤-1
 - ⑤-2 安定処理工(自走式土質改良工)……………Ⅱ-1-⑤-4
- ⑥ 土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)……………Ⅱ-1-⑥-1

第2章 共 通 工

- ① 法 面 工……………Ⅱ-2-① - 1
 - ①-1 法面整形工……………Ⅱ-2-① - 1
 - ①-2 法面整形工(ICT)……………Ⅱ-2-① - 6
 - ①-3 芝 付 工……………Ⅱ-2-① -10
 - ①-4 コンクリート法枠工……………Ⅱ-2-① -12
 - ①-5 吹付法面とりこわし工……………Ⅱ-2-① -22
 - ①-6 プレキャストコンクリート板設置工……………Ⅱ-2-① -26
 - ①-7 人工張芝工……………Ⅱ-2-① -29
- ② 基礎・裏込砕石工……………Ⅱ-2-② - 1
- ③ コンクリートブロック積(張)工……………Ⅱ-2-③ - 1
- ④ 石積(張)工……………Ⅱ-2-④ - 1
 - ④-1 石積(張)工……………Ⅱ-2-④ - 1
 - ④-2 平石張工……………Ⅱ-2-④ -11
- ⑤ 場所打擁壁工……………Ⅱ-2-⑤ - 1
 - ⑤-1 場所打擁壁工(1)……………Ⅱ-2-⑤ - 1
 - ⑤-2 場所打擁壁工(2)……………Ⅱ-2-⑤ -16
- ⑥ プレキャスト擁壁工……………Ⅱ-2-⑥ - 1
- ⑦ 補強土壁工(帯鋼補強土壁, アンカー補強土壁, ジオテキスタイル補強土壁)……………Ⅱ-2-⑦ - 1
- ⑧ 補強盛土工……………Ⅱ-2-⑧ - 1
- ⑨ 構造物補修工……………Ⅱ-2-⑨ - 1
 - ⑨-1 構造物補修工(ひび割れ補修工(充てん工法))……………Ⅱ-2-⑨ - 1
 - ⑨-2 構造物補修工(ひび割れ補修工(低圧注入工法))……………Ⅱ-2-⑨ - 4
 - ⑨-3 構造物補修工(断面修復工(左官工法))……………Ⅱ-2-⑨ - 7
- ⑩ 排水構造物工……………Ⅱ-2-⑩ - 1
 - ⑩-1 排水構造物工……………Ⅱ-2-⑩ - 1
 - ⑩-2 排水構造物工(現場打ち水路(本体))……………Ⅱ-2-⑩ -26
 - ⑩-3 排水構造物工(現場打ち集水桝・街渠桝(本体))……………Ⅱ-2-⑩ -30
- ⑪ 軟弱地盤処理工……………Ⅱ-2-⑪ - 1
 - ⑪-1 サンドマット工……………Ⅱ-2-⑪ - 1
 - ⑪-2 スラリー攪拌工……………Ⅱ-2-⑪ - 3
 - ⑪-3 高圧噴射攪拌工……………Ⅱ-2-⑪ -13
 - ⑪-4 PVD工(プレファブリケイティッドパーチカルドレーン工)……………Ⅱ-2-⑪ -27
 - ⑪-5 中層混合処理工……………Ⅱ-2-⑪ -30
 - ⑪-6 中層混合処理工(ICT)……………Ⅱ-2-⑪ -35
- ⑫ 薬液注入工……………Ⅱ-2-⑫ - 1
- ⑬ アンカー工(ロータリーパーカッション式)……………Ⅱ-2-⑬ - 1
- ⑭ 構造物とりこわし工……………Ⅱ-2-⑭ - 1
- ⑮ コンクリート削孔工……………Ⅱ-2-⑮ - 1
- ⑯ ガス切断工……………Ⅱ-2-⑯ - 1
- ⑰ 吸出し防止材設置工……………Ⅱ-2-⑰ - 1
- ⑱ 目地・止水板設置工……………Ⅱ-2-⑱ - 1

- ⑲ 旧橋撤去工……………Ⅱ-2-⑲ - 1
- ⑳ か ご 工……………Ⅱ-2-⑳ - 1
- ㉑ 発泡スチロールを用いた超軽量盛土工……………Ⅱ-2-㉑ - 1
- ㉒ 現場取卸費……………Ⅱ-2-㉒ - 1
- ㉓ 骨材再生工(自走式)……………Ⅱ-2-㉓ - 1
- ㉔ 函 渠 工……………Ⅱ-2-㉔ - 1
 - ㉔-1 函渠工(1)……………Ⅱ-2-㉔ - 1
 - ㉔-2 函渠工(2)……………Ⅱ-2-㉔ - 6
 - ㉔-3 函渠工(3)大型プレキャストボックスカルバート工……………Ⅱ-2-㉔ - 9
- ㉕ 殻 運 搬……………Ⅱ-2-㉕ - 1
- ㉖ 排水材設置工……………Ⅱ-2-㉖ - 1

第3章 基 礎 工

- ① 鋼管・既製コンクリート杭打工……………Ⅱ-3-① - 1
 - ①-1 パイルハンマ工……………Ⅱ-3-① - 1
 - ①-2 中 掘 工……………Ⅱ-3-① - 8
 - ①-3 鋼管ソイルセメント杭工……………Ⅱ-3-① -16
 - ①-4 回 転 杭 工……………Ⅱ-3-① -26
 - ①-5 杭頭処理工……………Ⅱ-3-① -32
- ② 場所打杭工……………Ⅱ-3-② - 1
 - ②-1 全回転式オールケーシング工……………Ⅱ-3-② - 1
 - ②-2 大口径ボーリングマシン工……………Ⅱ-3-② - 9
 - ②-3 ダウンザホールハンマ工……………Ⅱ-3-② -18
- ③ 深 礎 工……………Ⅱ-3-③ - 1
 - ③-1 深 礎 工……………Ⅱ-3-③ - 1
 - ③-2 コンクリート工(深礎工)……………Ⅱ-3-③ - 9
- ④ ニューマチックケーソン工……………Ⅱ-3-④ - 1
- ⑤ 基礎工(鋼管矢板基礎工)……………Ⅱ-3-⑤ - 1
 - ⑤-1 打 撃 工 法……………Ⅱ-3-⑤ - 1
 - ⑤-2 中 掘 工 法……………Ⅱ-3-⑤ -18
- ⑥ 泥水運搬工……………Ⅱ-3-⑥ - 1

第4章 コンクリート工

- ① コンクリート工……………Ⅱ-4-① - 1
- ② 型 枠 工……………Ⅱ-4-② - 1
 - ②-1 型 枠 工……………Ⅱ-4-② - 1
 - ②-2 型枠工(省力化構造)……………Ⅱ-4-② - 5
- ③ 張りコンクリート工……………Ⅱ-4-③ - 1
- ④ 鉄 筋 工……………Ⅱ-4-④ - 1

第5章 仮 設 工

- ① 仮 設 工……………Ⅱ-5-① - 1
- ② 鋼矢板(H形鋼)工……………Ⅱ-5-② - 1
 - ②-1 バイプロハンマ工……………Ⅱ-5-② - 1
 - ②-2 バイプロハンマ工(軽量鋼矢板打込引抜工)……………Ⅱ-5-② -25

② - 3	油圧圧入引抜工	Ⅱ-5-②	- 29
② - 4	プレボーリング	Ⅱ-5-②	- 46
③	鋼矢板工(アースオーガ併用圧入工)	Ⅱ-5-③	- 1
④	鋼矢板施工法選定表(参考)	Ⅱ-5-④	- 1
④ - 1	鋼矢板打込施工法選定表(参考)	Ⅱ-5-④	- 1
④ - 2	鋼矢板・H形鋼引抜施工法選定フロー(参考)	Ⅱ-5-④	- 4
⑤	仮設材設置撤去工	Ⅱ-5-⑤	- 1
⑥	足場支保工	Ⅱ-5-⑥	- 1
⑥ - 1	足場工	Ⅱ-5-⑥	- 1
⑥ - 2	支保工	Ⅱ-5-⑥	- 4
⑦	締切排水工	Ⅱ-5-⑦	- 1
⑧	ウエルポイント工	Ⅱ-5-⑧	- 1
⑨	土のう工	Ⅱ-5-⑨	- 1
⑨ - 1	土のう工	Ⅱ-5-⑨	- 1
⑨ - 2	大型土のう工	Ⅱ-5-⑨	- 5
⑩	仮橋・仮棧橋工	Ⅱ-5-⑩	- 1
⑪	汚濁防止フェンス工	Ⅱ-5-⑪	- 1
⑫	仮囲い設置・撤去工	Ⅱ-5-⑫	- 1
⑫ - 1	仮囲い設置・撤去工	Ⅱ-5-⑫	- 1
⑫ - 2	雪寒仮囲い工	Ⅱ-5-⑫	- 4
⑬	仮設防護柵工(切土及び発破防護柵工)	Ⅱ-5-⑬	- 1
⑭	濁水処理工(一般土木工事)	Ⅱ-5-⑭	- 1
⑮	敷鉄板設置・撤去工	Ⅱ-5-⑮	- 1
⑯	防塵処理工	Ⅱ-5-⑯	- 1
⑰	仮設電力設備工	Ⅱ-5-⑰	- 1
⑱	グラフによる標準的な仮設電力設備の積算	Ⅱ-5-⑱	- 1
⑲	法面工(仮設用モルタル吹付工)	Ⅱ-5-⑲	- 1
⑳	交通誘導警備員	Ⅱ-5-⑳	- 1

第Ⅲ編 河 川

第1章 河川海岸

①	消波根固めブロック工	Ⅲ-1-①	- 1
① - 1	消波根固めブロック工	Ⅲ-1-①	- 1
① - 2	消波根固めブロック工(ブロック撤去工)	Ⅲ-1-①	- 14
②	捨石工	Ⅲ-1-②	- 1
③	消波工	Ⅲ-1-③	- 1
④	浚渫工	Ⅲ-1-④	- 1
④ - 1	バックホウ浚渫船	Ⅲ-1-④	- 1
④ - 2	バックホウ浚渫船(ⅠC T)	Ⅲ-1-④	- 7
⑤	軟弱地盤上における柔構造樋門・樋管工	Ⅲ-1-⑤	- 1

第2章 河川維持工

①	堤防除草工	Ⅲ-2-①	- 1
②	堤防芝養生工	Ⅲ-2-②	- 1
③	伐木除根工	Ⅲ-2-③	- 1
④	塵芥処理工	Ⅲ-2-④	- 1
⑤	粗朶沈床工	Ⅲ-2-⑤	- 1
⑥	機械土工(河床等掘削)	Ⅲ-2-⑥	- 1
⑥ - 1	機械土工(河床等掘削)	Ⅲ-2-⑥	- 1
⑥ - 2	機械土工(河床等掘削)(ⅠC T)	Ⅲ-2-⑥	- 4
⑦	多自然護岸工	Ⅲ-2-⑦	- 1
⑦ - 1	巨石積(張)工	Ⅲ-2-⑦	- 1
⑦ - 2	木杭打工	Ⅲ-2-⑦	- 9
⑦ - 3	巨石据付工	Ⅲ-2-⑦	- 10
⑧	護岸基礎ブロック工	Ⅲ-2-⑧	- 1
⑨	かごマット工	Ⅲ-2-⑨	- 1
⑨ - 1	かごマット工(スロープ型)	Ⅲ-2-⑨	- 1
⑨ - 2	かごマット工(多段積型)	Ⅲ-2-⑨	- 3
⑩	ブロックマット工	Ⅲ-2-⑩	- 1
⑪	袋詰玉石工	Ⅲ-2-⑪	- 1
⑫	笠コンクリートブロック据付工	Ⅲ-2-⑫	- 1
⑬	グラウトホール工	Ⅲ-2-⑬	- 1
⑭	光ケーブル配管工	Ⅲ-2-⑭	- 1

第3章 砂防工

①	土工	Ⅲ-3-①	- 1
① - 1	土工	Ⅲ-3-①	- 1
① - 2	土工(ⅠC T)	Ⅲ-3-①	- 10
②	コンクリート工	Ⅲ-3-②	- 1
② - 1	コンクリート工	Ⅲ-3-②	- 1
② - 2	コンクリート工(ケーブルクレーン打設)	Ⅲ-3-②	- 9
② - 3	残存型樁工	Ⅲ-3-②	- 15
③	養生工(練炭)	Ⅲ-3-③	- 1
④	仮締切工	Ⅲ-3-④	- 1
④ - 1	砂防土砂仮締切・砂防土砂土のう仮締切	Ⅲ-3-④	- 1
④ - 2	砂防コンクリート締切	Ⅲ-3-④	- 6
⑤	鋼製砂防工	Ⅲ-3-⑤	- 1
⑥	砂防ソイルセメント工	Ⅲ-3-⑥	- 1

第4章 地すべり防止工

①	地すべり防止工	Ⅲ-4-①	- 1
① - 1	集水井工(ライナープレート土留工法)	Ⅲ-4-①	- 1
① - 2	地すべり防止工(集排水ボーリング工)	Ⅲ-4-①	- 9
① - 3	地すべり防止工(山腹水路工)		

.....	Ⅲ-4-①	- 15
① - 4 地すべり防止工(ふとんかご)		Ⅲ-4-① - 27
① - 5 集排水ボーリング孔洗浄工		Ⅲ-4-① - 31

第Ⅰ編 総 則

第1章	総 則		I-1-①-1
第2章	工事費の積算		I-2-①-1
第3章	一般管理費等及び消費税等相当額		I-3-①-1
第4章	随意契約方式により工事を発注する場合の 間接工事費等の調整		I-4-①-1
第5章	建設機械運転労務等		I-5-①-1
第6章	土木請負工事の特許使用料の積算		I-6-①-1
第7章	時間的制約を受ける公共土木工事の積算		I-7-①-1
第8章	土木請負工事における現場環境改善費の 積算		I-8-①-1
第9章	工事における工期の延長等に伴う増加費 用等の積算		I-9-①-1
第10章	施工箇所が点在する工事の積算		I-10-①-1
第11章	1日未満で完了する作業の積算		I-11-①-1
第12章	工事日数及び日当り作業量		I-12-①-1
第13章	そ の 他		I-13-①-1

第 1 章 総 則

① 適用範囲等……………	I - 1 - ① - 1
1 適用範囲 ……………	I - 1 - ① - 1
2 設計書の作成 ……………	I - 1 - ① - 1
② 請負工事の工事費構成……………	I - 1 - ② - 1
1 工事費の基本構成 ……………	I - 1 - ② - 1

第1章 総 則

① 適用範囲等

1. 適用範囲

本土木工事標準積算基準は、福島県土木部の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。
ただし、この基準書によることが著しく不适当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

2. 設計書の作成

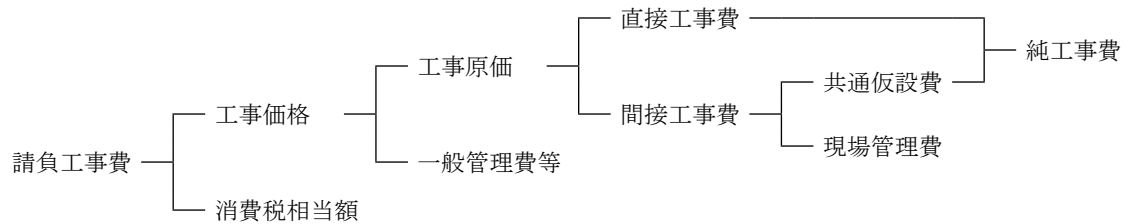
設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

② 請負工事の工事費構成

1. 工事費の基本構成

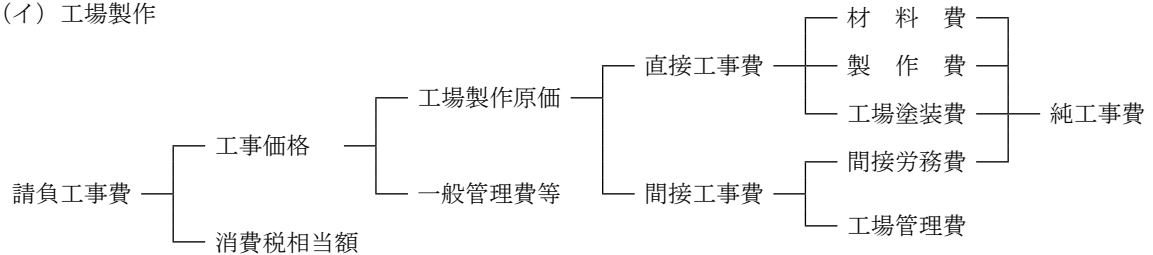
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般土木

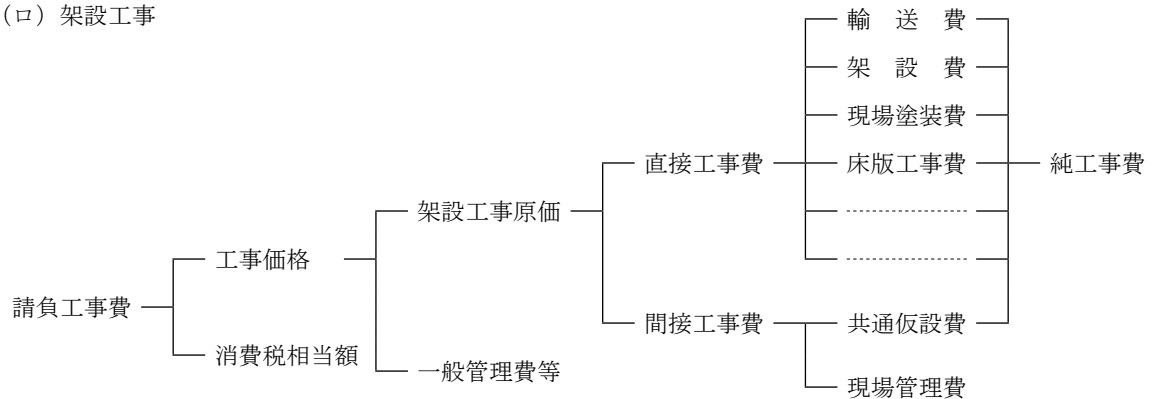


(2) 鋼橋製作

(イ) 工場製作

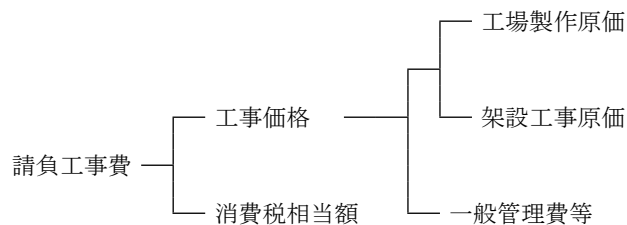


(ロ) 架設工事



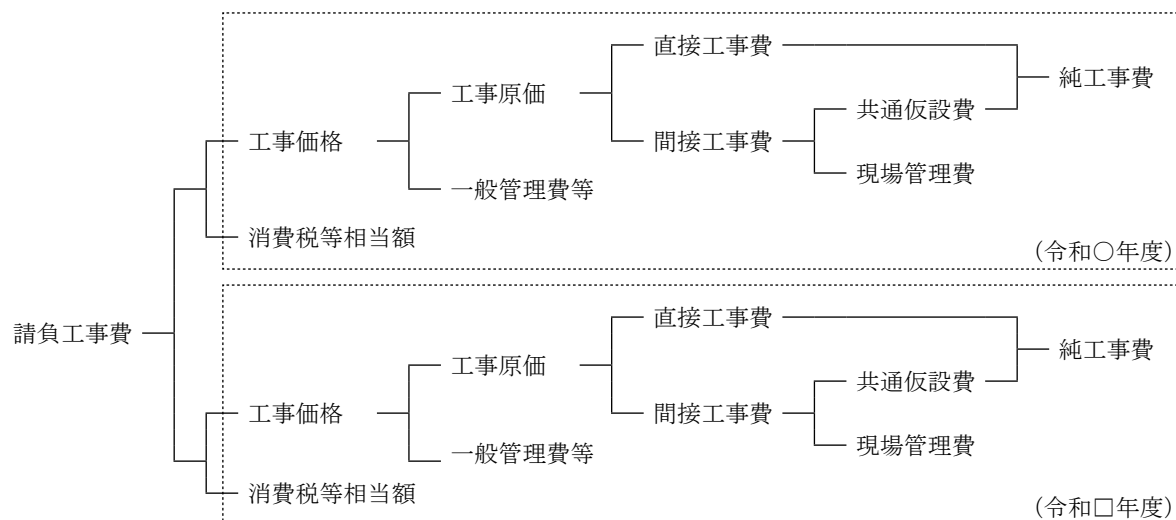
(ハ) 一括請負の場合

工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



(3) 維持工事（複数年度の債務工事）

工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。（2カ年債務の例）



1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとする。

(2) 間接工事費

1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものとする。

2) 共通仮設費は、次に掲げるものについて積算するものとする。

- (イ) 運搬費
- (ロ) 準備費
- (ハ) 事業損失防止施設費
- (ニ) 安全費
- (ホ) 役務費
- (ヘ) 技術管理費
- (ト) 営繕費

3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目について積算するか、又は次の現場管理費率を用いて積算するものとする。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$$

ただし、純工事費＝直接工事費＋共通仮設費

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとする。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$$

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

第 2 章 工事費の積算

- ① 直接工事費…………… I - 2 - ① - 1
 - 1 材 料 費 …………… I - 2 - ① - 1
 - 2 歩 掛 …………… I - 2 - ① - 1
 - 3 労 務 費 …………… I - 2 - ① - 1
 - 4 直接経費 …………… I - 2 - ① - 1
 - 5 諸雑費及び端数処理 …………… I - 2 - ① - 1
- ② 間接工事費…………… I - 2 - ② - 1
 - 1 総 則 …………… I - 2 - ② - 1
 - 2 共通仮設費 …………… I - 2 - ② - 1
 - 3 現場管理費 …………… I - 2 - ② - 28
- ③ 現場発生品及び支給品運搬…………… I - 2 - ③ - 1
 - 1 適用範囲 …………… I - 2 - ③ - 1
 - 2 施工概要 …………… I - 2 - ③ - 1
 - 3 施工パッケージ …………… I - 2 - ③ - 2
- ④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算
方法等に関する試行について…………… I - 2 - ④ - 1

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

1. 材 料 費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価格

価格は、原則として、「土木事業単価表」等によるものとする。

2. 歩 掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

なお、単価等については「1 材料費」、「3 労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。

3. 労 務 費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金

労務賃金は、原則として、「土木事業単価表」等によるものとする。

4. 直 接 経 費

直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。

(1) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。

(2) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。

(3) 機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。

5. 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2) 単価表

(イ) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(ロ) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

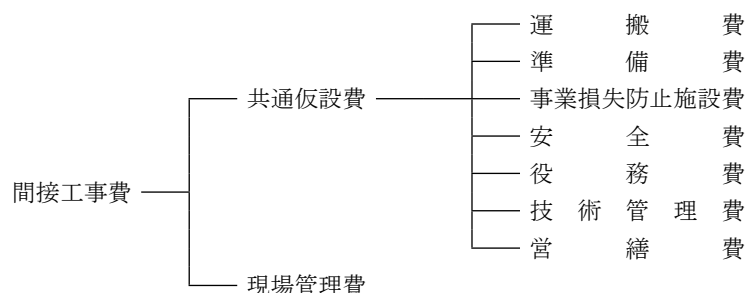
(2) 端数処理

- 1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第3位を切捨てし、第2位とする。
また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切捨てし、1円までとする。
- 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第4位を四捨五入し、第3位とする。
- 3) 冬期歩掛補正（第Ⅰ編第2章②3.（8））や時間的制約を受ける場合（第Ⅰ編第7章①）などの労務費の補正については、特に定めのある場合を除き、補正後の労務単価は、1円未満を切捨てし、1円までとする。
- 4) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。
- 5) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。
- 6) 工事価格は10,000円単位とする。工事価格の 10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第Ⅰ編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の 10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

② 間 接 工 事 費

1. 総 則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



2. 共 通 仮 設 費

(1) 工種区分

共通仮設費は、表－１に掲げる区分ごとに算定するものとする。

- 1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。
- 2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、主たる工種とは、(2)の1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。
- 3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(2) 算定方法

共通仮設費の算定は、別表第１の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。

1) 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額（P）

＝ 直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費

(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）
- b. 上記a、現場製作の根固め及び消波ブロック、仮設を目的に支給される材料（防護柵、標識類など）、道路除雪で支給する吹きだめ柵、スノーボール類、同一工事内で発生する鋼矢板、タイロッド、付属金物類を支給する場合の支給品費
- c. 鋼桁、門扉、車止、係船柱等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む。車止、係船柱の二次製品は含まれない）
- d. 大型標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費（製作費を含む。）

(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。

また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。

$$\begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} \text{無償貸付機械} \\ \text{等評価額} \end{array} \right) \\ \text{(貸付にかかる損料額)} \end{array} = \begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種同} \\ \text{型式の建設機械等損料額} \end{array} \right) \\ \text{(業者持込の損料額)} \end{array} - \begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right) \\ \text{(無償貸付機械等損料額)} \end{array}$$

(二) 鋼橋桁等の輸送に係る間接費（対象額に対する率計算の場合）の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作＋輸送＋架設等	○	○	○
製作＋輸送	×	○	○
輸送＋架設等	○	○	○
輸送	×	○	○
架設等	○	○	○

○対象とする ×対象としない

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

2) 積上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

3) 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。

4) 適用除外

この算定基準によることが困難又は不適當であると認められるものについては、適用除外とすることが出来る。

5) 間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対象額	直接工事費＋共通仮設費＝純工事費	純工事費＋現場管理費＝工事原価
項目				
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等（投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(～)参照）		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械等評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×
ダム工事	支給電力料（基本料金含む）	×	×	×
	無償貸付機械等評価額	○	×	×

○対象とする ×対象としない

- (注) (イ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストＰＣ桁、プレキャストＰＣ床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）をいう。その他橋梁資材及び大型遊具（設計製作品）については土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕を参照のこと。
- (ロ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。
- (ハ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（Ｆ型、Ｔ型、逆Ｌ型、ＷＦ型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする（ｔ当り製作単価として取扱う場合）。
- (ニ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を福島県財務規則で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。
- (ホ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。
- (ヘ) 処分費等の取扱い
「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。
- １）処分費（再資源化施設の受入費を含む）
 - ２）上下水道料金
 - ３）有料道路利用料
- (ト) ゴム支承、鋼製支承、高カボルト（普通ボルト）の購入費は、鋼橋門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。
- (チ) 支給品の取扱いは土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕を参照のこと。
- (リ) 無償貸付機械の取扱いは土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕を参照のこと。
- (ヌ) その他機器類については土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕を参照のこと。

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) １．上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
- ２．上表により難しい場合は別途考慮するものとする。
- ３．「処分費」には、運搬費、産業廃棄物税相当額は含まない。

6) 間接工事費等の調整データ条件入力基準表

コード	条件			現場環境 改善費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	工場管理費	備 考
	A	B	C						
#0020	0	1		対象	対象	対象	対象外	—	支給品費
#0040	0	1	0	対象	対象	対象	対象外	—	無償貸付機械評価額
#0040	1	1	1	—	—	—	対象外	—	現場管理費内の一般管理費対象外
#0040	1	1	3	対象外	対象外	対象	対象	—	共通仮設費対象外
#0040	1	1	4	対象外	対象外	対象外	対象	—	共通仮設費・現場管理費対象外
#0040	1	1	5	対象外	対象外	対象外	対象外	—	諸経費全般対象外
#0040	1	1	6	—	—	—	—	対象外	工場管理費対象外
#0040	1	1	7	対象外	※2	※2	※2	—	直接工事費内の処分費
#0040	1	1	8	※1	※2	※2	※2	—	準備費内の処分費
#0040	1	1	9	※3	—	対象外	対象外	—	技術管理費内の業務委託費
#0040	1	1	10		対象外	対象外	対象	—	機器単体費（土木一体）
#0040	1	1	11		対象外	対象外	対象外	—	機器単体費（電気単独）

対象 : 率の対象額に含める

対象外 : 率の対象額に含めない

— : 元々の計算に含まれない

※1 : 準備費に使用できる（直接工事費に使用できない）

※2 : 処分費等の取扱い（第Ⅰ編第2章②3.（6））のとおり（3%かつ3千万円以内を対象額とする）

※3 : 技術管理費に使用できる（直接工事費に使用するとイメージアップ／共通仮設費の対象となるので注意）

7) 有価物の売却金額（以下「スクラップ控除額」という。）の入力基準

直接工事費はスクラップ控除額が差し引かれた金額とし、スクラップ控除額は諸経費の対象外とする。

（諸経費の対象額からはスクラップ控除額を差し引かない。）

このため、スクラップ控除額は、条件をA=1, B=1, C=5とした調整データ#0040（上記「6）間接工事費等の調整データ条件入力基準表」の諸経費全般対象外を適用する。）の下位に、負数（例：-12,000）で入力する。

※ 当該調整データにより、当該金額（負数）は直接工事費の計算に含まれるが、諸経費全般の対象額の計算には含まれなくなる。

表－１ 工 種 区 分

工種区分	工 種 内 容
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事 1. 樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、ロックシェッド（ＲＣ構造）、スノーシェッド（ＲＣ構造）、防音（吸音・遮音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、ＰＣ橋（プレキャストセグメントを除く工場製作桁、プレテンション桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門（管）工、水（閘）門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁下部工（ＲＣ構造）、床版工（ＲＣ構造及びプレキャストＰＣ構造） 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工（ＲＣ構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート、石材等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4. １・２及び３に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 1. 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事 2. 河川、海岸、砂防工事の工事用道路を単独発注する場合 3. ロックネット張工、消雪パイプ設置、歩道設置を単独発注する場合
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（ＲＣ構造及びプレキャストＰＣ構造を除く）、橋梁下部工（鋼製） 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む） 4. 側道橋架設、横断歩道橋架設を単独発注する場合 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
ＰＣ橋工事	ＰＣ橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 工事現場におけるＰＣ桁の製作（工場製作桁は除く）、架設及び製作架設に関する工事、ポストテンション桁の工事 2. プレキャストセグメント構造のＰＣ橋工事
橋梁保全工事	橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打換え等は除く）
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模（パッチング等）な工事で施工箇所が点在する工事は除く

工種区分		工 種 内 容
共 同 溝 等 工 事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事（地下駐車場、地下横断歩道等）にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事		トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く
砂防・地すべり等 工事		砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石雪崩防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事		供用中の道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{*1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{*2} に関する工事 3. 道路標識 ^{*1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{*1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 6. 道路照明灯設置、道路植樹工を単独発注する場合 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局所的な場合に適用
河川維持工事		河川維持工事（河川高潮対策区間の工事を含む）にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 道路維持工事にあつて、次に掲げる工事 6. 未供用（全面通行止を含む）の道路における「道路維持工事」 上記にあつて、次に掲げる工事 7. 1、2、3、4、5及び6に類する工事
下水道 工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事
	(4)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事
公園工事		公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事
コンクリートダム工事		コンクリートダム本体を主体とする工事
フィルダム工事		フィルタイプでダム本体を主体とする工事
電線共同溝工事		電線共同溝に関する工事
情報ボックス工事		情報ボックスに関する工事（耐火防護も含む）
港湾・ 漁港工事	浚渫工事	航路、泊地、船溜の浚渫工事、構造物の床掘工事ならびに土取工事及びこれらに類する工事
	構造物工事	構造物工事にあつて次に掲げる工事 防波堤、防砂堤、導流堤、岸壁、栈橋、物揚場、係船杭、護岸の構築物に関する工事及びこれらに類する工事 ただし、浚渫、道路、橋梁、鉄道に関する工事及びこれらに類する工事を除く
海岸工事 (港湾・漁港に関わる海岸)		堤防、突堤、離岸堤、護岸、樋門、水（閘）門、養浜等の構築物に関する工事及びこれらに類する工事

工 種 区 分	工 種 内 容
港湾・漁港構造物工事・ 海岸工事	港湾構造物，海岸工事にあって，防舷材のみを取り付ける工事，電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあって，次に掲げる工事 空港土工、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、柵工等の付帯施設工、ブラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事
空港地盤改良工事	地盤改良工事（地盤の沈下、安定及び液状化等に関する工事）にあって，次に掲げる工事 地盤改良工及びこれらに類する工事
空港舗装工事	舗装の新設，改良工事，又は空港修繕工にあって，次に掲げる工事 空港舗装工，舗装工，飛行場標識工，タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工，舗装撤去工，路面排水工，防護柵工，道路標識工，道路付属施設工，空港舗装修繕工，舗装修繕工，標識修繕工，及びこれらに類する工事
空港維持工事	空港維持工事にあって，次に掲げる工事 草刈工，清掃工，標識維持工，植栽維持工，緊急補修工，除雪工及びこれらに類する工事

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は，別表第1（第1表～第10表）^{*1}の工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率を，当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては，「2. 共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ) 表-2の適用条件に該当する場合，別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

また，表-3に該当する場合，別表第1（第6表～第11表）の共通仮設費率に補正値を加算するものとする。

表-2 地域補正の適用(土木)

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地(D I D補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台／日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(D I D補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗 装工事, 橋梁保全 工事以外の工種 (※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通 量(上下合計)が5,000台/日以上 of 車 道において, 車線変更を促す規制を行う 場合。ただし, 常時全面通行止めの場合 は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事, 道路維持工事, 舗 装工事, 橋梁保全 工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り(1)以外の車道にお いて, 車線変更を促す規制を伴う場合。 (常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	4
市街地(D I D 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事, 電 線共同溝工事, 道 路維持工事, 舗装 工事, 橋梁保全工 事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは, 施工地域が人口集中地区(D I D 地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお, D I D 地区とは, 総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその
全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複수에該当する場合は, 適用優先順に従い決定するものとする。

表一3 地域補正の適用(港湾・漁港・空港)

施工地域・工事場所区分		補正值(%)
重要港湾・市街地に係る漁港		1.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	
	a. 地方港湾その他の漁港	1.5
	b. 空港	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	
		0.0

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地: 施工地域が人口集中地区(D I D 地区)をいう。

D I D 地区とは, 総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地 方 部: 施工地域が上記以外の地区をいう。

重 要 港 湾: 小名浜港, 相馬港

地 方 港 湾: 江名港, 中之作港, 久之浜港, 翁島港, 湖南港

2. 施工場所区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合: ①施工場所において, 一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において, 地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において, 50m以内に人家等が連なっている場合

3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い

工事場所において, 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には, 補正率の大きい方を適用する。

ロ) 海上輸送に要する補正

海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として、別表第1（第1表～第10表）の共通仮設費率に下表の補正値を乗じるものとする。

また、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場まで移動することが困難な場合をいう。

陸上作業とは混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。

工 種 区 分		補正値 (%)
港湾・漁港工事	浚 渫 工 事	1.28
	構 造 物 工 事	1.68

ハ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値）

または、

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K_r）×施工地域を考慮した補正値）

ただし、共通仮設費率（K_r）は別表第1の第1表～第11表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（K_r）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

(3) その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

なお、東日本大震災に伴う復興係数については、「第I編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」によるものとする。

補正係数（復興係数）は、土木1.3、港湾1.3、空港1.3

ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

別表第1

共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	4) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C 橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50
下水道(4)工事		10.24	330.0	-0.2225	3.28

第2表

第2表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	下記の 率 とする	4) の算定式により算出された率と する。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
		A	b	
	道路維持工事	23. 94	4, 118. 1	-0. 3548
河川維持工事	9. 05	26. 8	-0. 0748	6. 76

第4表

対象額		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
工種区分	適用区分	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第5表

対象額 適用区分		3 億円以下	3 億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	4) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分			A	b	
コンクリートダム		13. 77	3064. 8	-0. 2769	6. 32
フィルダム		7. 57	43. 7	-0. 0898	5. 88

第6表

対象額		600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
工種区分	適用区分	下記の率とする	4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
港湾・漁港工事	浚渫工事	11.14	357.8	-0.2223	3.06
	構造物工事	7.97	132.7	-0.1802	2.80

第6-1表

対象額 適用区分 工種区分	対象額	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	4) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	
			A	b		
海岸工事 (港湾・漁港に関わる海岸)		13. 08	407. 9	-0. 2204	6. 36	

第7表

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	4) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
港湾・漁港構造物工事・海岸工事		6.12	1420.4	-0.3490	1.41

第8表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	4) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港用地造成工事		13.42	513.1	-0.2362	2.63

第9表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	4) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港地盤改良工事		21.96	568.9	-0.2110	5.11

第10表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	4) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港舗装工事		14.16	608.7	-0.2438	3.29

第11表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	4) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港維持工事		6.65	127.6	-0.1915	3.28

4) 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A, b : 変数値

注) 1. K_r の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算式による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2-2 運搬費

(1) 運搬費の積算

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 建設機械器具の運搬等に要する費用

- (イ) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- (ロ) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
- (ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用

(ニ) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬

(ホ) 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬

ただし、支給品及び現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。

(ヘ) 建設機械の自走による運搬

(ト) 建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用

(チ) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬

2) 鋼桁、PC桁、門扉等工場製作品の運搬（直接工事費に計上）

3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

4) 建設機械等の運搬基地

建設機械、PC橋架設器材、鋼橋架設器材等、仮設材等の所在場所等については積算基準〔Ⅲ〕編による。

(2) 積算方法

1) 共通仮設費に計上される運搬費

(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- a. 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）
- b. 器材等（型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、作業車（PC橋片持ち架設工）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬
- c. 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型最大吊上能力80t吊以上は、積上げるものとする。）
- d. 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用
- e. 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。
- f. 上記（1）、（1）、（ハ）の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型最大吊上能力20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型最大吊上能力20～70t吊）の分解・組立及び輸送に要する費用

(ロ) 積上げ項目による運搬費

- a. 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。
ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。
- b. 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。
（土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕敷鉄板の費用についても参照のこと。）
- c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
（運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。）
- d. 上記（イ）及び（ロ）a～cにおける自動車航送船使用料に要する費用
（運搬中の本体賃料・損料を含む）
- e. 供用中の自動車専用道路での工事の場合における、3t以上の建設機械の作業基地から現場までの貨物自動車等による運搬（土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕運搬費についても参照のこと。）

2) 直接工事費に計上される運搬費

- a. 鋼桁、PC桁、門扉等工場製作品の運搬
- b. 支給品及び現場発生品の運搬

(3) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

1) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用

質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。

$$U_k = A + M + K \text{ (又は } K') \text{)}$$

ただし U_k : 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費

A : 基本運賃料金 (円)

表3.1によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増 (特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等) の有無にかかわらず適用出来る。

ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。

M : その他の諸料金 (円)

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

- a 荷役機械使用料
- b 自動車航送船使用料
- c 有料道路利用料
- d その他

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (円)

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料 (円)

運搬される建設機械 (被運搬建設機械) の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。

* 建設機械運搬方法等は表3.2による。

2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K'))

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料 = 運搬される機械の供用1日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

$$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

運搬中の損料 = 運搬される機械の供用1日当り損料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

$$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

L : 運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度 : (30km/h)

(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。

3. 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立 (S0080及びS0085) により積算すること。

なお、重建設機械分解組立輸送 (S0080) については、運搬中の賃料 (K) が考慮されている。

4. 油圧式杭圧入引抜機 (鋼矢板V L・VI L・II w・III w・IV w型用) の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。

表3. 1 基本運賃表

貨物自動車 規格	機械名	規格	20km まで(円)	50km まで(円)	100km まで(円)	150km まで(円)	200km まで(円)	200km を超え 20km までを 増す毎に (円)
20 t 車以上 30 t 車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200
	スタビライザ	幅2.0m 深0.6m						
	スタビライザ	幅2.0m 深1.2m						
	スタビライザ	幅2.0m 深0.4m						
	自走式破砕機	クラッシャ 一寸法 開450mm 幅925mm						
	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板 10H・25H・ 45H・50H型 用						
	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ型用						
	バックホウ（超 ロングアーム 型）	バケット容 量0.3m ³						
	バックホウ（超 ロングアーム 型）	バケット容 量0.4m ³						
	バックホウ（超 ロングアーム 型）	バケット容 量0.45m ³						
	各種	—						

(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。

表3. 2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械質量 (t)	
路 面 切 削 機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50 (27.00)	()内は排出ガス対策型(2014年規制)の場合の機械質量
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	幅2.0m 深0.6m	R	23.00	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	幅2.0m 深1.2m	R	24.70	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 盤 再 生 用)	幅2.0m 深0.4m	R	22.50	
自 走 式 破 砕 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	R	30.00	
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機	鋼矢板10H・25H・45H・50H型用	R	21.80	
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70	
バ ッ ク ホ ウ (超 ロ ン グ ア ーム 型)	バケット容量0.3m ³	R	26.10	
バ ッ ク ホ ウ (超 ロ ン グ ア ーム 型)	バケット容量0.4m ³	R	22.00	
バ ッ ク ホ ウ (超 ロ ン グ ア ーム 型)	バケット容量0.45m ³	R	22.00	

- (注) 1. 貨物自動車による運搬は、S0011で計上する。
2. 車載のRはトレーラである。
3. 本表に掲載のある建設機械については、分解・組立の必要はない。

(4) 仮設材等の運搬

コード番号 S 0 0 7 0

1) 仮設材等（鋼矢板，H形鋼，覆工板，敷鉄板等）の運搬費用

仮設材の運搬は次式により行うものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H$$

ただし U：仮設材の運搬費

E：基本運賃（円／t）

下表によるものとする。

なお，運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また，運賃は下表に掲げてある基本運賃に，必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし，車両留置料，長大品割増，休日割増，特別割引は適用しない。

基 本 運 賃 表

(単位：円／t)

製品長 距 離	12m以内	12m超～ 15m以内	15m超
10kmまで	4,530 (4,210)	4,970 (4,660)	7,480 (6,450)
20 "	4,690 (4,380)	5,230 (4,950)	7,950 (6,810)
30 "	5,010 (4,710)	5,570 (5,190)	8,450 (7,180)
40 "	5,340 (4,990)	5,920 (5,570)	8,940 (7,620)
50 "	5,690 (5,340)	6,320 (5,870)	9,490 (8,020)
60 "	6,050 (5,610)	6,750 (6,270)	10,000 (8,480)
70 "	6,470 (6,060)	7,180 (6,640)	10,600 (8,950)
80 "	6,820 (6,340)	7,570 (7,050)	11,100 (9,450)
90 "	7,190 (6,750)	8,000 (7,380)	11,800 (9,910)
100 "	7,610 (7,000)	8,450 (7,770)	12,400 (10,300)
110 "	8,010 (7,460)	8,880 (8,200)	13,000 (10,900)
120 "	8,350 (7,560)	9,250 (8,450)	13,600 (11,300)
130 "	8,770 (8,170)	9,700 (8,950)	14,200 (11,900)
140 "	9,160 (8,280)	10,000 (9,250)	14,800 (12,300)
150 "	9,470 (8,660)	10,400 (9,480)	15,400 (12,700)
160 "	9,870 (8,860)	10,800 (9,850)	15,900 (13,100)
170 "	10,200 (9,270)	11,200 (10,100)	16,600 (13,700)
180 "	10,500 (9,340)	11,600 (10,400)	17,100 (14,000)
190 "	10,900 (9,780)	12,100 (10,700)	17,900 (14,600)
200 "	11,400 (10,000)	12,600 (11,000)	18,600 (15,000)
200kmを超え 20kmまでを増すごとに	780 (665)	925 (764)	1,330 (1,050)

- (注) 1. 北海道・東北・関東・北陸・中部・沖縄の6地方整備局等は()の内の運賃を適用する。
 2. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。
 3. S0070は片道分の運搬であるので，搬入搬出それぞれ計上する必要があることに注意すること。
 4. 誘導車，誘導員が必要な場合については別途計上する。

F 1～F 2：運賃割増率

F 1：冬期割増

地 域	期 間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割増
青森県，秋田県，山形県，新潟県，長野県，富山県，石川県，福井県，鳥取県，島根県の全域 岩手県のうち北上市，久慈市，遠野市，二戸市，九戸郡，二戸郡，上閉伊郡，下閉伊郡，岩手郡，和賀郡，福島県のうち会津若松市，喜多方市，南会津郡，北会津郡，耶麻郡，大沼郡，河沼郡，岐阜県のうち高山市，大野郡，古城郡，益田郡，郡上郡	自12月1日 至3月31日	

F 2：深夜早朝割増

運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増
----------------------	-----

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（円）

その他，下記事項の料金を必要により計上する。

- a．有料道路利用料
- b．自動車航送船利用料
- c．その他

* 端数の処理

運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し，円未満の金額については切り捨てる。

コード番号	S 0 0 7 2
-------	-----------

2）仮設材等（鋼矢板，H形鋼，覆工板，敷鉄板等）の積込み，取卸しに要する費用

仮設材等（鋼矢板，H形鋼，覆工板，敷鉄板等）の積込み・取卸し費

場 所	作 業	費 用 (円／ t)		
基 地	積 込 み	750	1, 500	3, 000
現 場	取 卸 し	750		
	積 込 み	750	1, 500	
基 地	取 卸 し	750		

（注）1．橋梁ベント，橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。

2．敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

(5) 重建設機械分解・組立

1) 適用範囲

本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は次表を標準とする。

表5. 1 適用建設機械

機 械 区 分	適 用 建 設 機 械
ブ ル ド ー ザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通 通称21 t 級以上～44 t 級以下 湿地 通称20 t 級以上～28 t 級以下
バ ッ ク ホ ウ 系	バックホウ（超ロングアーム型は除く） バケット容量1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 油圧クラムシェル・テレスコピック バケット容量（平積）0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下
ク ロ ー ラ ク レ ー ン 系	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型〕 最大吊上能力 16 t 以上～300 t 以下 クラムシェル〔油圧ロープ式〕 バケット容量（平積）0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 パイプロハンマ 〔クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・最大吊上 能力50～55 t 吊〕
ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系	トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 最大吊上能力 100 t 以上～550 t 以下
ク ロ ー ラ 式 杭 打 機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 100 t 以上～150 t 以下
オ ー ル ケ ー シ ン グ 掘 削 機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000mm以下 オールケーシング掘削機〔スキッド式〕 掘削径 2,000mm以下
地 盤 改 良 機 械	中層混合処理機 機械質量 20 t 以上～120 t 以下
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器除く） 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機 機械質量 20 t 以上～170 t 以下
ト ン ネ ル 用 機 械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20 t 以上～60 t 以下

2) 施工歩掛

(イ) 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

表5.2 クレーンの規格選定

機 械 区 分		規 格	分解組立用クレーン	
			機 械 名	規 格
バ ッ ク ホ ウ 系 オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕 トンネル用機械		表5.1 参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 〕	最大吊上能力 25t吊
ブ ル ド ー ザ		21t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制) 〕	最大吊上能力 25t吊
		44t級以下		
地盤改良機械	中 層 混 合 処 理 機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 〕	最大吊上能力 25t吊
		質量120t以下		最大吊上能力 60t吊
	サ ン ド パ イ ル 打 機 粉 体 噴 射 攪 拌 機 深 層 混 合 処 理 機 プレファブリケートドベーチカルドレン打機	質量60t以下		
		質量120t以下		
		質量180t以下		
ク ロ ー ラ ク レ ー ン 系		35t吊以下 (クラムシェル平積0.6m3含む)	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 〕	最大吊上能力 25t吊
		80t吊以下 (クラムシェル平積2.0m3以下含む)		
		150t吊以下 (クラムシェル平積3.0m3以下含む)	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値) 〕	最大吊上能力 60t吊
		300t吊以下		
ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系		表5.1 参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 〕	最大吊上能力 70t吊
		200t吊以上 360t吊以下	リフター 〔せり上げ能力〕	50t
		550t吊以下		
ク ロ ー ラ 式 杭 打 機		質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 〕	最大吊上能力 60t吊
		質量100t以下		
		質量150t以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジ ブ型・基礎工事用・排出ガス対策 型(2014年規制)〕最大吊上能力70 ～90t吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事 用・排出ガス対策型 (2014年規制) 〕	最大吊上能力 70～90t吊
		表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジ ブ型・基礎工事用・排出ガス対策 型(2014年規制)〕最大吊上能力 100t吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事 用・排出ガス対策型 (2014年規制) 〕	最大吊上能力 100t吊

(注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは、賃料とし、クローラクレーンは損料とする。

なお、リフター(せり上げ能力50t)の供用1日あたり賃料は224,000円を標準とする。

(オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。)

2. 現道上および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。

3. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。

(ロ) 歩掛

分解・組立1台1回当り歩掛は、次表を標準とする。

表5. 3 分解・組立1台1回当り歩掛

機 械 区 分	規 格	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解＋組立〕	ク レ ー ン 運 転 歩 掛 (日) 〔分解＋組立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)
ブ ル ド ー ザ	21t級以下	2.8	2.1	155	21
	44t級以下	4.6	3.4	153	21
バ ッ ク ホ ウ 系	バケット容量 1.5m ³ 以下 〔油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4m ³ 以上 0.6m ³ 以下含む〕	2.7	1.4	250	24
	バケット容量 2.1m ³ 以下	4.5	2.3	256	25
ク ロ ー ラ ク レ ー ン 系	35t吊以下 〔クラムシェル〕 〔平積0.6m ³ 含む〕	3.0	0.8	444	22
	80t吊以下 〔クラムシェル〕 〔平積2.0m ³ 以下含む〕	5.5	1.5	434	21
	150t吊以下 〔クラムシェル〕 〔平積3.0m ³ 以下含む〕	11.3	3.1	315	15
	300t吊以下	20.5	5.7	313	15
ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系	120t吊以下	4.3	1.5	394	75
	160t吊以下	5.7	1.9	409	78
	360t吊以下	11.7	4.0	399	75
	550t吊以下	20.9	7.1	401	76
	200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使用する場合)	11.0	2.7	392	83
	550t吊以下 (リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83
ク ロ ー ラ 式 杭 打 機	60t以下	8.6	2.1	163	2
	100t以下	15.5	3.7	164	2
	150t以下	23.5	5.6	163	2
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5

表5. 3 分解・組立1台1回当り歩掛

機 械 区 分		規 格	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解＋組立〕	ク レ ー ン 運 転 歩 掛 (日) 〔分解＋組立〕	運搬費等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)
オールケーシング掘削機 〔 ス キ ッ ド 式 〕		〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型(2014年規制)〕最大吊上能力70～90t吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	490	4
		〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型(2014年規制)〕最大吊上能力100t吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	361	3
地盤改良機械	中 層 混 合 処 理 機	60t以下	16.0	2.4	265	4
		120t以下	41.2	6.3	211	3
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイティッド バーチカルドレーン打機	60t以下	16.0	2.4	213	3
		120t以下	41.2	6.3	211	3
		180t以下	64.6	9.9	210	3
ト ン ネ ル 用 機 械		－	5.4	2.0	582	8

- (注) 1. 分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。
2. 標準的作業に必要な装備品・専門部品が含まれている。
3. 運搬費等には下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
①トラック及びトレーラによる運搬費〔往復〕（誘導車、誘導員含む）
②自走による本体賃料・損料
③運搬中の本体賃料・損料
④分解・組立時の本体賃料
⑤ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
4. 諸雑費は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
①分解・組立時の本体賃料
②ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

3) その他

- (1) 深層混合処理機（二軸式90kW×2）は，地盤改良機械（機械質量180t以下）を適用する。
 (2) 粉体噴射攪拌機（単軸式19.6kN・m×1）は，地盤改良機械（機械質量60t以下）を適用する。
 (3) 粉体噴射攪拌機（二軸式55kW×2）は，地盤改良機械（機械質量120t以下）を適用する。
 (4) 粉体噴射攪拌機（二軸式90kW×2）は，地盤改良機械（機械質量120t以下）を適用する。

4) 単価表

(1) 重建設機械分解組立輸送 1 回当り単価表

コード番号	S 0 0 8 0
-------	-----------

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表5.3
分解組立用クレーン		日 (h)		表5.2, 5.3
運 搬 費 等		式	1	表5.3
諸 雑 費		〃	1	
計				

(2) 重建設機械分解組立 1 回当り単価表

コード番号	S 0 0 8 5
-------	-----------

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		表5.3
分解組立用クレーン		日 (h)		表5.2, 5.3
諸 雑 費		式	1	表5.3
計				

2-3 準備費

(1) 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 準備及び後片付けに要する費用

- イ 着手時の準備費用
- ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
- ハ 完成時の後片付け費用

2) 調査・測量、丁張等に要する費用

- イ 工事着手前の基準測量等の費用
- ロ 縦、横断面図の照査等の費用
- ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用
- ニ 丁張の設置等の費用

3) 準備として行う以下に要する費用

- イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）

- ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）

4) 1) から3) に掲げるもののほか、取得補償した立木の伐採・処分及び3) による伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。

なお、伐開、除根、除草等に係る運搬については、土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕による。

5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

(2) 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記（1）の1）、2）、3）とし、積上げ計上する項目は前記（1）の4）に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

2-4 事業損失防止施設費

(1) 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用

2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

(2) 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

2-5 安全費

(1) 安全費の積算

安全費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 安全施設等に要する費用

2) 安全管理等に要する費用

3) 1) ～2) に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(2) 積算方法

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用

② 不稼働日の保安要員等の費用

③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く）

⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用

⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む）

⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用

⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）

⑨ 安全用品等の費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）

⑩ 安全委員会等に要する費用

⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用

上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

- ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用
- ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用（積算方法は、第1編第8章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による）
- ③ 高圧作業の予防に要する費用
- ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
- ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
- ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- ⑦ 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- ⑧ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NATM）の計測Aに要する費用については除く）
- ⑨ 県産木材を利用した工事名標示板の設置に要する費用（1工事現場当り2基の工事名標示板加算額S9990の計上を標準とする。ただし、災害復旧工事を除く。）
- ⑩ その他、現場条件等により積み上げを要する費用
 - 1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算
トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を計上するものとする。

$$\text{呼吸用保護具等費用} = 1,660,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$$

上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級（半面形面体）の場合に適用する。

上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。

なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）の合計額とする。

（注）B級とは濡れ率の性能等級を示す。

2-6 役務費

（1）積算方法

役務費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 土地の借上げ等に要する費用
- 2) 電力、用水等の基本料
- 3) 電力設備用工事負担金

（2）役務費の積算

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。

1) 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

（イ）宅地・宅地見込地及び農地 $A = B \times 0.06 \div 12$

（ロ）林地及びその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$

A：借地単価（円／m²／月） B：土地価格（円／m²）

※上記算定式は福島県土木部の公共事業の施工に伴う損失補償基準第24条、同運用に係わる場合に適用する。

2) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。

3) 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

2-7 技術管理費

（1）技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 品質管理のための試験等に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量等に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

（2）積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。

- ① 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用

- ② 出来形管理のための測量，図面作成，写真管理に要する費用
- ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- ④ 完成図の作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用
- ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用
- ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- ⑦ コンクリートの単位水量測定，ひび割れ調査，テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
- ⑧ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用
- ⑨ 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用
- ⑩ P C上部工，アンカー工等の緊張管理，グラウト配合試験等に要する費用
- ⑪ トンネル工（NATM）の計測Aに要する費用
- ⑫ 塗装膜厚施工管理に要する費用
- ⑬ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）
- ⑭ 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）
- ⑮ 品質証明に係る費用（品質証明費）
- ⑯ 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
- ⑰ その他，土木工事共通仕様書に記載されている試験に要する費用

上記以外で積上げする項目は，次の各項に要する費用とする。

（イ）特殊な品質管理に要する費用

- ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
- ・地質調査：平板載荷試験，ボーリング，サウンディング，その他原位置試験

（ロ）現場条件等により積上げを要する費用

- ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用
- ・試験盛土等の工事に要する費用，トンネル（NATM）の計測Bに要する費用
- ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用
- ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用
- ・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用

（ハ）施工合理化調査，施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用

- ・調査に要する費用とし，その費用については，間接工事費，一般管理費等の対象とする。

（ニ）ICT建設機械に要する以下の費用

- ・システム初期費

（1 工事当たり使用機種毎に一式計上を原則とする。施工箇所が点在する工事の場合は，箇所毎に計上するのではなく，1 工事当たり使用機種毎に一式計上とする。）

- ・3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

（ホ）その他，前記イ，ロ，ハ，ニに含まれない項目で，特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

2-8 営繕費

(1) 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 2) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 4) 労働者の輸送に要する費用
- 5) 上記1)、2)、3)に係る土地・建物の借上げに要する費用
- 6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用
- 7) 1)～6)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

(2) 積算方法

営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)、4)、5)及び6)の内以下の項目とする。

・コンクリートダム、フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

1) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用

監督員詰所及び火薬庫等の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。

イ. 監督員詰所

- ・設置撤去する場合 $E_k = A(500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
- ・設置のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
- ・撤去のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
- ・損料のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M) + t \cdot M$

ただし、 E_k ：監督員詰所に係る営繕費

(E_k には、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記 t の費用が含まれる。)

A ：建物面積 (m²)

(建物面積は人員2名までは25m²を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することが出来る。)

M ：月数（必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、第1位とする。)

t ：次の項目に要する費用

a. 備品（机、いす、黒板、温度計、書箱、時計、エアコン、消火器、湯沸器、ロッカー、応接セット）に要する費用

備品は損料として13,800円／月を計上する。

b. その他、現場条件等により積上げを要する費用。

(注) 1. 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。

2. 上記の E_k については、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。

3. 電気、水道、ガスに係る既設の供給管（線）と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することが出来る。

4. 監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することが出来る。

ロ．火薬庫類

(イ) 火薬庫類の計上区分

(a) 大規模工事（1 工事の火薬使用量が、20t以上の工事）

表2. 1 火薬庫類等の計上区分及び規格

火 薬 庫 類 等	規 格
火 薬 庫	2 級火薬庫 鋼製移動式 2 t 庫 5.0m ²
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 3.2m ²
取 扱 所	鋼製移動式 3.2m ²
火 工 所	組立テント式 1.9m ²

(注) 各都道府県等の条例，現場条件等により現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は小規模工事に準ずる。

(b) 小規模工事（大規模以外の工事）

表2. 2 火薬庫類等の計上区分及び規格

火 薬 庫 類 等	規 格	適 用
取 扱 所	鋼製移動式 3.2m ²	1 日の使用量が25kg以下の場合 は計上しない。
火 工 所	組立テント式 1.9m ²	

(注) 交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合，又は各都道府県等で条例，その他別途定められている場合においては必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

(ロ) 火薬庫類の営繕損料

表2. 3 1現場当り火薬庫類損料

火 薬 庫 類 等	規 格	損料（2 年以下一律）（円）
火 薬 庫	2 級火薬庫 鋼製移動式 2 t 庫 5.0m ²	620,000
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 3.2m ²	523,000
取 扱 所	鋼製移動式 3.2m ²	459,000
火 工 所	組立テント式 1.9m ²	54,000

(注) 1. 1 現場当りの使用期間が2 年を超える場合は下記のとおりとする。

a. 2 年を超え4 年以下の場合は，上表損料の40%増とする。

b. 4 年を超える場合は，火薬庫類の耐用年数を考慮して別途積算する。

2. 火薬庫類損料には，火薬庫類の設置・撤去，立入防止柵，警報装置等の費用を含む。

(ハ) 保安管理費

火薬庫，火工品庫等を設置する工事にあたっては，火薬類盗難防止の万全を期するため，必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。ただし，上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし，次式により算定する。

保安管理費＝火薬庫類設置期間（月）×30日／月×普通作業員単価（昼間単価）

(注) 火薬庫類設置期間は火薬を使用する工種の設計工程から求めるものとし，0.5ヶ月単位（2 捨3 入）とする。

(ニ) 火薬庫類の設置にあたり土地の借上げが必要な場合は別途計上することが出来る。

2) 現場事務所，監督員詰所等の美装化，シャワーの設置，トイレの水洗化等に要する費用とし，積算方法は第8 章〔土木請負工事における現場環境改善費の積算〕による。

3) その他，現場条件等により積上げを要する費用。

3. 現 場 管 理 費

(1) 現場管理費の項目及び内容

1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

イ．募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）

ロ．慰安、娯楽及び厚生に要する費用

ハ．直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

ニ．賃金以外の食事、通勤等に要する費用

ホ．労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

3) 租税公課

固定資産税，自動車税，軽自動車税等の租税公課。ただし，機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険，組立保険，法定外の労災保険，火災保険，その他の損害保険の保険料

5) 従業員給料手当

現場従業員の給料，諸手当（危険手当，通勤手当，火薬手当等）及び賞与

ただし，本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者，世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

8) 建設業退職金共済契約に係る掛金

建設業退職金共済制度に基づく事業者負担額

9) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等福利厚生，文化活動等に要する費用

10) 事務用品費

事務用消耗品，新聞，参考図書等の購入費

11) 通信交通費

通信費，交通費及び旅費

12) 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

13) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音，振動，濁水，交通騒音等による事業損失に係る補償費

ただし，臨時にして巨額なものは除く。

14) 外注経費

工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費

15) 工事登録等に要する費用

工事实績等の登録に要する費用

16) 動力・用水光熱費

現場事務所，試験室，労働者宿舍，倉庫及び材料保管庫で使用する電力，用水，ガス等の費用（基本料金を含む。）

17) 公共事業労務費調査に要する費用

18) 雑費

1) から17) までの属さない諸費用

(2) 現場管理費の算定

- 1) 現場管理費は別表第2 (第1表～第10表) の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

- 2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。

- 3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

- 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

(イ) 冬期工事にかかる現場管理費率の補正

表3.2における積雪寒冷地域で施工時期が冬期 (12月1日～3月31日) となる屋外工事に適用する。(標準工期が12月1日～3月31日に掛かる屋外工事)

ただし、次の工事は除く。

- ① コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事
- ② 工場製作工事及び、除排雪工事等冬期条件下で施工すべき工事
- ③ トンネル内工事
- ④ 国庫債務負担行為等で年度内出来高を求めない工事

(ただし、工期が翌年度の12月1日以降となる場合は、翌年度以降の12月1日～3月31日までの工事期間を対象として補正するものとする。)

(ロ) 補正の方法

- ・別表第2 (第1表～第10表) の現場管理費率に補正值を加算する。
- ・全工事期間および工事期間 (12月1日～3月31日までの工事期間) は日単位とする。なお、工事の中止期間は、全工事期間および工事期間から除く。

$$\text{冬期率} = \frac{\text{工事期間 (日単位)}}{\text{全工事期間 (日単位)}}$$

冬期率は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

- ・補正值(%) = 冬期率 × 積雪寒冷地域区分による現場管理費補正係数 (α)

補正值は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

※1 積雪寒冷地域区分による現場管理費補正係数 (α) は表3.1による

- ・「補正対象となる屋外工事」と「非対象工事」を混在して発注する場合 (橋梁製作架設工事等) は、「補正対象となる屋外工事」が工事の主体となる場合に限り、「補正対象となる屋外工事」のみを対象として下記により補正するものとする。

- ① 補正対象額は、「補正対象となる屋外工事」とする。

- ② 冬期率については、「補正対象となる屋外工事」分の工事期間に対する、「補正対象となる屋外工事」の12月1日～3月31日までの工事期間とする。

- ・防雪柵設置撤去工事 (新設を除く) 及びスノーポール設置撤去工事については、冬期率の算定に使用する工事期間は2ヶ月 (設置12月と撤去3月) とする。

(例) 工期が11月15日～3月25日の場合

$$\text{冬期率} = \frac{\text{工事期間}}{\text{全工事期間}} = \frac{56 \text{日 (設置12月(31日) と撤去3月(25日))}}{131 \text{日}} = 43\%$$

表3. 1 積雪寒冷地地域区分による現場管理費補正係数(α)

地 域 区 分	補 正 係 数 (α)	備 考
4 級地	1. 2	適用地域は、表 3. 2 地域区分一覧表による。
3 級地	1. 4	
2 級地	1. 6	
1 級地	1. 8	

注 1) 施工地域が 2 つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

表3. 2 地域区分一覧表

建設事務所名	地 域 名	地域区分
県中建設事務所	田村市, 田村郡, 平田村, 古殿町	4 級地
県南建設事務所	西郷村, 鮫川村	
会津若松建設事務所	会津若松市, 河沼郡, 大沼郡	
喜多方建設事務所	喜多方市, 耶麻郡	
南会津建設事務所	南会津郡	
相双建設事務所	川内村, 葛尾村, 飯舘村	

注) 本表の適用は、令和 7 年 4 月 1 日現在の市町村の区域で適用する。

福島県内は 4 級地のみ該当する。

表3. 3 冬期工事にかかる現場管理費率の補正值早見表

(単位: %)

冬期率	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	0. 00	0. 01	0. 02	0. 04	0. 05	0. 06	0. 07	0. 08	0. 10	0. 11
10	0. 12	0. 13	0. 14	0. 16	0. 17	0. 18	0. 19	0. 20	0. 22	0. 23
20	0. 24	0. 25	0. 26	0. 28	0. 29	0. 30	0. 31	0. 32	0. 34	0. 35
30	0. 36	0. 37	0. 38	0. 40	0. 41	0. 42	0. 43	0. 44	0. 46	0. 47
40	0. 48	0. 49	0. 50	0. 52	0. 53	0. 54	0. 55	0. 56	0. 58	0. 59
50	0. 60	0. 61	0. 62	0. 64	0. 65	0. 66	0. 67	0. 68	0. 70	0. 71
60	0. 72	0. 73	0. 74	0. 76	0. 77	0. 78	0. 79	0. 80	0. 82	0. 83
70	0. 84	0. 85	0. 86	0. 88	0. 89	0. 90	0. 91	0. 92	0. 94	0. 95
80	0. 96	0. 97	0. 98	1. 00	1. 01	1. 02	1. 03	1. 04	1. 06	1. 07
90	1. 08	1. 09	1. 10	1. 12	1. 13	1. 14	1. 15	1. 16	1. 18	1. 19
100	1. 20	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※小数第2位止め(小数第3位四捨五入)の値である。

(例) 工事日数 2 2 5 日, 契約予想工期が 8 月 8 日～3 月 2 0 日までの場合

$$\text{冬期率} = \frac{110}{225} = 0.49 \quad 0.49 \times 100 = 49\%$$

冬期工事にかかる現場管理費率の補正值は第 5 行第 10 列の交点から 0. 59% と読む。

港湾・漁港工事, 海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事の場合
上表と同じ

空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事の場合
上表と同じ

2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(イ) 表3.4の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表～第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

また、表3.5に該当する場合、別表第2(第6表～第11表)の現場管理費率に補正値を加算するものとする。

表3.4 地域補正の適用(土木)

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地（D I D補正） （１）－１	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1. 2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り （１）－１	電線共同溝工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り （２）－１	電線共同溝工事	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地（D I D補正） （１）－２	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1. 1	2
一般交通影響有り （１）－２	電線共同溝工事，道路維持工事，舗装工事，橋梁保全工事以外の工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台／日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1. 1	3
一般交通影響有り （２）－２	電線共同溝工事，道路維持工事，舗装工事，橋梁保全工事以外の工種（※）	一般交通影響有り（１）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1. 1	4
市街地（D I D補正） （１）－３	鋼橋架設工事，電線共同溝工事，道路維持工事，舗装工事，橋梁保全工事以外の工種（※）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1. 1	5

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

表3.5 地域補正の適用(港湾・漁港・空港)

施工地域・工事場所区分			補正値(%)
重要港湾・市街地に係る漁港			1.20
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		
	a.	地方港湾その他の漁港	1.20
	b.	空港	1.20
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）をいう。

D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。

重 要 港 湾：小名浜港，相馬港

地 方 港 湾：江名港，中之作港，久之浜港，翁島港，湖南港

2. 施工場所区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において，一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において，地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において，50m以内に人家等が連なっている場合

3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い

工事場所において，施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には，補正值の大きい方を適用する。

3) その他

イ) 災害の発生等により，本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては，上記1)及び2)のほか，必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

なお，東日本大震災に伴う復興係数については，「第Ⅰ編第2章④東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」によるものとする。

補正係数（復興係数）は，土木1.1，港湾1.1，空港1.1

ロ) 設計変更時における現場管理費率の補正については，工事区間の延長，工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合，あるいは当初計上していなかったが，上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

1) 資材等を支給するときは，当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(5) 現場管理費の積算において支給品，貸付機械がある場合は，次により積算する。

1) 別途製作工事で製作し，架設（据付）のみを分離して発注する場合は，当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。

2) 支給品の価格決定については，官側において購入した資材を支給する場合，現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも，設計時の類似価格とする。

3) コンクリートダム工事，フィルダム工事については，無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は，積算の対象となる純工事費には含めない。

(6)「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一 般 管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
 2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。
 3. 「処分費」には、運搬費、産業廃棄物税相当額は含まない。

(7)現場管理費の計算

1) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率×補正係数(3(3)2))＋補正值(3(3)1))}

または、

現場管理費＝対象純工事費×(現場管理費率＋補正值(3(3)1))＋補正值(3(3)2))

対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸与機械等評価額

ただし、現場管理費率は、別表第2（第1表～第11表）による。

補正係数は、(3)2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率J₀の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

(8) 冬期歩掛補正基準

- 1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、工期が11月1日以降に始まり、当該年度の3月31日までにある工事で、かつ12月1日から3月31日までの期間が全工期の2分の1を超える工事について補正の対象とする。
ただし、下記工種については適用しないものとする。
 - イ. 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事、または、冬期施工が前提となっている非補正工事と補正対象屋外工事とを混合して発注する場合は、主体工事が屋外工事となる場合を除き補正しないものとする。
 - ロ. 除雪、排雪、コンクリート防寒養生、その他屋外作業であっても、冬期条件下で施工することが前提となっている工事。
- 2) 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊条件に対し必要となる保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別途に必要額を積算するものとする。
なお、機械作業については、運転手の労務費についてのみ補正するものとする。
- 3) 歩掛の補正は、表3.2地域区分一覧表の4級地に対して期間別に次表の冬期補正率により行うものとする。

工期末 工期始	冬 期 補 正 率 (%)				
	11月	12月	1月	2月	3月
11月	0	0	2	2	2
12月	—	2	3	3	2
1月	—	—	4	4	2
2月	—	—	—	3	2
3月	—	—	—	—	0

- 4) 設計変更等により工期に伸縮を生じる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率によるものとする。
ただし、繰り越しにより工期に延伸が生じて、施工工期が4月以降となった場合は3月31日迄の出来高に対して補正するものとし、施工時期が3月31日を超える出来高については、補正しないこととする。
なお、補正することが著しく不適当な場合については、この限りではない。
- 5) 橋梁工事等における製作・架設が一体となった工事で、架設が主体工事となる場合には、架設のみを対象として歩掛補正をするものとする。
- 6) 主体工事が屋外作業で歩掛補正の対象となる工事と屋内作業が混在する場合にあっては、歩掛補正の対象期間は屋外作業の開始から屋外作業の終了日までとする。
- 7) 歩掛の補正は、労務費に対して補正するものとし、次式により冬期補正設計労務単価を算出し、積算するものとする。

$$\text{冬期補正設計労務単価} = \text{基本設計労務単価} \times (1 + \text{冬期補正率})$$
- 8) 冬期屋外工事の歩掛補正については、国庫債務負担工事及び発注前に翌債手続きを終了し、発注時点より工期が翌年度に繰り越す工事には適用しないものとする。

別表第2

現 場 管 理 費 率

第1表

対象額		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
工種区分	適用区分	下記の 率 とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
河川工事		44.05	1118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事		43.11	402.3	-0.1417	21.34
海岸工事		28.11	100.3	-0.0807	18.84
道路改良工事		34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事		48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C 橋工事		31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事		40.83	598.0	-0.1703	17.54
砂防・地すべり等工事		46.27	1229.5	-0.2081	16.48
公園工事		43.09	347.3	-0.1324	22.34
電線共同溝工事		61.19	2132.5	-0.2253	20.01
情報ボックス工事		54.60	1528.4	-0.2114	19.13
下水道（4）工事		35.56	178.6	-0.1024	21.39

（注）基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象額		700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
工種区分	適用区分	下記の 率 とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
橋梁保全工事		65.88	1465.2	-0.1968	31.45

第3表

対象額		200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
工種区分	適用区分	下記の 率 とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
道路維持工事		60.33	613.0	-0.1598	32.29
河川維持工事		42.35	167.1	-0.0946	29.25

第4表

対象額		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
工種区分	適用区分	下記の 率 とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の 率 とする
			A	b	
共同溝工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09

第5表

対象額 適用区分 工種区分		3 億円以下	3 億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		31. 19	35. 0	-0. 0059	30. 68
フィルダム		34. 59	154. 9	-0. 0768	27. 87

第6表

対象額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
港湾・漁港工事	浚渫工事	24. 08	82. 2	-0. 0779	15. 50
	構造物工事	24. 65	40. 5	-0. 0315	20. 63

第6－1表

対象額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
海岸工事(漁港・港湾に関わる海岸)		28. 11	100. 3	-0. 0807	18. 84

第7表

対象額 適用区分 工種区分		700万円以下	700万円を超え4 億円以下		4 億円を超えるもの
		下記の率とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
港湾・漁港構造物工事・海岸工事		22. 74	88. 2	-0. 0860	16. 06

第8表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港用地造成工事		32.32	86.6	-0.0639	20.79

第9表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港地盤改良工事		57.73	650.3	-0.1570	19.52

第10表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港舗装工事		29.68	169.6	-0.1130	15.08

第11表

工種区分	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	2) の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
空港維持工事		60.92	500.2	-0.1365	36.82

2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 J_o : 現場管理費率 (%)

N_p : 純工事費 (円)

A, b : 変数値

注) 1. J_o の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象額とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法1) 率計算式による部分の(二)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

③ 現場発生品及び支給品運搬

1. 適用範囲

本資料は、現場発生品・支給品運搬に適用する。

1-1 適用出来る範囲

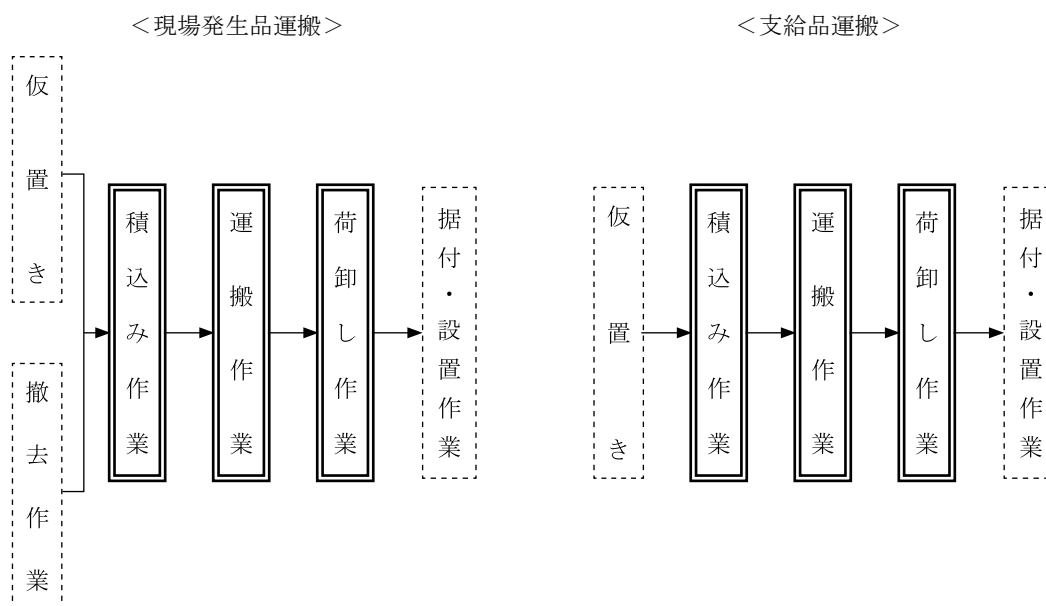
- (1) 防護柵, コンクリート二次製品, 鋼材等の現場発生品又は支給品の積み込み, 荷卸し及び指定箇所までの運搬
- (2) 一般道及び自動車専用道を利用する場合

1-2 適用出来ない範囲は、以下のいずれかの条件に該当する場合

- (1) 4～4.5t 級車を超える車種を使用する場合
- (2) 現場発生品又は支給品以外の積み込み, 運搬
- (3) 構造物等の撤去歩掛及び施工パッケージに運搬車両への積み込みまで含まれる場合

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。
2. 自動車専用道の利用の有無にかかわらず適用できる。

図2-1 施工フロー

3. 施工パッケージ

3-1 現場発生品及び支給品積込み・荷卸し

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3. 1 現場発生品及び支給品積込み・荷卸し 積算条件区分一覧

(積算単位：t)

トラック機種
トラック [クレーン装置付] 通称2t積級, 吊能力 2.9t
トラック [クレーン装置付] 通称4～4.5t積級, 吊能力 2.9t

(注) 1. 上表は、構造物等撤去に伴う現場発生材や防護柵、コンクリート二次製品、鋼材等の現場発生品又は支給品の積込み、荷卸し等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 現場発生品及び支給品積込み・荷卸しは発生（又は支給）する工種毎に直接工事費として計上する。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

コード番号	SPA084
-------	--------

表3. 2 現場発生品及び支給品積込み・荷卸し 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] 通称2t積級 吊能力2.9t	
		トラック [クレーン装置付] 通称4～4.5t積級 吊能力2.9t	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	運転手（特殊）	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

3-2 現場発生品及び支給品運搬

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3.3 現場発生品及び支給品運搬 積算条件区分一覧

(積算単位：t)

トラック機種	DID区間の有無	片道運搬距離
トラック[クレーン装置付] 通称2t積級, 吊能力2.9t	無し	(表3.4)
	有り	(表3.5)
トラック[クレーン装置付] 通称4~4.5t積級, 吊能力2.9t	無し	(表3.4)
	有り	(表3.5)

(注) 1. 運搬距離が65km を超える場合は別途考慮する。
2. 有料道路を利用する場合は利用料金を別途計上すること。

表3.4 運搬距離(1)

積算条件	区分
運搬距離	2.0km以下
	4.0km以下
	6.0km以下
	8.5km以下
	11.0km以下
	14.0km以下
	17.0km以下
	20.5km以下
	24.0km以下
	28.0km以下
	32.5km以下
	37.5km以下
	43.0km以下
	49.0km以下
	55.5km以下
	62.5km以下
	65.0km以下

表3.5 運搬距離(2)

積算条件	区分
運搬距離	1.5km以下
	3.0km以下
	5.0km以下
	7.0km以下
	9.0km以下
	11.5km以下
	14.0km以下
	17.0km以下
	20.0km以下
	23.5km以下
	27.5km以下
	31.5km以下
	36.0km以下
	41.0km以下
	46.5km以下
	52.5km以下
	59.0km以下
	65.0km以下

(2) 代表機労材規格

コード番号

SPA082

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3. 6 現場発生品及び支給品運搬 代表機労材規格一覧

項目		代表機労材規格	備考
機械	K 1	トラック [クレーン装置付] 通称2t積級 吊能力2.9t	
		トラック [クレーン装置付] 通称4～4.5t積級, 吊能力2.9t	
	K 2	—	
	K 3	—	
労務	R 1	運転手 (特殊)	
	R 2	特殊作業員	
	R 3	—	
	R 4	—	
材料	Z 1	軽油 パトロール給油	
	Z 2	—	
	Z 3	—	
	Z 4	—	
市場単価	S	—	

④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について
(平成26年2月17日以降に起工する工事から適用)

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）においては、工事量の増大により資材等が不足していることで、作業効率低下等により間接工事費（共通仮設費および現場管理費）の現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたことから、当面、共通仮設費率（率分）及び現場管理費率を補正し対応する。（東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について（平成26年2月3日付け国技建第3号国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通知））

(参 考)

工 種 区 分	補 正 係 数	
	共通仮設費率（率分）	現場管理費率
土木工事（下記の工種以外）	1. 3 0 0	1. 1 0 0
港湾・漁港工事, 海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事	1. 3 0 0	1. 1 0 0
空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事	1. 3 0 0	1. 1 0 0

第 3 章 一般管理費等及び 消費税等相当額

- ① 一般管理費等…………… I - 3 - ① - 1
 - 1 一般管理費等の項目及び内容 … I - 3 - ① - 1
 - 2 付加利益 …………… I - 3 - ① - 2
 - 3 一般管理費等の算定 …………… I - 3 - ① - 2
 - 4 一般管理費等率の補正 …………… I - 3 - ① - 2
- ② 消費税等相当額…………… I - 3 - ② - 1

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

① 一般管理費等

1 一般管理費等の項目及び内容

- (1) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）
- (2) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料，諸手当及び賞与
- (3) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料，雇用保険料，健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽，貸与被服，医療，慶弔見舞等，福利厚生等，文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費
建物，機械，装置等の修繕維持費，倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費
事務用消耗品費，固定資産に計上しない事務用備品費，新聞，参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費
通信費，交通費及び旅費
- (9) 動力，用水光熱費
電力，水道，ガス等の費用
- (10) 調査研究費
技術研究，開発等の費用
- (11) 広告宣伝費
広告，公告，宣伝に要する費用
- (12) 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃
事務所，寮，社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費
建物，車両，機械装置，事務用備品等の減価償却額
- (16) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用，資源の開発，市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 租税公課
不動産取得税，固定資産税等の租税及び道路占用料，その他の公課
- (18) 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- (19) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (20) 雑費
電算等経費，社内打ち合せ等の費用，学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

2 付 加 利 益

- (1) 法人税，都道府県民税，市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与（損金算入分を除く）
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

3 一般管理費等の算定

一般管理費等は，1及び2の額の合計額とし，別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（Gp）

なお，一般管理費等の算定上，対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は，別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。なお，前払金の保証がない工事は，本補正の対象外である。

- (2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

別表第3の保証の方法ごとに定める補正値を別表第1で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし，（1）の補正を行った場合は，その率に，別表第3の補正値を加算して得た率とする。

- (3) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは，当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

- (4) 自社製品の取扱い（プレテン桁，組立式橋梁，規格ゲート，標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について

自社製品であっても，他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1 一般管理費等率

- (1) 前払金支出割合が35%を超える場合

工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

- (2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$Gp = -5.21826 \times \text{LOG}(Cp) + 60.08343$ (%)

ただし，Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価 (円)

(注) 1. Gpの値は，小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は，小数第3位を四捨五入して第2位とする。

別表第3

契約保証に係る一般管理費等率の補正

保 証 の 方 法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（福島県工事請負契約約款第4条を採用する場合）。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

（注）1. ケースー3の具体例は以下のとおり。

福島県財務規則第229条関係の規定により契約保証を必要としない工事請負契約である場合

2. 契約保証費を計上する場合は、下記のとおりとする。

- ① 当初契約の積算（当初設計）に計上し、変更設計が生じても契約保証費は変更しない。
- ② 契約保証に係る一般管理費率の補正を行わずに算出した当初設計額（消費税相当額を含む。）が5百万円以上の場合に限り計上するものとする。

② 消費税等相当額

消費税等相当額の積算は次のとおりとする。

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第 4 章 随意契約方式により 工事を発注する場合 の间接工事費等の調 整

- ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I - 4 - ① - 1
 - 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について…………… I - 4 - ① - 1
 - 2 調整計算の方法 …………… I - 4 - ① - 1
 - 3 設計変更について …………… I - 4 - ① - 4
- ② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I - 4 - ② - 1
 - 1 共通仮設費の調整計算の一般式…………… I - 4 - ② - 1
 - 2 現場管理費の調整計算の一般式…………… I - 4 - ② - 1
 - 3 一般管理費等の調整計算の一般式…………… I - 4 - ② - 1
 - 4 設計変更について …………… I - 4 - ② - 1
- ③ 随意契約工事における间接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて…………… I - 4 - ③ - 1
 - 1 計算方法 …………… I - 4 - ③ - 1
 - 2 計算のイメージ …………… I - 4 - ③ - 1

第4章 間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の運用について

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について

随意契約方式により工事を発注する場合は次のとおりとする。なお、土木工事標準積算基準[Ⅲ]第Ⅶ編第1章③についても確認すること。

(1) 調整対象となる工事

1) 現工事の施工業者を契約の相手方と決定して随意契約方式にて発注する工事（単独随意契約にて発注する工事）とする。

ただし、上記に該当しない場合でも仮設物（指定仮設物及び当該現場で積算工法上必然的に仮設せざるをえない仮設物）が共用できる場合は、その部分のみについて調整する。

2) 繰越、国債又は県債工事の取扱い

現工事が繰越、国債又は県債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

(2) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。

(3) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。

1) 異種の工事とは下表のA～Hに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	福島県建設工事等請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	P・C橋上部工事
D	電気設備工事、通信設備工事
E	建築工事
F	塗装工事
G	造園工事
H	さく井工事、消雪工事
I	暖冷房衛生設備工事、清掃設備工事
J	上・下水道工事

2) 積算体系が同一（一般管理費等率の算出区分が同じもの）の異種の工事は次により調整する。

(イ) 仮設物の調整については、前記(1) 1) のただし書きを準用する。

(ロ) 共通仮設費・現場管理費については調整しない。

(ハ) 一般管理費等については調整する。

3) 積算体系が異なる（一般管理費等率の算出区分が異なる）異種の工事は調整しない。（仮設物が共用できる場合はその部分のみ調整する。）

2 調整計算の方法

(1) 共通仮設費の調整計算の方法

1) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

2) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

3) 調整計算の方法（率計算部分）

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

(イ) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）

B：現工事の共通仮設費対象額

D：合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ロ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）

B：現工事の対象額

C：当該追加工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率（%）

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

$S r ①$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r ③$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率（%）

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(2) 現場環境改善等費

(イ) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

(ロ) 調整計算の方法（率計算部分）

i) 現工事及び追加工事も現場環境改善等費の対象工事の場合

$$A = D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の現場環境改善等費（調整計算額）

B：現工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する現場環境改善等費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の現場環境改善等費率

ただし、前記計算の場合にあつてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善等費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

ii) 追加工事のみが現場環境改善等費の対象工事の場合

追加工事の単独計算

(3) 現場管理費の調整計算の方法

1) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

2) 調整計算の方法（率計算部分）

現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

(イ) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費（調整計算額）

B：現工事の純工事費

D：合算工事の対象額

$\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率

$\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし、前記計算の場合にあつて、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ロ) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

i) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合

$$A = (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$ ：現工事の現場管理費補正率

ii) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合

$$A = (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C：当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$ ：当該追加工事の現場管理費補正率

iii) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合

$$A = \{D \times (\beta 1 + \gamma 3)\} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 3$ ：Dに相当する現場管理費補正率

B、Cに対する $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を $\gamma 3$ とする。

ただし、前記計算の場合にあつて、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ハ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費（調整計算額）

B：現工事の純工事費

C：当該追加工事の調整後の純工事費

D：合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta \textcircled{1} \cdot S r \textcircled{1}$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（%）

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta \textcircled{1}$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r \textcircled{1} = \frac{B \times S r \textcircled{2} + C \times S r \textcircled{3}}{B + C}$$

S r ①：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数

S r ②：Bに相当する現工事の工種の補正係数

S r ③：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率（%）

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率

$\delta 1$ ：当該追加工事の現場管理費補正率（補正率が無い場合は0%とする。）

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

（4）一般管理費等の調整計算の方法

1）調整計算の方法

現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A：当該追加工事の一般管理費等（調整計算額）

B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C：当該追加工事の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

$\alpha 1$ ：Dに相当する一般管理費等率

$\alpha 2$ ：Bに相当する現工事の一般管理費等率

β ：当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$ ：前払金支出割合による補正係数

現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta 2$ ：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

3 設計変更について

随意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費の算出方法を使用する。（調整計算額と単独計算額の比較は行わない。）

なお、総価契約単価合意方式の場合においては「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき、当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費、一般管理費の算出方法を使用する。（調整計算額と単独計算額の比較は行わない。）

② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 共通仮設費の調整計算の一般式

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費

B：現工事の共通仮設費対象額

D：合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率

なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 2 調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

2 現場管理費の調整計算の一般式

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費

B：現工事の純工事費

D：合算工事の純工事費

$\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

$\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 2 調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

3 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A：当該追加工事の一般管理費等

B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C：当該追加工事の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

$\alpha 1$ ：Dに相当する改正基準による一般管理費等率

$\alpha 2$ ：Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β ：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$ ：当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

$\delta 2$ ：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4 設計変更について

旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。

③ 随意契約工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて

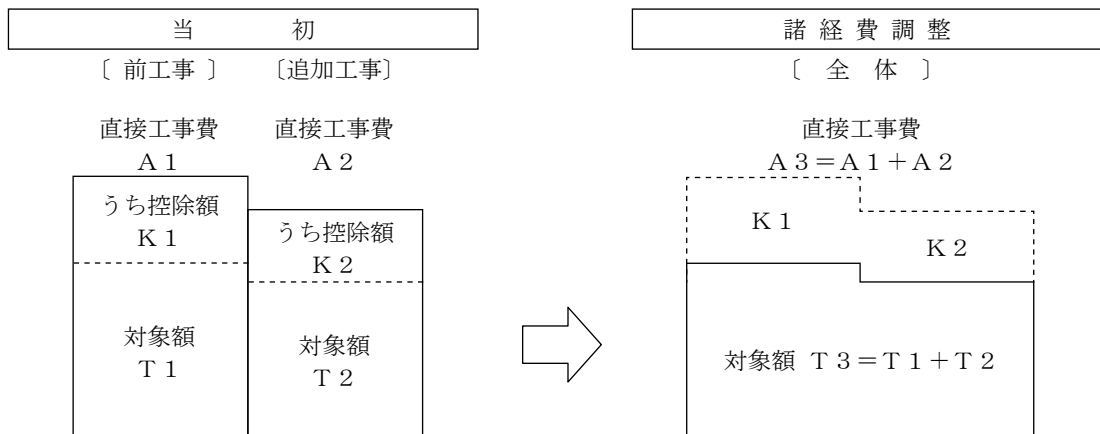
「処分費等」の額が直接工事費に占める割合が3%を超える場合または3千万円を超える場合については、「第Ⅰ編 第2章②間接工事費 3. 現場管理費（6）「処分費等」の取扱い」に基づき実施しているが、間接工事費等の調整においては下記のとおりとする。

1 計 算 方 法

全体の各諸経費率は、各設計書（前工事、追加工事等）で算出した諸経費対象額を合計した額を対象額として算出する。

2 計算のイメージ

(図)



第 5 章 建設機械運転労務等

① 建設機械運転労務	I - 5 - ① - 1
1 適用職種	I - 5 - ① - 1
2 労務歩掛	I - 5 - ① - 1
② 原動機燃料消費量	I - 5 - ② - 1
1 適用範囲	I - 5 - ② - 1
2 燃料消費量	I - 5 - ② - 1
③ 機械運転単価表	I - 5 - ③ - 1
④ 一般事項	I - 5 - ④ - 1
1 建設機械運転労務	I - 5 - ④ - 1
2 指定事項における運転労務数量について	I - 5 - ④ - 1
3 運転日当り運転時間(T)	I - 5 - ④ - 1
4 運転手を計上する機械	I - 5 - ④ - 1
5 ダム工事及び大型造成工事について	I - 5 - ④ - 2
6 労務単価について	I - 5 - ④ - 2
7 歩掛について	I - 5 - ④ - 2
8 運転手職種別の対象機械	I - 5 - ④ - 2

第5章 建設機械運転労務等

① 建設機械運転労務

1. 適用職種

建設機械の運転・操作にかかわる職種区分は、次表のとおりとする。

表1.1 適用職種

職 種	適 用 建 設 機 械
運転手（特殊）	特殊免許，資格等を必要とする建設機械
運転手（一般）	上記以外で，公道を走行する建設機械
特殊作業員	上記以外で，公道を走行できない建設機械

2. 労 務 歩 掛

2-1 運転手の労務歩掛

機械運転1時間当り労務歩掛は、次式による。

$$\text{歩掛} = \frac{1}{T} \quad (\text{人／h}) \quad \cdots \cdots \text{式2.1}$$

（注） 1. Tは運転日当り運転時間で請負工事機械経費積算要領第4第4項及び同第6の定めによる。

なお、Tは4～7時間について適用するものとし、Tが4時間未満の場合は4を、7時間を超える場合は7を使用する。

2. 運転日当り運転時間（T）は、小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとし、機械運転1時間当り労務歩掛は、小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

② 原動機燃料消費量

1. 適用範囲

本資料は、建設工事に使用する建設機械等の燃料消費量の算出に適用する。

2. 燃料消費量

2-1 燃料消費量の算定

燃料消費量の算定は、請負工事機械経費積算要領による建設機械等損料算定表の種類、規格の機関出力と次に示す時間当り燃料消費率を乗じて求める。

時間当り燃料消費量＝機関出力×時間当り燃料消費率

(注) 1. 時間当り燃料消費量の数値は、有効数字の第3位を四捨五入し、有効数字2桁とする。

2. 走行用エンジン及び作業用エンジンの双方を有する機械は、双方のエンジン出力を合計した機関出力とする。

3. ディーゼルパイルハンマの燃料消費率は、単位が(ℓ/h-t)(t:ラム質量)なので、機関出力に替えてラム質量を乗ずる。

2-2 時間当り燃料消費率

時間当り燃料消費率(日常保守点検等に必要の油脂類及び消耗品等を含む)は、次表を標準とする。

表2.1 運転1時間当り燃料消費率

No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘 要
1	ブルドーザ		0.144	
2	リッパ装置付ブルドーザ			
3	小型バックホウ			
4	バックホウ			
5	クラムシエル			
6	クローラローダ(トラクタショベル)			
7	ホイールローダ(トラクタショベル)			
8	バックホウ(クローラ型)	ディーゼル/電気ハイブリット型	0.124	
9	ダンプトラック	オフロード(建設専用)	0.088	15t以上
10		オンロード	0.040	
11	トラック			クレーン装置付を含む
12	トレーラ		0.075	
13	不整地運搬車	クローラ型	0.114	
14	クローラクレーン		0.076	
15	トラッククレーン	ラチスジブ型・油圧伸縮ジブ型	0.045	オールテレーンクレーンを含む
16	ラフテレーンクレーン		0.075	

(つづく)

(つづき)

No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ / kWh)	摘 要
17	ディーゼルパイルハンマ		7.648 $\ell / \text{h-t}$	t はラム質量
18	パイプロハンマ	電動式	E 0.305 kWh / kW	
		油圧式・可変式	0.262	
19	杭打機 (ベースマシン)		0.088	
20	杭打ち用ウォータージェット		0.192	
21	油圧ハンマ		0.181	
22	油圧式杭圧入引抜機		0.123	
23	アースオーガ中掘式		0.088	ベースマシン
24	クローラ式アースオーガ		E 0.436 kWh / kW	装置
25	粉体噴射攪拌機	二軸式		
		単軸式	E 0.305 kWh / kW	
		改良材供給機	E 0.533 kWh / kW	
26	オールケーシング掘削機	1エンジン (クローラ式)	0.181	
		2エンジン (クローラ式)	0.093	
		スキッド式	0.088	
27	泥排水処理装置	フィルタプレス式	E 0.560 kWh / kW	
28	グラウトポンプ		E 0.207 0.613 kWh / kW	
29	グラウトミキサ			
30	ボーリングマシン		E 0.151 0.429 kWh / kW	
31	ドリルジャンボ	レール式	E 0.177 0.415 kWh / kW	
		クローラ式		
		ホイール式		
32	自由断面トンネル掘削機		E 0.429 kWh / kW	
33	NATM機器集じん器		E 0.700 kWh / kW	
34	コンクリート吹付機	トンネル工事用	E 0.466 kWh / kW	
35	吹付ロボット			
36	モータグレーダ		0.112	ヒータプレーナ装着型を含む
37	スタビライザ		0.115	

(つづく)

(つづき)

No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要
38	ロードローラ		0.128	
39	タイヤローラ		0.098	
40	振動ローラ (舗装用)	ハンドガイド	0.266	
		搭乗式	0.184	
41	タンパ及びランマ		G 0.398	
42	振動コンパクト			
43	コンクリートプラント		E 0.495 kWh/kWh	
44	ベントナイトミキサ			
45	トラックミキサ		0.059	
46	コンクリートポンプ車		0.066	
47	アスファルトフィニッシャ		0.152	加熱用燃料は含まない
48	ディストリビュータ		0.090	
49	コンクリートスプレッダ		0.122	
50	アグリゲートスプレッダ			
51	コンクリートフィニッシャ			
52	コンクリートレベラ			
53	フィニッシングスクリード			
54	コンクリートカッタ		G 0.227	
55	アスファルトエンジンスプレーヤ			
56	アスファルトカーバ			
57	路面切削機		0.166	
58	廃材積込機		0.218	
59	路上表層再生機		0.142	
60	路面安全溝切削機(グルーピング機械)			
61	路面ヒータ (路上表層再生用)		0.160	
62	路面清掃車		0.065	
63	ガードレール清掃車			
64	トンネル清掃車			

(つづく)

(つづき)

No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (l/kWh)	摘 要
65	側溝清掃車		0.054	
66	排水管清掃車		0.037	
67	散水車			
68	高所作業車			
69	ガードレール支柱打込機		0.051	
70	草刈車	路肩カッタ付	0.073	
71	空気圧縮機	定置式 可搬式	0.159 E 0.595 kWh/kW	トンネル工事は別途
72	ブロー送風機 (ファン)		0.156 E 0.681 kWh/kW	軸流ファン「反転軸流式・可変風量型」は除く
73	軸流ファン	反転軸流式・可変風量型	E 0.571 kWh/kW	
74	ポンプ		0.323	
75	小型渦巻ポンプ		G 0.495 E 0.900 kWh/kW	
76	工事用水中モータポンプ(潜水ポンプ)		E 0.584 kWh/kW	
77	サンドポンプ			
78	発動発電機		0.123 G 0.431	
79	ウインチ		0.108 E 0.305 kWh/kW	
80	電気溶接機		0.226 G 0.403	電気使用量はそれぞれの資料による
81	ベルトコンベヤ		0.293 G 0.512 E 0.560 kWh/kW	
82	モルタル吹付機		0.191	
83	作業車		0.039	
84	ライトバン	二輪駆動	0.049 G 0.049	
		四輪駆動		
85	中小型トラック			
86	マイクロバス		0.064 G 0.071	
87	草刈機	肩掛式	G 0.500	
		遠隔縦式	0.209	
		ハンドガイド式	0.184 G 0.354	

(つづく)

(つづき)

No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要
88	集草機	ハンドガイド式	0.178 G 0.354	
89	動力噴霧機		0.261 G 0.266	
90	コンクリートバイブレータ		G 0.295 E 0.540 kWh/kW	
91	照明機	可搬式	0.638	
92	トラクタ	ホイール式	0.120	
93	ポンプ式浚渫船		重油0.381	
94	引船		重油0.252	
95	除雪ドーザ	ホイール	0.150	
96	除雪グレーダ			
97	除雪トラック		0.073	
98	小型除雪機	ハンドガイド	0.193 G 0.356	
99	ロータリ除雪車	30～180 kW級	0.142	
		220～440 kW級	0.118	
100	一車線積込除雪車	ロータリ式	0.092	
101	凍結防止剤散布装置		0.090	
102	凍結防止剤散布車		0.060	
103	レーキドーザ		0.175	
104	トラクタ	クローラ式		
105	スクレープドーザ			
106	タイヤドーザ			
107	モータスクレーパ		0.163	
108	泥上掘削機		0.175	
109	トレンチャ		0.152	
110	ダンプトラック	ガソリン	G 0.071	
111	不整地運搬車	ホイール型	0.165	
112	タワークレーン		0.101 E 0.305 kWh/kW	
113	ジブクレーン		E 0.305 kWh/kW	
114	工事用エレベータ			

(つづく)

(つづき)

No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要
115	簡易ケーブルクレーン		0.108	
116	フォークリフト		0.037	
117	クローラ式サンドパイル打機		0.085	ベースマシン
118	トラック式アースオーガ		0.053	
119	ラフテレーンクレーン装着式アースオーガ		0.103	
120	アースドリル掘削機		0.093	
121	汚泥吸排車		0.055	
122	ニューマチックケーソン施工機器 (潜函用ショベル)		E 0.600 kWh/kW	
123	クーリングタワー		E 0.700 kWh/kW	
124	インナバイブレータ	自走式	0.122	
125	コンクリートミキサ		E 0.495 kWh/kW	
126	法面締固め機		0.167	
127	チップスプレッダ		0.127	
128	アスファルトクッカ		0.164	
129	コンクリート横取機		0.293	
130	振動目地切機		G 0.233	
131	区画線消去機	ハンドガイド式		
132	ラインマーカ	ペイント・ハンドガイド式		
		溶融・自走式 ペイント・車載式	0.068	
133	溶解槽			
134	排水性舗装機能回復車		0.063	
135	透光性しゃ音壁清掃車		0.040	
136	歩道清掃車			
137	排水管清掃車	CNG	C 0.043 m^3/kWh	
138	小型多段遠心ポンプ		E 0.900 kWh/kW	
139	真空ポンプ		E 0.827 kWh/kW	

(つづく)

(つづき)

No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要
140	両端固定式ケーブルクレーン		0.108	
141	油圧ジャッキ		E 0.533 kWh/kW	
142	コンクリート吹付機		E 0.410 kWh/kW	
143	種子吹付機		0.191	
144	エンジン付ミキサ		G 0.162	
145	工事用高圧洗浄機		E 0.900 kWh/kW G 0.255	
146	薬剤散布機		G 0.103	
147	切断機		E 0.305 kWh/kW	
148	草結束機		G 0.515	
149	木材破砕機		0.191	
150	自走式破砕機			
151	チェーンソー		G 0.38 ℓ /h	左記は時間当たり燃料消費量である
152	ポンプ浚渫船		E 1.217 kWh/kW	
153	除雪ドーザ	クローラ	0.166	
154	ロータリ除雪装置		0.141	ロータリ式88kW型 ベースマシン (除雪ドーザ)

(注) G：ガソリン E：電力 C：圧縮天然ガス
印のないものは軽油である。

運転日当り電力消費量

表2.2 運転日当り電力消費量

工 種 名	機 械 名	電 力 消 費 量
トンネル工 (NATM) 及び 小断面トンネル工 (NATM)	セメントサイロ [鋼製溶接構造] 容量 30t 排出能力 20t/h [鋼製溶接構造] 容量 50t 排出能力 26t/h	E 8.0 kWh

③ 機械運転単価表

本資料は、各工種に使用する機械のうち、標準的な機種について単価表を示したものであり、各工種の単価表欄の指定に基づき作成する。

1. 各工種の中で特に指定しない場合、次による。

- (1) 労務歩掛は「第Ⅰ編第5章①建設機械運転労務」による。
- (2) 主燃料の種類及び数量、油脂類は「第Ⅰ編第5章②原動機燃料消費量」による。

2. 各機種、規格ごとに次の事項を記入する。

- (1) 表題には、機械名を記入する。
- (2) 燃料費の規格欄には、燃料の種類を記入する。
- (3) 機械損料の規格欄には、機械の規格を記入する。

機－1 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（特殊）		人		第Ⅰ編第5章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第Ⅰ編第5章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

機－2 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（特殊）		人		第Ⅰ編第5章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第Ⅰ編第5章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
損 耗 費		〃	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

機－3 運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（特殊）		人		第Ⅰ編第5章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第Ⅰ編第5章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料 1（ ）		h	1	
機 械 損 料 2（ ）		〃	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

（注）機械損料の（ ）内には、機械名を記入する。

機－4

運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（特殊）		人		第Ⅰ編第5章①建設機械運転労務による
（ 電 力 ）		kWh		
燃 料 費		ℓ		第Ⅰ編第5章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

（注）発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機－5

運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（特殊）		人		第Ⅰ編第5章①建設機械運転労務による
（ 電 力 ）		kWh		
燃 料 費		ℓ		第Ⅰ編第5章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料 1（ ）		h	1	
機 械 損 料 2（ ）		〃	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

（注）1．機械損料の（ ）内には、機械名を記入する。

2．発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機－6

運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（一般）		人		第Ⅰ編第5章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第Ⅰ編第5章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

機－7

運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（一般）		人		第Ⅰ編第5章①建設機械運転労務による
燃 料 費		ℓ		第Ⅰ編第5章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
損 耗 費		〃	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

機－8

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

機－9

運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1 / T	
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) T：運転日当り運転時間

機－10

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
高 級 船 員		人		
普 通 船 員		〃		
燃 料 費		ℓ		第 1 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

機－11

運転1時間又は1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
() 船 員		人		
燃 料 費		ℓ		第 1 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料				
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) () 内は、船員の種別を記入する。

機－12

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		日	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－13

運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		第 I 編第 5 章②原動機燃料消費量による
機 械 損 料		h	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－14

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
機 械 損 料		日	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。
2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－15

運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
機 械 損 料		h	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。
2. 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－16

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－17

運転1時間当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		施工歩掛による
機 械 損 料		h	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－18

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（特殊）		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

機－19

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（一般）		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

機－20

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（特殊）		人		
（ 電 力 ）		kWh		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料 1（ ）		供用日		
機 械 損 料 2（ ）		〃		
諸 雑 費		式	1	
計				

- （注） 1. 機械損料の（ ）内には、機械名を記入する。
 2. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機－21

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（特殊）		人		
（ 電 力 ）		kWh		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

- （注） 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

機－22

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手（一般）		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
損 耗 費		〃		
諸 雑 費		式	1	
計				

機－23

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	1	
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

機－24

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機－25

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
(電 力)		kWh		
機 械 損 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 1. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

2. 運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機－26

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
高 級 船 員		人		
普 通 船 員		〃		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

機－27

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
賃 料		日	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、賃料に含まれている。

機－28

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（特殊）		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

機－29

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
運 転 手（一般）		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

機－30

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
（ 電 力 ）		kWh		
賃 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

- （注） 1．発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。
 2．運転歩掛は施工歩掛に含まれている。

機－31

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人		
燃 料 費		ℓ		
賃 料		供用日		
諸 雑 費		式	1	
計				

機－32

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
損 耗 費		〃		
諸 雑 費		式	1	
計				

機－33

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 (特 殊)		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
ICT建設機械経費 損 料 加 算 額		〃		
諸 雑 費		式	1	
計				

機－34

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 (特 殊)		人		
燃 料 費		ℓ		
機 械 賃 料		供用日		
ICT建設機械経費 賃 料 加 算 額		〃		
諸 雑 費		式	1	
計				

機－35

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ		
機 械 損 料		供用日		
ICT建設機械経費 損 料 加 算 額		〃		
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 運転歩掛は、施工歩掛に含まれている。

機－36

運転1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
運 転 手 (特 殊)		人		
(電 力)		kwh		
燃 料 費		ℓ		
機械損料 1 ()		供用日		
機械損料 2 ()		〃		
機械損料 3 ()		〃		
ICT建設機械経費 損 料 加 算 額		〃		
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 1. 機械損料の () 内には、機械名を記入する。

2. 発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。

④ 一 般 事 項

1. 建設機械運転労務

運転手の労務歩掛の考え方

- (1) 運転手は通年雇用的な常用とみなす。
- (2) 1人工は実働8時間とする。

2. 指定事項における運転労務数量について

各工種における当該機械毎の機械運転単価表において、指定事項に運転労務数量が指定されている場合は、これによるものとする。

指定事項において運転労務数量が指定されていない場合は、第I編第5章①建設機械運転労務によるものとする。

3. 運転日当り運転時間(T)

- (1) 作業が標準状態である場合、運転日当り運転時間(T)は建設機械等損料算定表に示す年間標準運転時間、年間標準運転日数等より算出した値を使用する。
ただし、各工種における当該機械毎に運転労務数量が指定されている場合は、これによる。
- (2) 工事の施工に特別な条件がない場合、作業は標準状態と見なす。
- (3) 積上げで求めた運転日当り運転(T)と標準時間(T_o)の差がT_oに対し±20%未満の場合には、標準状態とみなし、標準T_oを使用することができる。
- (4) 設計変更その他不可抗力等により、当初の契約条件を変更するため運転日当り運転時間(T)が著しく変更する場合(±20%以上の場合)は、運転日当り運転時間(T)を変更する。
- (5) 運転日当り運転時間(T)が4時間未満の場合、歩掛はすべてT=4時間で積算し同一運転手による他の機械の運転等を考慮する。又運転日当り運転時間(T)が7時間を超える場合も歩掛はすべてT=7時間で積算し、場合によっては2シフト制を考慮する。
- (6) 運転日当り運転時間(T)は、小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとし、機械運転1時間当り労務歩掛は、小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

4. 運転手を計上する機械

道路交通法に定める運転免許が必要な建設機械並びにこれと同等の機械(フィニッシャ、アスファルトプラント等)とする。

運転手を計上する条件を運転手(特殊)及び運転手(一般)と分類してその各々の内容を次のとおりとする。

(1) 運転手(特殊)

重機械(道路交通法第84条に規程する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規程する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの。)の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。

(2) 運転手(一般)

道路交通法第84条に規程する運転免許(大型免許、普通免許等)を有し、主として機械を運転または操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。

(3) 特殊作業員としての取扱い

軽機械(道路交通法第84条に規程する運転免許または労働安全衛生法第61条第1項に規程する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの。)を運転または操作して行う作業。

5. ダム工事及び大型造成工事について

ダム工事及び大型造成工事については、機械付世話役及び助手を別途考慮する。

6. 労務単価について

単価は公共工事設計労務単価による。

- ・世話役の単価について
機械付世話役単価は一般土木世話役の労務単価とする。
- ・助手の単価
助手の単価は普通作業員の単価とする。
- ・機械工の単価
機械工の単価は溶接工の単価とする。

7. 歩掛について

(1) 損料との関係

- 1) 機械の供用日数、運転時間の定義等についてはすべて「請負工事機械経費積算要領」によるものとする。
- 2) 時間当り損料 労務歩掛積算要領表（表－1）

8. 運転手職種別の対象機械

運転手職種別の対象機械は、表－2のとおりとする。

表－1 時間当り損料 労務歩掛積算要領表

施 工 条 件	時間当り損料 (円/h)	労 務 歩 掛 (人/h)	摘 要
(1) 稼働状態が標準の場合	損料＝損料表(17)欄 又は(18)欄	$4 \leq T \leq 7$ ではT $T < 4$ の場合は $T = 4$ $7 < T$ の場合は $T = 7$ として、標準歩掛の式2.1による。	Tは機種により一定 $T = \frac{\text{損料表(4)欄}}{\text{損料表(5)欄}}$
(2) 稼働状態が標準と異なる場合	損料＝損料表(12)欄 ＋損料表(14)欄又は(15)欄/t t：供用日当り運転時間 (積上げにて積算) 小数第2位を四捨五入 して小数第1位止め	(1)に同じ	$4 \leq T \leq 7$ では損料T と歩掛Tは一致する。 $T < 4, 7 < T$ では損 料Tと歩掛は一致しな い。
(3) 特に作業条件が標準と異なる場合 (ハードワーク等)	損料＝損料表(12)欄 × $(1 \pm \alpha)$ 損料表 ＋(14)欄又は(15)欄/t	(1)(2)に同じ	算定表の割増率を使用
(4) 積雪寒冷地で使用する場合	損料＝損料表(12)欄 ＋損料表(14)欄又は (15)欄× β /t	(1)(2)に同じ	算定表の割増率を使用

表-2 運転労務適用職種一覧

機 械 名	規 格		機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要
ブ ル ド ー ザ	3 t 級未満		—			○	
	3 t 級以上		—	○			
	リッパ装置付		—	○			
レ ー キ ド ー ザ タ イ ヤ ド ー ザ	3 t 級未満		—			○	
	3 t 級以上		—	○			
ト ラ ク タ	クローラ	3 t 級未満	—			○	
		3 t 級以上	—	○			
	ホイール	—	3 t 未満		○		
		—	3 t 以上	○			
ス ク レ ー プ ド ー ザ ス ク レ ー パ モ ー タ ス ク レ ー パ	各 種		—	○			
バックホウ, クラムシェル ド ラ グ ラ イ ン	機 械 式		3 t 以上	○			
	クローラ	バケット容量 0.09m ³ 級未満	—			○	
		バケット容量 0.09m ³ 級以上	—	○			
	ホイール	バケット容量 0.28m ³ 級以上	—	○			
ク ロ ー ラ ロ ー ダ (トラクタショベル)	バケット容量0.4m ³ 級未満		—			○	
	バケット容量0.4m ³ 級以上		—	○			
ホ イ ール ロ ー ダ (トラクタショベル)	—		3 t 未満		○		
	—		3 t 以上	○			
ク ロ ー ラ ク レ ーン	1 t 吊未満		—			○	
	1 t 吊以上		—	○			
ト ラ ッ ク ク レ ーン ラ フ テ レ ーン ク レ ーン	1 t 吊未満		—		○		
	1 t 吊以上		—	○			
モ ー タ グ レ ー ダ	各 種		—	○			
サ ン ド バ イ ル 打 機	パイプロ式		—	○			
ク ロ ー ラ 杭 打 機	ブ ー ム 式		—	○			
	直 結 式		—	○			
路 面 清 掃 車	ブラシ式フロントリフトダンプ		—	○			
	上 記 以 外		—		○		
トラック式アースオーガ	各 種		—	○			
大 型 プ レ ー カ	〃		—	○			バックホウ架装
散 水 車	〃		—		○		
側 溝 清 掃 車	〃		—		○		
排 水 管 清 掃 車	〃		—		○		
ガードレール清掃車	ブ ラ シ 式		—		○		
ト ン ネ ル 清 掃 車	〃		—		○		
ト ラ ッ ク	普 通 クレーン装置付吊能力1 t 吊未満		—		○		
	クレーン装置付吊能力1 t 吊以上		—	○			

機 械 名	規 格	機械質量	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	特 殊 作業員	摘 要
ダンプトラック	オンロード	—		○		
	オフロード（建設専用）	—		○		
不 整 地 運 搬 車	積載質量1 t 未満	—			○	
	積載質量1 t 以上	—	○			
水陸両用運搬車（泥上車）	各 種	—	○			
作 業 車	各 種 （クレーン装置付吊能力1 t 吊以上を除く）	—		○		クレーン装置付吊能力1 t 吊以上の機種であって、クレーンを使用しない場合は、運転手（一般）のみ計上
	〃 （クレーン装置付吊能力1 t 吊以上）	—	○			
高 所 作 業 車 橋 梁 点 検 車	最大地上高10m未満	—		○		
	最大地上高10m以上	—	○			
コンクリートポンプ車	配 管 式	—	○			
	ブ ー ム 式	—	○			
ラ イ ン マ ー カ	自 走 式	—		○		
	車 載 式	—		○		
ロ ー ド ロ ー ラ	マカダム	—	○			
	タンデム	—	○			
タ イ ヤ ロ ー ラ	各 種	—	○			
振 動 ロ ー ラ	自走式3 t 未満	—			○	
	〃 3 t 以上	—	○			
コンクリートフィニッシャ	3.0～4.5m以上	—	○			
コンクリートスプレッダ	ブレード式・ボックス式	—	○			
コンクリートレベラー	3.0～7.5m	—	○			
アスファルトフィニッシャ	各 種	—	○			
アスファルトプラント	〃	—	○			
アスファルトディストリビュータ	〃	—		○		
アスファルトスプレッダ	自走式・各種	—		○		
ス タ ビ ラ イ ザ	路上混合自走式各種	—	○			
ト レ ン チ ャ	自 走 式	3 t 未満			○	
	〃	3 t 以上	○			
アジテータトラック （トラックミキサ）	各 種	—		○		
ヒ ー タ ブ レ ー ナ		—	○			
路 面 切 削 機	クローラ式・ホイール式	—	○			
マ イ ク ロ バ ス		—		○		
ラ イ ト バ ン		—		○		
ウ イ ン チ	5 t 吊未満	—			○	
	5 t 吊以上	—	○			
草刈車	大型自走式（履帯式）	—			○	
草刈機	肩掛式・ハンドガイド式	—			○	

第 6 章 土木請負工事の特許 使用料の積算

- ① 土木請負工事の特許使用料の積算について
..... I - 6 - ① - 1

第6章 土木請負工事の特許使用料の積算

① 土木請負工事の特許使用料の積算について

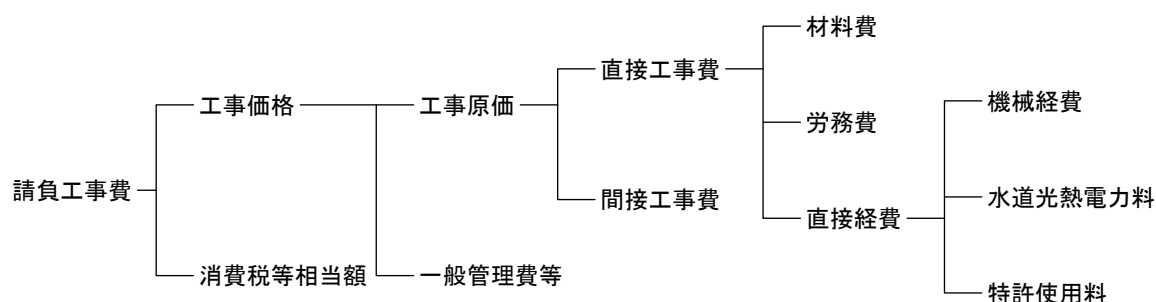
1. 土木請負工事費の積算において必要な特許使用料の算定については次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は別途考慮するものとする。

(1) 特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、かつ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

(2) 特許使用料の積算

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。



1) 特許使用料の算出

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく、民間企業等有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

第 7 章 時間的制約を受ける 公共土木工事の積算

- ① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について
..... I - 7 - ① - 1

第7章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

1. 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

なお、土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕第Ⅶ編第1章④についても確認すること。

(1) 時間的制約条件

- 1) 現道の交通量の多い時間帯
 - 2) 通勤・通学の時間帯
 - 3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
 - 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
 - 5) 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等
- 1)～4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は5)の制約を受ける場合とする。
ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週〇曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

(3) 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

1) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

注) 「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上7時間/日以下をいう。

3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

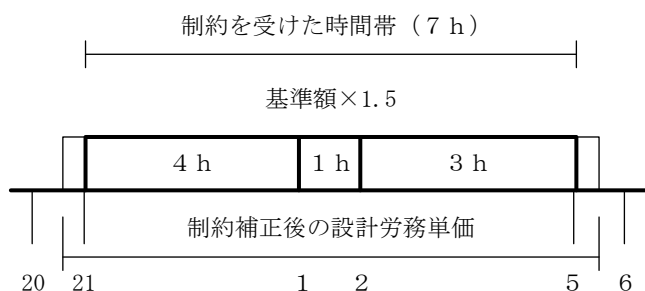
イ) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

設計労務単価＝公共工事設計労務単価×補正割増し係数

ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価（例－1、例－2）

設計労務単価＝〔公共工事設計労務単価＋割増し賃金〕×補正割増し係数

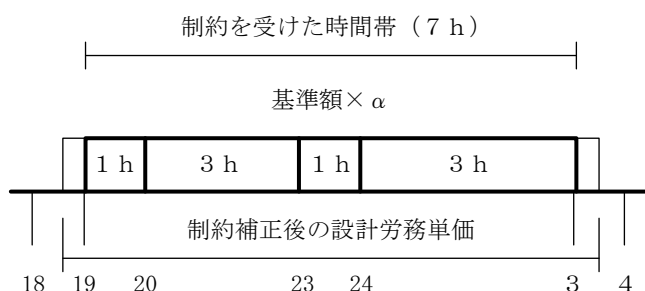
(例－１) 20時～6時の時間帯の中で21時～5時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.5 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.71 \end{aligned}$$

ただし、割増し賃金＝基準額×0.5

(例－２) 18時～4時の時間帯の中で19時～3時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.428 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.628 \end{aligned}$$

ただし、 α ＝割増し率

$$\begin{aligned} &= (1\text{h} \times 1.0 + 6\text{h} \times 1.5) / 7\text{h} \\ &= 1.428 \end{aligned}$$

割増し賃金＝基準額×0.428

ハ) 設計労務単価に他の特殊割増し(積雪寒冷地域での冬期割増し等)を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

ニ) 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

(4) 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には「建設機械損料の算定について」(建設省機発第65号)〔昭和55年2月22日付〕により、行うものとする。

(5) 工期の設定

時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

第 8 章 土木請負工事における 現場環境改善費の積算

- ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算
..... I - 8 - ① - 1
- 1 対象となる内容は次のとおりとする。
..... I - 8 - ① - 1
- 2 適用の範囲 I - 8 - ① - 1
- 3 積算方法 I - 8 - ① - 1

第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕関係，安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適用の範囲

周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動，現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので，原則，すべての屋外工事を対象とする。ただし，工事内容により実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては，対象外とすることが出来る。

3. 積算方法

（１）現場環境改善費の積算は，以下の方法により行うものとする。ただし，標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし，特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ．積算方法は以下のとおりとし，現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot (n/4) \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％，小数第3位四捨五入2位止め）

n：現場環境改善で実施する内容の数（項目数，最大4）

Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお，対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位 円，1000円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）	
		市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
	5億円を超える場合	$i = 1.38$	$i = 0.57$

ロ．率に計上されるものは，別表－1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係，営繕関係，安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの最大4つの内容を基本とした費用である。

なお地域の状況・工事内容により組み合わせ，実施費目数及び実施内容を適切に選択すること。

ハ．積上げ計上分（α）に計上するものは，（２）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるなど現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用」とする。

ニ．なお，経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

ホ．現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、(1)イ.の算出式により算出される現場環境改善費の100%を上限とする。なお、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。

(3) 設計変更について

率に計上されるものについては、必要に応じて実施する内容の数を変更できるものとする。さらに、対象金額(P_i)の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積み上げ計上分(α)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

〔別表－1〕

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 昇降設備の充実，2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実，4. 作業負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図，パンフレット，工法説明，PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

第 9 章 工事における工期の 延長等に伴う増加費 用等の積算

- ① 工事における工期の延長等に伴う増加費用
等の積算について
..... I - 9 - ① - 1
- 1 増加費用等の考え方 I - 9 - ① - 1
- 2 増加費用等の算定 I - 9 - ① - 1

第 9 章 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算

① 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について

福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 2 0 条第 3 項に基づく一時中止、第 2 2 条第 2 項に基づく工期延長（以下「工期延長等」という。）及び第 2 3 条第 2 項に基づく工期短縮に伴う増加費用の積算は、次のとおりとする。

1. 増加費用等の考え方

1－1 増加費用の適用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

1－2 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

(1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

(2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

(3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

(4) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

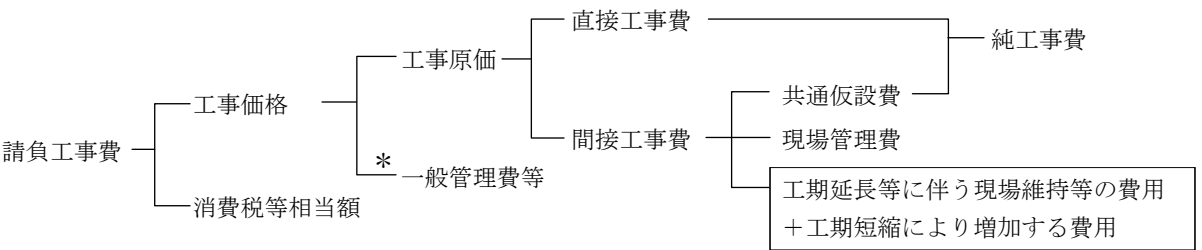
(5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

2. 増加費用等の算定

2－1 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



* 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

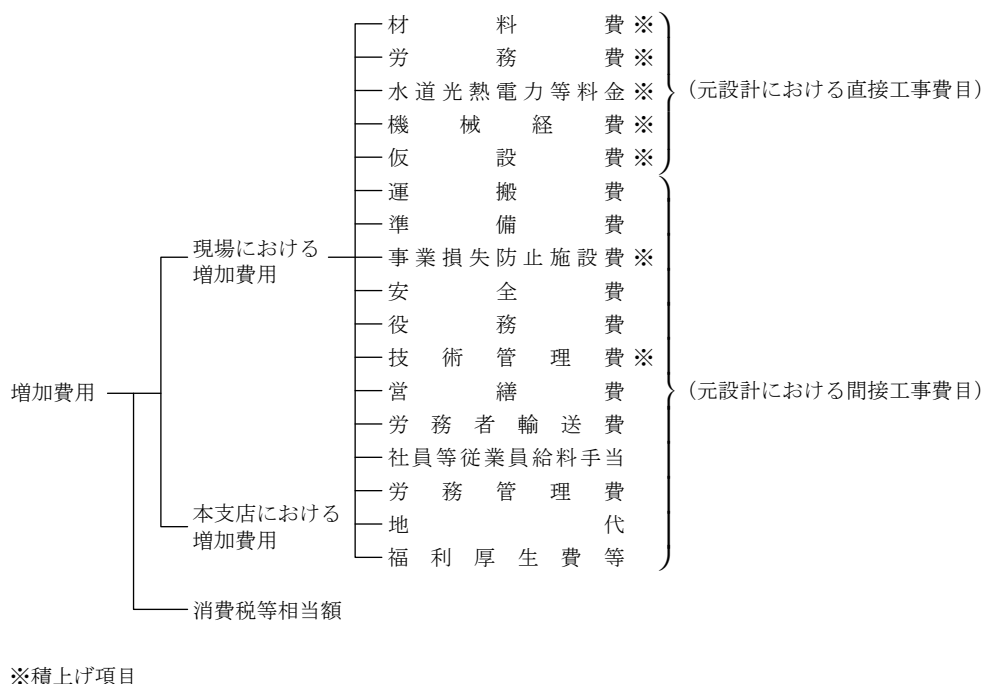
(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間 3 ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が 3 ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。

2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

（１）標準積算により算定する場合，工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

１）増加費用の構成費目は，次のとおりとする。



２）増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

い）現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等したために，元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を，発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために，元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を，発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は，原則として計上しない。

ただし，必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり，受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために，受発注者協議により工事現場に常駐させた，トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と，従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため，発注者が指示し，あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後，再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること，又は搬出費及び再搬入費（組立て，解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により，発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て，解体費，賃料・損料，管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のために必要があると認めて指示した機械の運搬費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ク 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

ケ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に掛かる消費税に相当する費用

(2) 算定方法

工期延長等に伴う現場維持に要する費用の算定は、下記の式により算出する。

コード番号	S 9 8 0 1
-------	-----------

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2（1）のうち積上げ項目以外の項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 1,000円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

（前記2-2（1）のうち積上げ項目）

1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg：工期延長等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2（1）のうち積上げ項目以外の項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 1,000円未満切り捨て）

N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A, B, a, b：工種毎に決まる係数（別表-1）

別表－１

工種区分	係数A				係数B				係数 a	係数 b
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	453.5	452.4	452.4	-0.2019	-0.2004	-0.2012	-0.2012	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	550.7	561.8	561.8	-0.2306	-0.2255	-0.2280	-0.2280	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	87.2	87.0	87.0	-0.0714	-0.0698	-0.0706	-0.0706	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	5307.1	5271.4	5307.1	-0.3805	-0.3796	-0.3801	-0.3796	8.9850	0.2036
P C橋工事	1238.0	1436.8	1399.1	1399.1	-0.2884	-0.2907	-0.2895	-0.2895	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	3979.5	3855.9	4318.8	-0.3455	-0.3485	-0.3470	-0.3483	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1162.5	1087.6	1254.4	-0.2725	-0.2807	-0.2767	-0.2801	0.7817	0.3147
共同溝等工事(1)	213.2	247.5	241.0	241.0	-0.1455	-0.1480	-0.1468	-0.1468	0.4678	0.3598
共同溝等工事(2)	314.1	363.9	354.7	354.7	-0.1833	-0.1852	-0.1843	-0.1843	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	1331.2	1253.2	1253.2	-0.2619	-0.2685	-0.2652	-0.2652	0.1118	0.4194
砂防・地すべり等工事	275.1	288.4	295.3	295.3	-0.1797	-0.1738	-0.1767	-0.1767	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	333.4	333.6	363.7	-0.1653	-0.1634	-0.1643	-0.1636	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	697.2	697.9	697.9	-0.2406	-0.2391	-0.2399	-0.2399	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	119.9	116.7	116.7	-0.0941	-0.0966	-0.0954	-0.0954	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	306.7	308.7	308.7	-0.1811	-0.1781	-0.1796	-0.1796	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	422.5	412.8	412.8	-0.1891	-0.1916	-0.1904	-0.1904	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	206.0	205.4	205.4	-0.1419	-0.1408	-0.1414	-0.1414	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	715.1	711.5	711.5	-0.2235	-0.2229	-0.2232	-0.2232	13.5714	0.1739
コンクリートダム工事	115.6	—	—	—	-0.0824	—	—	—	0.3392	0.3621
フィルダム工事	91.3	—	—	—	-0.0673	—	—	—	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	293.4	293.1	320.0	-0.1540	-0.1518	-0.1529	-0.1520	0.0035	0.6165
情報ボックス工事	1338.5	1523.7	1498.7	1498.7	-0.2880	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

(注) 係数A・Bにおける施工地域区分は、「第Ⅰ編第２章②間接工事費３現場管理費」によるものとする。

工 種 区 分		係 数 A			係 数 B	係 数 a	係 数 b
		重要港湾 市街地に係る 漁港	地方港湾 その他の漁港 (一般交通等の 影響あり)	地方港湾 その他の漁港 (一般交通等の 影響なし)			
港湾・ 漁港工事	浚渫工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713
	構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0311	0.5764	0.2992
海岸工事 (港湾・漁港に係る海岸)		115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.6285	0.2498

工 種 区 分	係 数 A			係 数 B	係 数 a	係 数 b
	市街地 (D I D地区 ・ 準ずる地区)	地 方 部				
		交通影響なし	交通影響あり			
空港用地造成工事	99.0	90.6	95.7	-0.1127	0.2315	0.3539
空港舗装工事	210.4	192.6	203.5	-0.1620	0.1342	0.3663

第 10 章 施工箇所が点在する 工事の積算

- ① 施工箇所が点在する工事の積算について
..... I - 10 - ① - 1
- 1 対象工事 I - 10 - ① - 1
- 2 工事箇所の設定方法及び積算方法
..... I - 10 - ① - 1
- 3 設計変更について I - 10 - ① - 2

第 10 章 施工箇所が点在する工事の積算

① 施工箇所が点在する工事の積算について

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。

1. 対 象 工 事

施工箇所が複数あり、施工箇所が、100m程度を超えて点在する工事を対象とする。
 なお、通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。
 ただし、これにより難しい場合は個別に考慮できる。

2. 工事箇所の設定方法及び積算方法

- (1) 施工規模の大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類する。
 - (2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する。(施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない。)
 - (3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。
 - (4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。
 - (5) 共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。
 - (6) 共通仮設費率及び現場環境改善費率、現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する。積上げ項目のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。
 - (7) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（通常の積算）と同様とする。
- なお、一般管理費算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正等は、「親設計書」で設定した係数によるものとする。
- (8) 業務委託料は、「親設計書」に計上する。

<通常の積算>		<施工箇所ごとの積算>			<施工箇所所在用積算>		
		親	子 1	子 2	親	子 1	子 2
直接工事費	①A (②A+③A+④A)	②A	③A	④A	②A	③A	④A
	+	+	+	+	+		
共通仮設費	⑤B	⑥B	⑦B	⑧B	⑥B	⑦B	⑧B
	+	+	+	+	+		
現場管理費	⑨C	⑩C	⑪C	⑫C	⑩C	⑪C	⑫C
	+	+	+	+	+		
一般管理費等	⑬D	⑭D	⑮D	⑯D	⑬D		
共通仮設費の算定	⑤B：①Aを対象額で算出	⑥B：②Aを対象額で算出 ⑦B：③Aを対象額で算出 ⑧B：④Aを対象額で算出	⑥B+⑦B+⑧Bとする				
現場管理費の算定	⑨C：(①A+⑤B)を対象額で算出	⑩C：(②A+⑥B)を対象額で算出 ⑪C：(③A+⑦B)を対象額で算出 ⑫C：(④A+⑧B)を対象額で算出	⑩C+⑪C+⑫Cとする				
一般管理費等の算定	⑬D：(①A+⑤B+⑨C)を対象額で算出	⑭D：(②A+⑥B+⑩C)を対象額で算出 ⑮D：(③A+⑦B+⑪C)を対象額で算出 ⑯D：(④A+⑧B+⑫C)を対象額で算出	⑬D：(①A+⑤B+⑨C)を対象額で算出				

図2.1 施工箇所が点在する場合の積算イメージ

※積算のイメージ

従 来： (A市直接工事費＋B市直接工事費＋C町直接工事費) × 間接費率

本運用： (A地区(施工箇所a) 直接工事費×間接費率)

＋ (B地区(施工箇所b) 直接工事費×間接費率)

＋ (C地区(施工箇所c) 直接工事費×間接費率)

※一般管理費等は通常どおり

3. 設計変更について

(1)「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。

(2)新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。

(3)一般管理費等については、施工箇所事に分けない積算（通常の変更積算）と同様とする。

第 11 章 1 日未満で完了する 作業の積算

① 1 日未満で完了する作業の積算	
.....	I - 11 - ① - 1
1 適用条件	I - 11 - ① - 1
2 適用範囲	I - 11 - ① - 1
3 判定方法	I - 11 - ① - 7
4 積算方法	I - 11 - ① - 7
5 参考資料	I - 11 - ① - 8

第 11 章 1 日未満で完了する作業の積算

① 1 日未満で完了する作業の積算

1. 適用条件

本基準は、変更積算にのみ適用する。

施工実施にあたり、1 日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合に本基準を用いて積算するものとする。

本基準の採用にあたっては、契約期間内に受注者から当該積算の適用についての請求があった場合に、受発注者間の協議において、作業内容が当該積算基準に該当すると認められる場合に適用する。

同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、当該積算は適用しない。

2. 適用範囲

1 日未満で完了する作業の積算は、表に記載の施工パッケージを使用して積算する工事に限って適用するものとする。

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第Ⅱ編 共通工 第 1 章 土工	床掘工	床掘り	m3	32	・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。
		舗装版破碎積込 （小規模土工）	m2	23	
	埋戻工	埋戻し	m3	40	・埋戻しは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。 ・埋戻し、タンパ締固めに係る作業を一連の作業として判定する。
		タンパ締固め	m3	33	
第 2 章 共通工	法面整形工	法面整形	m2	I-12-③による	
	基礎・裏込 砕石工	基礎砕石	m2	155	・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。
		裏込砕石	m3	38	
	排水構造物 工	ヒューム管（B 形管）	m	I-12-③による	・ヒューム管（B 型管）、ボックスカルバート、暗渠排水管、フィルター材、管（函）渠型側溝、プレキャスト集水枡、鉄筋コンクリート台付管、プレキャスト L 形側溝（製品長 0.6m/個）、プレキャストマンホール、コルゲートパイプ、コルゲートフリュームに係る作業を一連の作業として判定する。
		ボックスカルバート	m	I-12-③による	
		暗渠排水管	m	I-12-③による	
		フィルター材	m3	31	
		管（函）渠型側溝	m	I-12-③による	
		プレキャスト集水枡	基	I-12-③による	
		プレキャスト集水枡 （材料費）	基	—	
		鉄筋コンクリート台 付管	m	I-12-③による	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第2章 共通工	排水構造物工	プレキャストL形側溝 (製品長0.6m/個)	m	L形側溝単体：33 L形側溝＋ 基礎砕石：29	
		プレキャストマンホール	基	2,000kg/基以下：4 2,000kg/基を超え 4,000kg/基以下：3	
		コルゲートパイプ	m	I-12-③による	
		コルゲートフリューム	m	I-12-③による	
	構造物とり こわし工	コンクリートはつり	m2	3cm以下：21 3cmを超え 6cm以下：13	・コンクリートはつり，積込（コンクリート殻）に係る作業を一連の作業として判定する。
		積込（コンクリート殻）	m3	260	
	殻運搬	殻運搬	m3	I-12-③による	
第3章 基礎工	コンクリート工(深礎工)	コンクリート打設(深礎工)	m3	I-12-③による	
第4章 コンクリート工	コンクリート工	コンクリート	m3	I-12-③による	・コンクリート，モルタル練に係る作業を一連の作業として判定する。
		モルタル練	m3	I-12-③による	
	型枠工	型枠	m2	I-12-③による	・型枠，化粧型枠に係る作業を一連の作業として判定する。
		化粧型枠	m2	—	
		化粧型枠（材料費）	m2	—	
		撤去しない埋設型枠（材料費）	m2	—	
第Ⅲ編 河川 第2章 河川維持工	堤防除草工	除草	m2	I-12-③による	・除草，集草，梱包，積込・荷卸，運搬（堤防除草），除草，集草（人力），梱包，積込・荷卸（総合），除草，集草（機械），梱包，積込・荷卸（総合）に係る作業を一連の作業として判定する。
		集草	m2	I-12-③による	
		梱包	m2	12,500	
		積込・荷卸	m2	I-12-③による	
		運搬（堤防除草）	m2	I-12-③による	
		除草，集草（人力），梱包，積込・荷卸（総合）	m2	I-12-③による	
		除草，集草（機械），梱包，積込・荷卸（総合）	m2	I-12-③による	
	堤防芝養生工	抜根	m2	I-12-③による	・抜根，施肥に係る作業を一連の作業として判定する。
		施肥	m2	13,600	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第2章 河川維持工	塵芥処理工	散在塵芥収集	m2	I-14-④による	・散在塵芥収集, 堆積塵芥収集(人力処理)に係る作業を一連の作業として判定する。
		堆積塵芥収集(人力処理)	m3	I-14-④による	
	機械土工 (河床等掘削)	河床等掘削	m3	147	
		軟弱土等運搬	m3	I-14-④による	
	巨石積(張)工	巨石張(練)	m2	25	・巨石張(練), 巨石張(空), 巨石積(練)に係る作業を一連の作業として判定する。
		巨石張(空)	m2	27	
		巨石積(練)	m2	30	
		巨石(材料費)	m2	-	
		巨石採取	個	38	
	木杭打工	木杭打	本	58	
	護岸基礎 ブロック工	護岸基礎ブロック据付	m	I-14-④による	
		プレキャスト基礎ブロック(材料費)	m	-	
		中詰コンクリート打設	m3	9	
	かごマット工 (スロープ型)	かごマット設置 (スロープ型)	m2	I-14-④による	
	袋詰玉石工	袋詰玉石	袋	I-14-④による	
	笠コンクリートブロック据付工	笠コンクリートブロック	m	I-14-④による	
		笠コンクリートブロック(材料費)	m	-	
	グラウトホール工	沈下板設置・グラウト管設置	組	4.8	
		均しコンクリート箱抜用型枠設置撤去・間詰コンクリート打設	組	9.1	
		グラウト管(材料費)	組	-	
	光ケーブル配管工	掘削(光ケーブル配管)	m3	28	・配管設置(埋設部), ハンドホールに係る作業を一連の作業として判定する。
		埋戻し・締固め	m3	13	
		敷砂, 保護砂(材料費)	m3	-	
		埋設表示シート(材料費)	m	-	
		配管設置(埋設部)	m	89	
		ハンドホール	個	1.1	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第2章 河川維持工	光ケーブル配管工	埋設表示シート (材料費)	m	—	
		ハンドホール	個	1.1	
第IV編 道路 第1章 舗装工	路盤工	不陸整正	m2	1,400	・不陸整正，下層路盤（車道・路肩部），上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で，材料が「粒度調整砕石」に限る。）に係る作業を一連の作業として判定する。 ※上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で，材料が「瀝青安定処理」に限る。）については，アスファルト舗装工の適用による。
		下層路盤 (車道・路肩部)	m2	830	
		上層路盤 (車道・路肩部)	m2	I-12-③による	
		下層路盤（歩道部）	m2	250	
		上層路盤（歩道部）	m2	250	
	アスファルト 舗装工	基層 (車道・路肩部)	m2	I-12-③による	・上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で，材料が「瀝青安定処理」に限る。），基層（車道・路肩部），中間層（車道・路肩部），表層（車道・路肩部）に係る作業を一連の作業として判定する。
		中間層 (車道・路肩部)	m2	I-12-③による	
		表層 (車道・路肩部)	m2	I-12-③による	
		基層（歩道部）	m2	I-12-③による	
		中間層（歩道部）	m2	I-12-③による	
		表層（歩道部）	m2	I-12-③による	
		アスカーブ	m	260	
第2章 附属 施設	立入り防止柵工	基礎ブロック，鋼管 基礎	基	I-12-③による	・基礎ブロック，鋼管基礎，金網・支柱（立入防止柵），支柱（立入防止柵），門扉に係る作業を一連の作業として判定する。
		金網・支柱（立入防止柵）	m	I-12-③による	
		金網・支柱（立入防止柵） (材料費)	m	—	
		支柱（立入防止柵）	本	I-12-③による	
		支柱（立入防止柵） (材料費)	本	—	
		門扉	基	I-12-③による	
		門扉（材料費）	基	—	
		箱抜き	m	I-12-③による	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第2章 附属 施設	車止めポスト 設置工	車止めポスト	本	5	
	道路附属物 設置工	距離標	枚	I-12-③による	
第3章 道路 維持 修繕工	路面切削工	路面切削	m2	I-12-③による	
		殻運搬（路面切削）	m3	I-12-③による	
	舗装版破碎工	舗装版破碎	m2	I-12-③による	
	舗装版切断工	舗装版切断	m	I-12-③による	
	舗装版クラック 補修工	クラック補修	m	620	・クラック補修，クラック防止シート張に係る作業を一連の作業として判定する。
		注入材（材料費）	m	—	
		クラック防止シート張	m	930	
		クラック防止シート（材料費）	m	—	
	道路附属 構造物塗替工	素地調整	m2	I-12-③による	・素地調整，附属構造物塗替に係る作業を一連の作業として判定する。
		附属構造物塗替	m2	ポール類：89 防護柵類・落石防止柵類：121	
	張紙防止塗装工	張紙防止塗装	m2	ケレン作業：14 張紙防止塗装（1層当り）：32	
		張紙防止塗装（材料費）	m2	—	
	橋梁地覆補修工	とりこわし	m3	1.4	
		鉄筋	t	0.36	
		コンクリート	m3	0.76	
	橋梁補修工 （現場溶接鋼桁補強工）	現場溶接鋼桁補強	m	14	
	落橋防止装置工	コンクリート削孔 （電動式コアボーリングマシン）	孔	I-12-③による	・コンクリート削孔（電動式コアボーリングマシン）又は（電動ハンマドリル）もしくは（さく岩機〔ハンドドリル空圧式〕），アンカー，充填補修に係る作業を一連の作業として判定する。
		コンクリート削孔 （電動ハンマドリル）	孔	84	
		コンクリート削孔 （さく岩機〔ハンドドリル空圧式〕）	孔	200超え 500以下：48 500超え 800以下：38	
		アンカー	本	I-12-③による	
		アンカー材（材料費）	本	—	
		注入材（材料費）	本	—	
		充填補修	孔	92	
		補修材（材料費）	孔	—	
		現場孔明（鋼構造物）	本	10本以上 /箇所：80 作業性の悪い 箇所等：40	

編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り 標準作業量	摘要
第3章 道路 維持 修繕工	道路除草工	除草	m2	I-12-③による	・除草，集草，積込運搬， 機械除草（肩掛式）・集草・ 積込運搬，機械除草（肩掛 式）・集草，機械除草（ハ ンドガイド式）・集草・積 込運搬，機械除草（ハンド ガイド式）・集草に係る作 業を一連の作業として判定 する。
		集草	m2	2,760	
		積込運搬	m2	I-12-③による	
		機械除草（肩掛式）・ 集草・積込運搬	m2	I-12-③による	
		機械除草（肩掛式）・ 集草	m2	1,240	
		機械除草（ハンドガイ ド式）・集草・積込運 搬	m2	I-12-③による	
		機械除草（ハンドガイ ド式）・集草	m2	1,902	
	路面清掃工 （人力清掃工）	路面清掃（路肩部・人 力）	km	I-12-③による	・路面清掃（路肩部・人力）， 路面清掃（歩道部・人力） に係る作業を一連の作業と して判定する。
		路面清掃（歩道部・人 力）	m2	I-12-③による	
	側溝清掃工 （人力清掃工）	側溝清掃（人力清掃 工）	m	I-12-③による	
	集水桝清掃工 （人力清掃工）	桝清掃（人力清掃工）	箇所	I-12-③による	
	トンネル 漏水対策工	面導水	m2	31	・面導水，線導水（溝切り 工），線導水（導水樋工） に係る作業を一連の作業と して判定する。
		面導水（材料費）	m2	—	
		線導水（溝切り工）	m	8.6	
		線導水（溝切り工） （材料費）	m	—	
		線導水（導水樋工）	m	I-14-④による	
		線導水（導水樋工） （材料費）	m	—	
	沓座拡幅工	チップング （厚2cm以下）	m2	5.3	・チップング（厚2cm以下）， アンカー筋挿入，及び落橋 防止装置工のうちコンク リート削孔（電動式コア ボーリングマシン），コン クリート削孔（電動ハンマ ドリル），コンクリート削 孔（さく岩機［ハンドドリ ル空圧式］），充填補修，ア ンカーに係る作業を一連の 作業として判定する。
		アンカー筋挿入	本	91	
		アンカー筋（材料費）	本	—	
		注入材（材料費）	本	—	
		鉄筋（沓座拡幅工）	t	0.70	
		型枠（沓座拡幅工）	m2	8.8	
		コンクリート（沓座拡 幅工）	m3	6.7	

3. 判 定 方 法

1 日未満で完了する作業の判定は、次の方法によるものとする。

(1) 施工パッケージが 1 つ、かつ条件区分が 1 つの場合の判定方法

$x/D < 1$ の場合に 1 日未満で完了する作業とする。

x : 作業量

D : 作業日当り標準作業量

(2) 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の判定方法

$\Sigma (x_i/D_i) < 1$ の場合に 1 日未満で完了する作業とする。

x_i : 各施工パッケージにおける各条件区分の作業量

D_i : 各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当り標準作業量

(3) 判定に使用する作業量の考え方

- ・判定に使用する作業量は、施工パッケージ毎の作業量とする。ただし、表の摘要欄に、関連する施工パッケージを一連の作業として判定する旨の記載があるものについては、摘要欄の記載によるものとする。
- ・一つの施工パッケージで異なる条件区分の作業量がある場合には、一連の作業として判定する。
- ・判定に使用する作業量は、1 箇所当りの作業量とする。
- ・施工箇所が点在する工事など、同一施工箇所として取り扱えないと判断する場合には、別箇所として扱うものとする。
- ・上記以外は、1 工事の全作業量を 1 箇所当りの作業量とする。
- ・日々の作業量が受注者の責によらず制約される場合、その他の現場条件等により、上記により難しい場合は、別途考慮出来るものとする。

4. 積 算 方 法

1 日未満で完了する作業の積算は、以下の方法によるものとする。

(1) 施工パッケージが 1 つ、かつ条件区分が 1 つの場合の積算方法

1) $x/D < 1/2$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量の $1/2$ の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

2) $1/2 \leq x/D < 1$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、作業日当り標準作業量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、作業量分の金額を計上する。

(2) 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合の積算方法

$\alpha \times \Sigma (x_i/D_i) = 1$ となる α を計算し、 $\alpha \times x_i$ をそれぞれの施工パッケージや条件区分の修正作業日当り標準作業量 $D' i$ とする。

1) $\Sigma (x_i/D_i) < 1/2$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの施工パッケージや条件区分において、修正作業日当り標準作業量 $D' i$ の $1/2$ の量を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

2) $1/2 \leq \Sigma (x_i/D_i) < 1$ の場合

機械費及び労務費は、作業量にかかわらず、それぞれの施工パッケージや条件区分において、修正作業日当り標準作業量 $D' i$ を実施した場合の金額を計上する。材料費は、それぞれの施工パッケージや条件区分の作業量分の金額を計上する。

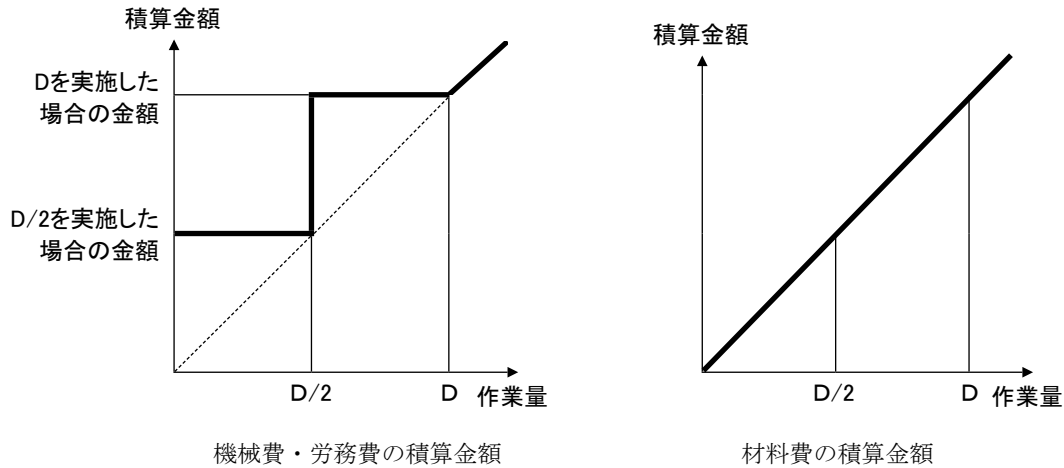
(3) 端数処理

- 1) 作業日当り標準作業量 D の $1/2$ の量は、整数とし、小数第 1 位を四捨五入する。ただし、作業日当り標準作業量 D が小数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようにする。

- 2) α は、小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入する。
- 3) 修正作業日当り標準作業量 $D'i$ は、整数とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、各施工パッケージにおける各条件区分の作業日当り標準作業量 D_i が小数である場合は、四捨五入により、同じ桁数となるようにする。
- 4) $D'i$ の $1/2$ の量は、 $D'i$ を計算した上で、1) と同様とする。

5. 参 考 資 料

5-1 機械費・労務費及び材料費の積算金額のイメージ



5-2 計算例

(1) 施工パッケージが1つ、かつ条件区分が1つの場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
施工パッケージ1	m	$x1=200$	$D1=800$

1) 判定

$$x1/D1 = 200/800 = 0.25 < 1$$

従って、この場合は、 $x/D < 1$ なので、作業量が1日未満で完了する数量の作業に該当する。

2) 積算

$$x1/D1 < 1/2 \text{ より}$$

施工パッケージ1：機械費及び労務費は、 $D1/2 = 400\text{m}$ 分の金額を計上する。

材料費は、 $x1 = 200\text{m}$ 分の金額を計上する。

(2) 複数の施工パッケージもしくは条件区分を一連の作業として判定する場合

	単位	設計数量	作業日当り標準作業量
施工パッケージ1	m	x1=200	D1=800
施工パッケージ2	m2	x2=100	D2=300
施工パッケージ3	m3	x3= 5	D3= 50

1) 判定

$$\Sigma (x_i/D_i) = x_1/D_1 + x_2/D_2 + x_3/D_3 = 200/800 + 100/300 + 5/50 = 0.68 < 1$$

従って、この場合は、 $\Sigma (x_i/D_i) < 1$ なので、作業量が1日未満で完了する数量の作業に該当する。

2) 積算

$$\alpha \times \Sigma (x_i/D_i) = \alpha \times (200/800 + 100/300 + 5/50) = 1 \text{ となる } \alpha \text{ を計算する。}$$

$$\alpha = 1.463\cdots = 1.46$$

修正作業日当り標準作業量

$$\text{施工パッケージ1} \quad D'1 = \alpha \times x_1 = 1.46 \times 200 = 292$$

$$\text{施工パッケージ2} \quad D'2 = \alpha \times x_2 = 1.46 \times 100 = 146$$

$$\text{施工パッケージ3} \quad D'3 = \alpha \times x_3 = 1.46 \times 5 = 7.3 = 7$$

$$1/2 \leq \Sigma (x_i/D_i) = 0.68 < 1 \text{ より}$$

施工パッケージ1：機械費及び労務費は、 $D'1 = 292$ m分の金額を計上する。

材料費は、 $x_1 = 200$ m分の金額を計上する。

施工パッケージ2：機械費及び労務費は、 $D'2 = 146$ m2分の金額を計上する。

材料費は、 $x_2 = 100$ m2分の金額を計上する。

施工パッケージ3：機械費及び労務費は、 $D'3 = 7$ m3分の金額を計上する。

材料費は、 $x_3 = 5$ m3分の金額を計上する。

第 12 章 工事日数及び日当り 作業量

※土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕に掲載する。

- ① 工事日数…………… I - 12 - ① - 1
- ② 水替日数…………… I - 12 - ② - 1
- ③ 作業日当り標準作業量…………… I - 12 - ③ - 1
- ④ 市場単価の 1 日当り標準施工量
…………… I - 12 - ④ - 1

第13章 そ の 他

- ① 設計変更の積算…………… I -13- ① - 1
 - 1 設計変更における工種の取扱い
…………… I -13- ① - 1
 - 2 間接工事費および一般管理費等の設計変更について…………… I -13- ① - 1
 - 3 設計変更における共通仮設費率補正值及び
現場管理費率補正值の取扱い… I -13- ① - 1
 - 4 設計変更における材料単価の取り扱いに
ついて…………… I -13- ① - 1
 - 5 工事費の積算 …………… I -13- ① - 1
 - 6 契約内容が大幅に変更する場合の積算
…………… I -13- ① - 1
- ② 産業廃棄物の取扱い…………… I -13- ② - 1
 - 1 産業廃棄物の設計の考え方 …… I -13- ② - 1
 - 2 産業廃棄物税相当額について… I -13- ② - 1

第13章 そ の 他

① 設計変更の積算

1 設計変更における工種の取扱い

数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

2 間接工事費および一般管理費等の設計変更について

設計変更時の率計算部分の間接工事費および一般管理費等の算出は、当該対象額に相応する間接工事費および一般管理費等の率を乗じて積算する。

3 設計変更における共通仮設費率補正值及び現場管理費率補正值の取扱い

工期の延長短縮や、工事区間の延長の増減等により当初補正值が変更になる場合、あるいは当初補正值を計上しなかったが、上記条件等の変更により補正される場合は、設計変更の対象として補正するものとする。

4 設計変更における材料単価の取り扱いについて

(1) 当初契約工種における工事増量の場合及び、現地の取合等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。

(2) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法及び土質のみが変更となった場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。

(3) 条件の変更等により新しい工種が発生した場合は、新単価（変更指示時点単価）で積算するものとする。

なお、新しい工種とは、新工事工種体系のレベル3を基準として判断する。

(4) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。

(5) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。

5 工事費の積算

請負工事費の積算は、当該工事の落札率に、上記1から4より求めた工事価格を乗じて得た額とし、積算は次式による。

(第1回目の変更)

$$\text{変更工事費} = \frac{\text{当初請負代金額}}{\text{当初設計書の工事費計}} \times \text{変更設計書の工事価格}$$

(第2回目の変更)

$$\text{変更工事費} = \frac{\text{前回請負代金額}}{\text{前回設計書の工事費計}} \times \text{変更設計書の工事価格}$$

6 契約内容が大幅に変更する場合の積算

契約内容が大幅に変更し、前掲の方法によることが不適当と認められる場合は、新たに積算しなおし変更設計書を作成するものとする。

② 産業廃棄物の取扱い

1 産業廃棄物の設計の考え方

- (1) 産業廃棄物を搬入する施設の種類の、中間処理施設（再資源化）を原則とし、再資源化が困難な場合は中間処理施設（再資源化以外）とする。

どちらの施設にも搬入できない場合のみ最終処分場への搬入とする。

- (2) 設計で想定する施設は、(1) で選択した施設の種類のうち、「処分費」と「運搬費」の合計が最も経済的となる施設を選定する。

注) 処理施設については、積算における想定施設であり、受注者に対して処理施設を指定するものではない。

- (3) 建設汚泥についても再資源化が基本であるが、県内には再資源化施設が少ないことから、現場での再資源化、中間処理施設（再資源化）への搬入、中間処理施設（再資源化以外）及び最終処分の中で最も経済的な方法及び施設を選定する。

- (4) 土木・建築工事事業単価表（参考資料）〔非公表資料〕に掲載されている以外の産業廃棄物を処理する必要がある場合、その他の理由により同単価表に掲載されている施設での処理が適当ではない場合は、処分費は見積りにより決定する。

2 産業廃棄物税相当額について

- (1) 産業廃棄物税相当額計上対象工事

産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設（再資源化以外）に搬入する工事

- (2) 産業廃棄物税相当額の算定

最終処分場への産業廃棄物の搬入重量（t）× 1,000円／t

中間処理施設（再資源化以外）に搬入する場合は、搬入重量に標準減量化率を乗じ、最終処分場への産業廃棄物の搬入重量（t）を算出し、産業廃棄物税相当額を算定する。

※標準減量化率については土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕参照

- (3) 産業廃棄物税相当額の計上方法

①直接工事費に計上する。ただし、準備作業に伴うものは準備工へ計上する。

②共通仮設費、現場管理費、一般管理費の対象としない。

③消費税等相当額の対象とする。

④処分費と産業廃棄物税相当額は分けて計上する。

- (4) 注意事項

①土木・建築工事事業単価表（参考資料）〔非公表資料〕に掲載されている処分料金は、産業廃棄物税相当額を含まない処分費のみの価格である。

②コンクリート塊、アスファルト塊及び解体木くず（伐木、除根含む。）は再資源化施設への搬入することとし、産業廃棄物税相当額は原則として算定（計上）しない。ただし、解体木くず（伐木、除根含む。）の中間処理施設（再資源化）のうち熱回収を行う施設に搬入する場合は、焼却灰が最終処分されるため産業廃棄物税相当額を算定（計上）する。

建設副産物の処理区分の基本イメージ

再資源化施設へ搬入するもの（熱回収施設含む）	C o 塊, A s 塊, 解体木くず（伐木、除根含む）、建設汚泥
中間処理施設へ搬入するもの（減量化等）	
最終処分場へ搬入するもの	

②⑩ 交通誘導警備員

1. 適用範囲

本資料は、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。

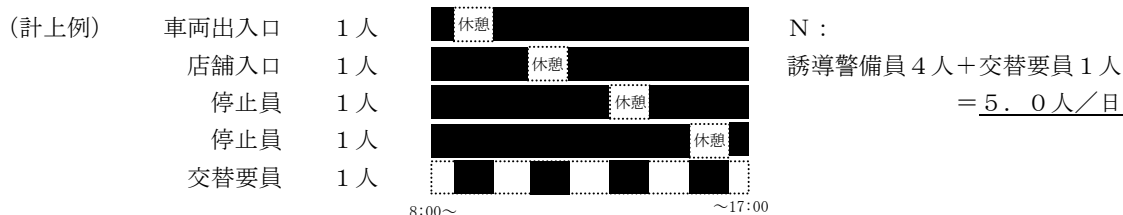
2. 計上区分

(イ) 当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当たりの交通誘導警備員の配置人員をもとに、工事期間内で配置される人数を計上する。

計算式（交通誘導員A又はB）： 交通誘導員単価×必要日数×N

(注) 1. N：配置人員とする。

2. Nについて、休憩・休息時間についても交通誘導を行う場合には、交替要員もNに含めて計上する。



3. 発注者が指示した場合において、夜間勤務、2交替制勤務、休日勤務等を行う場合は、「土木事業単価表」に基づき、労務費の補正を行うこととし、これによりがたい場合は別途計上する。

4. 上表における必要日数は、交通誘導警備員が必要となる各工種の設計数量を日当たり作業量で除し、その算出した作業日数を新工事工種体系のレベル3ごとに算出し、合計することを基本とする。この場合、各工種の作業日数は小数第2位を四捨五入して1位止めとし、新工事工種体系のレベル3における合計日数については1日未満を切り上げ、1日単位とする。

5. 必要日数の算出において上記4の方法で算出した場合で、明らかに不相当と判断される場合は、作業工程を検討するなど別途積算するものとする。

6. 指定路線（表2.1）の場合、当初設計から配置人員のうち1名を交通誘導警備員A、それ以外の配置人員を交通誘導警備員Bとして計上するものとする。ただし、警察署との道路交通法第80条に基づく協議等により交通誘導警備員Aを2名以上配置することが義務づけられた場合は必要数計上するものとする。

7. 指定路線でない場合、交通誘導警備員Bを必要数計上する。

(ロ)「交通誘導警備員A」「交通誘導警備員B」について

福島県においては、表2.1に示す路線及び区間については、警備業法（昭和47年7月5日法律117号）第18条、警備員等の検定等に関する規則（国家公安委員会規則第20号、平成17年11月18日）第2条及び福島県公安委員会告示第41号（平成18年12月19日）に基づき、交通誘導警備検定（1級又は2級）の合格者を1人以上配置しなければならない。

表2.1 指定路線

指 定 路 線		区 間	施行年月日
自動車専用道路		供用区間	供用日
福島県公安委員会が必要と認める道路	国道4号	福島県の全域	平成19年6月19日
	国道6号		
	国道13号		
	国道49号		
	国道114号		平成28年4月1日
	国道115号		
	国道118号		平成19年6月19日
	国道121号		平成28年4月1日
	国道252号		令和8年6月1日
	国道288号		平成28年4月1日
	国道289号		
	国道294号		
	国道349号		
	国道399号	福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く）	
	国道459号	福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く）	
	県道福島飯坂線	福島県の全域	令和8年6月1日
	県道日立いわき線		
	県道原町川俣線		
	県道いわき石川線		
	県道小名浜四倉線		平成28年4月1日
	県道郡山停車場線		
	県道いわき上三坂小野線		令和8年6月1日
	県道小名浜平線		
	県道常磐勿来線		平成28年4月1日
	県道郡山大越線		
	県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若松市の全域	平成28年4月1日
	県道小名浜小野線 ※路線の起点から通称「下船尾交差点」まで	福島県いわき市小名浜下神白字林崎27番3地先から福島県いわき市常磐下船尾町内289番8地先まで	令和8年6月1日
	県道河内郡山線	福島県の全域	平成28年4月1日
	県道荒井郡山線		令和8年6月1日
	県道須賀川二本松線		平成28年4月1日
	県道相馬新地線		令和8年6月1日

・交通誘導警備員A

警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員。

・交通誘導警備員B

警備業者の警備員または過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者で、交通誘導警備員A以外の交通誘導に従事するもの。

※交通誘導警備業務に係る一級、二級の検定合格者であっても配置義務のない道路の工事では交通誘導警備員Bとなるので注意すること。

土木工事標準積算基準

〔Ⅲ〕

(参考資料)

令和 8 年 10 月 1 日

福島県土木部

目 次

土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕

第Ⅰ編 総 則

第12章 工事日数及び日当り作業量

- ① 工事日数……………Ⅰ-12-③ - 1
- ② 水替日数……………Ⅰ-12-③ - 1
- ③ 作業日当り標準作業量……………Ⅰ-12-③ - 1
- ④ 市場単価の1日当り標準施工量・Ⅰ-12-④ - 1

第Ⅶ編 参 考 資 料

第1章 総 則

- ① 間接工事費……………Ⅶ-1-① - 1
- ② 産業廃棄物処分に係る留意事項 ……Ⅶ-1-② - 1
- ③ 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について……………Ⅶ-1-③ - 1
- ④ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領の運用……………Ⅶ-1-④ - 1

第2章 土 工

- ① 機械土工(土砂, 岩石工)……………Ⅶ-2-① - 1
 - ①-1 機械土工(土砂)……………Ⅶ-2-① - 3
 - ①-2 機械土工(岩石)……………Ⅶ-2-① - 4
- ② プレロード盛土……………Ⅶ-2-② - 1
- ③ 土(岩)の敷均し……………Ⅶ-2-③ - 1
- ④ 床掘土を仮置する場合……………Ⅶ-2-④ - 1
- ⑤ 人力土工……………Ⅶ-2-⑤ - 1
- ⑥ 発生土・残土運搬に係る積算の考え方……………Ⅶ-2-⑥ - 1

第3章 共 通 工

- ① 芝 付 工……………Ⅶ-3-① - 1
- ② コンクリートブロック積工……………Ⅶ-3-② - 1
- ③ アンカー工……………Ⅶ-3-③ - 1
- ④ 建設汚泥(泥土)改良工……………Ⅶ-3-④ - 1
- ⑤ 現場溶接(すみ肉溶接)……………Ⅶ-3-⑤ - 1
- ⑥ 裏込材・切込基礎の使用材料について……………Ⅶ-3-⑥ - 1

第4章 基 礎 工

- ① 杭 打 工……………Ⅶ-4-① - 1
- ② 場所打杭工(リバースサーキュレーション工)……………Ⅶ-4-② - 1
- ③ 深 礎 工……………Ⅶ-4-③ - 1

第5章 コンクリート工

- ① コンクリート工……………Ⅶ-5-① - 1
- ② 型 枠 工……………Ⅶ-5-② - 1

第6章 仮 設 工

- ① 仮 設 工……………Ⅶ-6-① - 1
- ② 矢 板 工……………Ⅶ-6-② - 1
- ③ 仮橋, 仮栈橋工……………Ⅶ-6-③ - 1
- ④ 広幅鋼矢板の引抜き……………Ⅶ-6-④ - 1
 - ④-1 バイプロハンマ工(広幅鋼矢板の引抜き, 陸上施工)……………Ⅶ-6-④ - 1
 - ④-2 油圧圧入引抜き工(広幅鋼矢板の引抜き, 陸上施工)……………Ⅶ-6-④ - 4

第7章 河 川 海 岸

- ① 消 波 工……………Ⅶ-7-① - 1

第8章 河川維持工

- ① 床 均 し 工……………Ⅶ-8-① - 1
- ② 堤防天端工……………Ⅶ-8-② - 1
- ③ 自然石採取工……………Ⅶ-8-③ - 1

第9章 舗 装 工

- ① 路 盤 工……………Ⅶ-9-① - 1
- ② アスファルト舗装工……………Ⅶ-9-② - 1
- ③ コンクリート舗装工……………Ⅶ-9-③ - 1

第10章 付 属 施 設

- ① 歩車道境界ブロック・縁石を用いた現場打ち L型水路の基礎コンクリート…Ⅶ-10-① - 1

第11章 道路維持修繕工

- ① 路面切削工…………… VII-11-① - 1
- ② アスファルト注入工…………… VII-11-② - 1
- ③ わだち掘れ補修工…………… VII-11-③ - 1
- ④ 舗装版面取工…………… VII-11-④ - 1
- ⑤ オーバーレイ工事におけるレベリング
…………… VII-11-⑤ - 1
- ⑥ 路上路盤再生工の添加材使用量
…………… VII-11-⑥ - 1

第12章 トンネル工

- ① トンネル工…………… VII-12-① - 1

第13章 橋梁上部工

- ① 鋼橋製作工…………… VII-13-① - 1
- ② 鋼橋架設工…………… VII-13-② - 1
- ③ ポストテンション桁製作工…………… VII-13-③ - 1
- ④ 橋梁排水管設置工…………… VII-13-④ - 1
- ⑤ P C 鋼線及びシース…………… VII-13-⑤ - 1
- ⑥ 床版工(地覆)のコンクリートについて
…………… VII-13-⑥ - 1
- ⑦ 後打コンクリート…………… VII-13-⑦ - 1

第14章 公 園

- ① 都市公園事業における遊具設置工事の積算に
ついて…………… VII-14-① - 1

第15章 そ の 他

- ① 区画線工…………… VII-15-① - 1

第16章 保管基準

- ① 技術管理課保管基準…………… VII-16-① - 1

第Ⅰ編 総 則

第12章 工事日数及び日当り作業量 …… I-12 - ① - 1

第12章 工事日数及び日当り作業量

① 工事日数……………	I-12-①-1	11 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	I-12-④-17
1 工事日数の算定……………	I-12-①-1	12 薄層カラー舗装工……………	I-12-④-18
② 水替日数……………	I-12-②-1	13 道路標識設置工……………	I-12-④-19
1 水替日数の算定……………	I-12-②-1	14 道路付属物工……………	I-12-④-22
③ 作業日当り標準作業量……………	I-12-③-1	15 公園植栽工……………	I-12-④-24
1 適用……………	I-12-③-1	16 橋面防水工……………	I-12-④-24
2 作業日当り標準作業量……………	I-12-③-1	17 グルーピング工……………	I-12-④-25
④ 市場単価の1日当り標準施工量…	I-12-④-1	18 鉄筋挿入工……………	I-12-④-25
1 インターロッキングブロック工	I-12-④-2	19 コンクリート表面処理工……………	I-12-④-25
2 ガードレール設置工……………	I-12-④-3		
3 ガードパイプ設置工……………	I-12-④-7		
4 横断・転落防止柵設置工……………	I-12-④-8		
5 防護柵設置工(落石防護柵)……………	I-12-④-10		
6 防護柵設置工(落石防止網)……………	I-12-④-11		
7 法面工……………	I-12-④-12		
8 吹付砕工……………	I-12-④-13		
9 道路植栽工……………	I-12-④-14		
10 橋梁用伸縮継手装置設置工……………	I-12-④-17		

第 1 2 章 工事日数及び日当り作業量

① 工 事 日 数

1. 工事日数の算定

工期を設定する際の基礎資料とする工事日数は、表 1. 1 により算定した日数を標準とする。

表 1. 1 工 事 別 工 事 日 数 表

工 事 価 格	河川・海岸等	道路・公園等	橋梁上部工等	舗 装	砂防・地滑り等	港湾・漁港等
千円以下	日	日	日	日	日	日
500	20	20	20	15	20	20
1,000	45	45	45	30	45	45
1,500	60	60	60	40	60	60
2,000	70	70	70	45	65	70
3,000	85	85	80	50	80	90
5,000	105	105	100	60	95	110
7,500	120	120	115	70	110	125
10,000	130	130	125	75	120	135
15,000	150	155	135	90	145	155
20,000	165	170	145	105	160	170
25,000	180	180	155	110	175	180
30,000	190	190	160	120	185	190
40,000	205	210	180	130	205	205
50,000	215	220	195	140	215	215
60,000	230	230	210	150	230	225
80,000	245	245	230	160	245	240
100,000	255	255	250	170	260	250
130,000	270	270	270	180	275	265
160,000	280	285	285	190	290	275
200,000	295	295	300	195	300	285

(注) 1. 夏季休暇として 7～8 月にかかる工事については 7 日、7 月または 8 月にのみかかる工事は 4 日加算とする。

2. 年末年始休暇として、12 月 30 日から 1 月 5 日にかかる工事については 7 日加算する。

3. 過去の観測値に基づき算出した、猛暑による作業不能日数を加算する。

4. 港湾・漁港及び海岸工事等において、海象状況などにより別途日数を要する場合は適宜加算する。

5. 橋梁上部工等の工事において、特別な架設を行うなど別途日数を要する場合は適宜加算する。

6. 上記 6 工種において、2 億円以上の大規模工事の場合の工事日数は次式により算出する。

$$\text{河川・海岸等} \quad Y = 127.25 \times \text{Log}(X) - 762$$

$$\text{道路・公園等} \quad Y = 125.18 \times \text{Log}(X) - 744$$

$$\text{橋梁上部工等} \quad Y = 173.30 \times \text{Log}(X) - 1,137$$

$$\text{舗 装} \quad Y = 93.83 \times \text{Log}(X) - 582$$

$$\text{砂防・地滑り等} \quad Y = 140.88 \times \text{Log}(X) - 868$$

$$\text{港湾・漁港等} \quad Y = 114.33 \times \text{Log}(X) - 665$$

$$Y: \text{工事日数} \quad X: \text{工事価格 (単位: 円)}$$

7. この工事日数は 4 週 8 休対応であり、準備、後片付け日数を含んだものである。

8. トンネル、ダム、下水道工事等の特殊工事及びコンクリート舗装工事については、別途算出する。

9. 本表によりがたい場合は別途考慮すること。

② 水 替 日 数

1. 水替日数の算定

(1) 河川，海岸，砂防，道路工事に係る水替日数は，必要とする工種の直接工事費により，次表の積算式によって算出する。なお，水替日数算出の直接工事費は，仮設工を除いた金額とする。

直接工事費	積 算 式
40万円未満	8 (日)
40万円以上	$25.4 \times \text{Log}(P) - 32.2$ (日)

P：直接工事費（単位：万円）

(2) 水替日数表

直 接 工 事 費				水替日数
万円				
0	～	41		8
42	～	45		9
46	～	50		10
51	～	54		11
55	～	60		12
61	～	65		13
66	～	72		14
73	～	79		15
80	～	86		16
87	～	94		17
95	～	103		18
104	～	113		19
114	～	124		20
125	～	136		21
137	～	149		22
150	～	163		23
164	～	178		24
179	～	195		25
196	～	214		26
215	～	234		27
235	～	256		28
257	～	281		29
282	～	307		30
308	～	336		31
337	～	368		32
369	～	403		33
404	～	442		34
443	～	484		35
485	～	530		36
531	～	580		37
581	～	635		38

直 接 工 事 費				水替日数
万円				
636	～	695		39
696	～	761		40
762	～	834		41
835	～	913		42
914	～	999		43
1,000	～	1,094		44
1,095	～	1,198		45
1,199	～	1,312		46
1,313	～	1,437		47
1,438	～	1,573		48
1,574	～	1,722		49
1,723	～	1,886		50
1,887	～	2,065		51
2,066	～	2,261		52
2,262	～	2,475		53
2,476	～	2,710		54
2,711	～	2,967		55
2,968	～	3,249		56
3,250	～	3,557		57
3,558	～	3,895		58
3,896	～	4,265		59
4,266	～	4,669		60
4,670	～	5,112		61
5,113	～	5,597		62
5,598	～	6,129		63
6,130	～	6,710		64
6,711	～	7,347		65
7,348	～	8,044		66
8,045	～	8,808		67
8,809	～	9,643		68
9,644	～	10,000		69

(注) 1. 水替作業が当該工事の大部分にわたる場合は，2割増しとすることができる。

2. 1億円を超えるものについては，別途積み上げとする。

3. 日数の1日未満は切り捨てとする。

4. 橋梁の場合は下部工を対象とする。この場合，ウエルケーソンおよび杭打下部工等水替を必要としないものを除く。

第Ⅶ編 参 考 資 料

第1章	総 則		VII-1 - ① - 1
第2章	土 工		VII-2 - ① - 1
第3章	共 通 工		VII-3 - ① - 1
第4章	基 礎 工		VII-4 - ① - 1
第5章	コンクリート工		VII-5 - ① - 1
第6章	仮 設 工		VII-6 - ① - 1
第7章	河川海岸		VII-7 - ① - 1
第8章	河川維持工		VII-8 - ① - 1
第9章	舗 装 工		VII-9 - ① - 1
第10章	付 属 施 設		VII-10 - ① - 1
第11章	道路維持修繕工		VII-11 - ① - 1
第12章	トンネル工		VII-12 - ① - 1
第13章	橋梁上部工		VII-13 - ① - 1
第14章	公 園		VII-14 - ① - 1
第15章	そ の 他		VII-15 - ① - 1
第16章	保 管 基 準		VII-16 - ① - 1

第 1 章 総 則

- ① 間接工事費…………… VII-1 - ① - 1
 - 1 共通仮設費 …………… VII-1 - ① - 1
 - 1-1 運 搬 費…………… VII-1 - ① - 3
 - 1-2 準 備 費…………… VII-1 - ① - 6
- ② 産業廃棄物処分に係る留意事項… VII-1 - ② - 1
 - 1 伐根物等の処理について …… VII-1 - ② - 1
 - 2 標準減量化率について
 - …………… VII-1 - ② - 1
 - 3 スクラップ処理について …… VII-1 - ② - 1
- ③ 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について…………… VII-1 - ③ - 1
- ④ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領の運用
 - …………… VII-1 - ④ - 1

第1章 総 則

① 間 接 工 事 費

1. 共 通 仮 設 費

(1) 単独発注する場合の適用工種

1) 河川，海岸，砂防工事の工事用道路を単独発注する場合の間接工事費の適用工種区分は「道路改良工事」とする。

2) 維持修繕，交安工事等を単独発注する場合の間接工事費の適用工種区分は次表のとおりとする。

工 種	適 用 工 種	摘 要
道 路 照 明 灯 設 置	道 路 維 持 工 事	
道 路 植 樹 工	〃	
ロ ッ ク ネ ッ ト 張 工	道 路 改 良 工 事	
消 雪 パ イ プ 設 置	〃	
歩 道 設 置	〃	
側 道 橋 架 設	鋼 橋 架 設 工 事	
横 断 歩 道 橋 架 設	〃	

(2) P C 橋の工種区分

工 種 区 分	橋 梁 種 別
河川・道路構造物工事	橋梁種別－1：プレテンション桁橋工事 橋梁種別－2：RC場所打ホロースラブ橋工事
P C 橋 工 事	橋梁種別－1：ポストテンションT桁橋工事 (プレキャストセグメント桁工事含む) 橋梁種別－2：PCコンボ桁橋工事 橋梁種別－3：ポストテンション場所打ホロースラブ橋工事 橋梁種別－4：ポストテンション場所打箱桁橋工事 橋梁種別－5：PC橋片持架設橋工事 橋梁種別－6：その他場所打架設橋工事 橋梁種別－7：PC床版工事 (プレキャスト，場所打ちで，新設工事の場合)

(出典：橋梁架設工事の積算)

(3) 間接工事費等の率計算対象額について

1) 支給品の取り扱い

支給する下記品目の材料費は間接工事費等（共通仮設費，現場管理費，一般管理費）の対象外とする。

(イ) 現場製作の根固め及び消波ブロック

(ロ) 仮設を目的に支給される材料（防護柵，標識類など）

(ハ) 道路除雪で支給する吹きだめ柵，スノーポール類

2) 電気通信設備等機器類の取り扱い

電気通信設備等機器類の設置工事を単独発注する場合は，土木工事標準積算基準（電気通信編）によることとし，間接工事費等の対象区分は同基準の「間接工事費等の項目別対照表」に基づくこと。

なお，土木工事標準積算基準による一般土木工事等と一体発注する場合であって，完成品を据え付けて運転調整のみを行う機器にあっては，間接工事費等の率計算対象額は鋼橋門扉等工事原価の取扱いに準じるものとする。

例) 凍結防止剤散布装置

3) 橋梁資材の間接工事費等の取り扱い

土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕第Ⅶ編 第13章 橋梁上部工 ①鋼橋製作工 6 橋梁資材の間接工事費等の対象表を参照のこと。

4) 間接工事費等の率計算対象額に含める工場製品の取り扱い

下記品目は間接工事費等（共通仮設費，現場管理費，一般管理費）の対象とする。

(イ) 雪崩予防柵，防塵柵，防雪柵等現地で組み立てを要する柵類

(ロ) 製品購入のゲート類（設計図により別途製作するゲート（水門）については，鋼橋門扉等工事原価の取扱いに準じる。）

（解説）現場搬入後に部材を組み立てるものについては，安全費や技術管理費（品質管理，出来形管理等）等が必要であることから，間接工事費等の率計算対象額に含めることとしている。

(4) 無償貸付機械の取り扱い

1) 機械管理費の計上方法

貸付機械の管理費は供用日当りで金額が定められており，これを単価表に計上するのを原則とする。

その計上方法を以下に示す。

$$1 \text{ 時間当り単価} = \frac{\text{供用日 1 日当り機械管理費}}{\text{供用日当り運転時間}} + 1 \text{ 時間当り現場修理費}$$

例) 散水車（タンク容量5,500～6,500ℓ）

$$1 \text{ 時間当り単価} = \frac{910}{3.1} + 131 \div 425 \cdots (a)$$

なお，貸付機械調書に計上する日数は工程表等を参考として定めるものとする。

2) 無償貸付機械評価額の計上方法

無償貸付機械を貸付けするときは「無償貸付機械評価額」を共通仮設費及び現場管理費の対象金額とし，共通仮設費算出のための対象額の範囲は，直接工事費＋仮設費＋事業損失防止施設費に含まれる無償貸付機械評価額とする。また，現場管理費については対象純工事費とする。ただし，一般管理費等の対象金額にはしないものとする。

(イ) 無償貸付評価額とは

（無償貸付機械と同機種，同形式建設機械損料額）－（当該機械の設計に計上された経費）

(ロ) 当該機械の設計に計上された経費とは

設計に計上された現場修理費及び機械管理費

(ハ) 計算方法

$$\text{評価額} = \{ 1 \text{ 時間当り機械損料額} - \overbrace{\left(\frac{\text{供用 1 日当り機械管理費}}{\text{供用日当り運転時間}} + 1 \text{ 時間当り現場修理費} \right)}^{(a)} \} \times \text{総実働時間}$$

※ 機械損料額は当該地区（A，B 地区）の損料額

（例）散水車（タンク容量5,500～6,500ℓ）総実働時間100時間

（A 地区の場合）

$$\text{評価額} = \{ 2,230 - \left(\frac{910}{3.1} + 131 \right) \} \times 100 = 180,500 \text{ 円}$$

1－1 運搬費

(1) 機械損料の地域補正

請負工事機械経費積算要領第5（機械損料の補正）に掲げる、機械の輸送費の算定の基礎となる機械の所在場所は、福島県土木部が定める建設機械等損料算定表を標準とする。ただし、特別な理由により、適用することが著しく適正を欠くと認められる場合は、この限りでない。

1) 施工地区の豪雪地域補正

豪雪地域補正の適用の考え方は福島県土木部が定める建設機械等損料算定表のとおりとする。

2) 運搬費積上対象機械

運搬費の積上計上を要する機械は土木工事標準積算基準によることを原則とする。

3) PC橋架設器材

須賀川市，安達郡大玉村，宮城県亘理町

※架設工法により使用する架設器材が異なることから，事前に架設器材の有無を確認すること。

4) 鋼橋架設器材

福島市，郡山市

※架設工法により使用する架設器材が異なることから，事前に架設器材の有無を確認すること。

5) ダンプトラック及びトラック（ライトバン含む。）の運搬費は計上しないものとする。

6) 特殊な場合は別途考慮する。

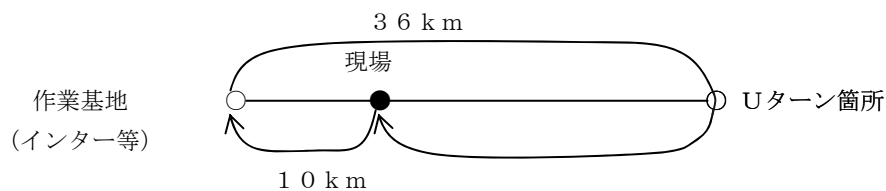
7) 工事用機械の現場内移動に要する費用

(イ) 自動車専用道路上の作業を行うために，3 t 以上の建設機械を作業基地（インター等）から現場に貨物自動車で運搬移動に要する費用を算出するものをいう。なお，運搬される建設機械の供用日当り損料は計上しないものとする。

(ロ) 運搬距離の算出は作業基地（インター等）から現場までの距離のうちUターンすることにより増加する距離とし，下記のとおりとする。

注) 機械の所在地から現場までの運搬費は，共通仮設費の率に計上されているため，別途計上しないものとする。

(例)



$$\text{片道距離 (km)} = \frac{36 + 10 - (10 \times 2)}{2} = 13.0 \text{ km}$$

(2) 仮設材等の所在地

仮設材等の所在地は、以下を標準とする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

1) 仮設材等の所在地

(イ) 所在地区分 1

所 在 地	資 材 名 称
東 京	仮設材（鋼矢板 5 L 型）

(ロ) 所在地区分 2

所 在 地	資 材 名 称
仙台市，新潟市	仮設材（鋼矢板 2 型）

(ハ) 所在地区分 3

所 在 地	資 材 名 称
青森市，八戸市 盛岡市 仙台市 秋田市 山形市，酒田市，鶴岡市 福島市，郡山市，いわき市 新潟市	仮設材（鋼矢板（2 型，5 L 型を除く。）H 形鋼，覆工板）

(ニ) 所在地区分 4

所 在 地	資 材 名 称
各建設事務所 （各港湾） 各土木事務所	敷鉄板

(3) 敷鉄板の費用について

1) 共通仮設費率に含まれるもの

橋梁架設や地盤処理を目的としたベントやクレーン等の安定のために敷設するもの等、工事現場において一般的なものは共通仮設費率に含まれる。

2) 積上げ計上するもの

工事用道路（軟弱地盤等で工事車両が通行するため）に敷設する敷鉄板は、直接工事費に敷鉄板設置・撤去工（土工事標準積算基準〔Ⅰ〕Ⅱ-5-⑯-1）を、共通仮設費に運搬費を積上げ計上するものとする。

1-2 準備費

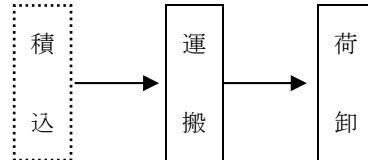
(1) 運搬（伐開，除根，除草）

1) 適用範囲

本歩掛は，河川堤防，高水敷又は中州等に繁茂している樹木の伐木又は伐竹を行う伐木除根工（土木工事標準積算基準〔Ⅰ〕Ⅲ-2-④-1）を除く伐開，除根，除草等に伴い発生する刈払材，樹根を，ダンプトラック10t級により運搬する作業に適用する。

2) 施工概要

施工フローは，次図を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。

3) 施工歩掛

施工歩掛は，次表を標準とする。

表3. 1 100空m3当り運搬日数

D I D 区間：無し			
運搬距離（km）	運搬日数（日／100空m3）	運搬距離（km）	運搬日数（日／100空m3）
1.0 以下	0.8	9.0 以下	1.7
1.5 以下	0.9	13.5 以下	2.1
3.0 以下	1.0	21.0 以下	2.8
4.5 以下	1.2	36.5 以下	4.1
6.5 以下	1.4	50.0 以下	8.3

- （注）
1. 運搬距離は片道であり，往路と復路が異なる場合は，平均値とする。
 2. 自動車専用道路を利用する場合には，別途考慮する。
 3. D I D（人口集中地区）は，総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
 4. 運搬距離が50.0kmを超える場合は，別途考慮する。
 5. D I D 区間：無しとは，D I D 区間が存在する経路を昼間運搬する場合以外に運搬する場合をいう。
 6. 刈払材，樹根の対象積載量（空m3）はダンプトラック積載時の体積とする。
 7. 刈払材，樹根の処分費は別途計上する。

4) 単価表

（イ）ダンプトラック運搬 100空m3当り単価表

コード番号	S 2 6 3 0
-------	-----------

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
ダンプトラック運転	10 t 積級	日	D	表 3. 1
諸 雑 費		式		
計				

（2）機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ダンプトラック	10 t 積級	機-22	運転労務数量→1.00 燃料消費量→67 機械損料数量→1.29

（出典：農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事））

② 産業廃棄物処分に係る留意事項

1. 伐根物等の処理について

伐根物は地面に埋もれており詳細な当初数量が把握できない場合が多いことから、設計当初では想定で積算し、処分後に変更すること。また、中間処理費を計上する際、再資源化以外は産業廃棄物税の対象となるので、計上漏れのないようにすること。

2. 標準減量化率について

産業廃棄物税相当額の算定に用いる減量化率は、下表を基準とする。

(福島県産業廃棄物課HPより)

種 類 \ 処 分 方 法	焼 却	固化・天 日乾燥	破 砕	脱 水	中 和	備 考
有機性汚泥	0.10	—	—	—	—	
無機性汚泥	—	0.95	—	0.75	—	
廃油（汚泥を含むもの）	0.20	—	—	—	—	
廃酸（固形不純物を含むもの）	0.20	—	—	—	0.30	
廃アルカリ（固形不純物を含むもの）	0.20	—	—	—	0.30	
廃プラスチック類	0.25	—	1.00	—	—	
紙くず	0.10	—	1.00	—	—	
木くず	0.10	—	1.00	—	—	
繊維くず	0.10	—	1.00	—	—	
動植物性残渣	0.10	—	—	—	—	
がれき類	1.00	—	1.00	—	—	
感染性廃棄物	0.25	—	—	—	—	
ガラス・陶磁器くず	1.00	—	1.00	—	—	
石膏ボード	1.00	—	1.00	—	—	
金属くず	1.00	—	1.00	—	—	
F R P	0.80	—	1.00	—	—	

(注) 1. この減量化率は、「標準」であり、性状によっては個別対応となること。

2. この表にない混合物等は、個別に対応となる。

3. スクラップ処理について

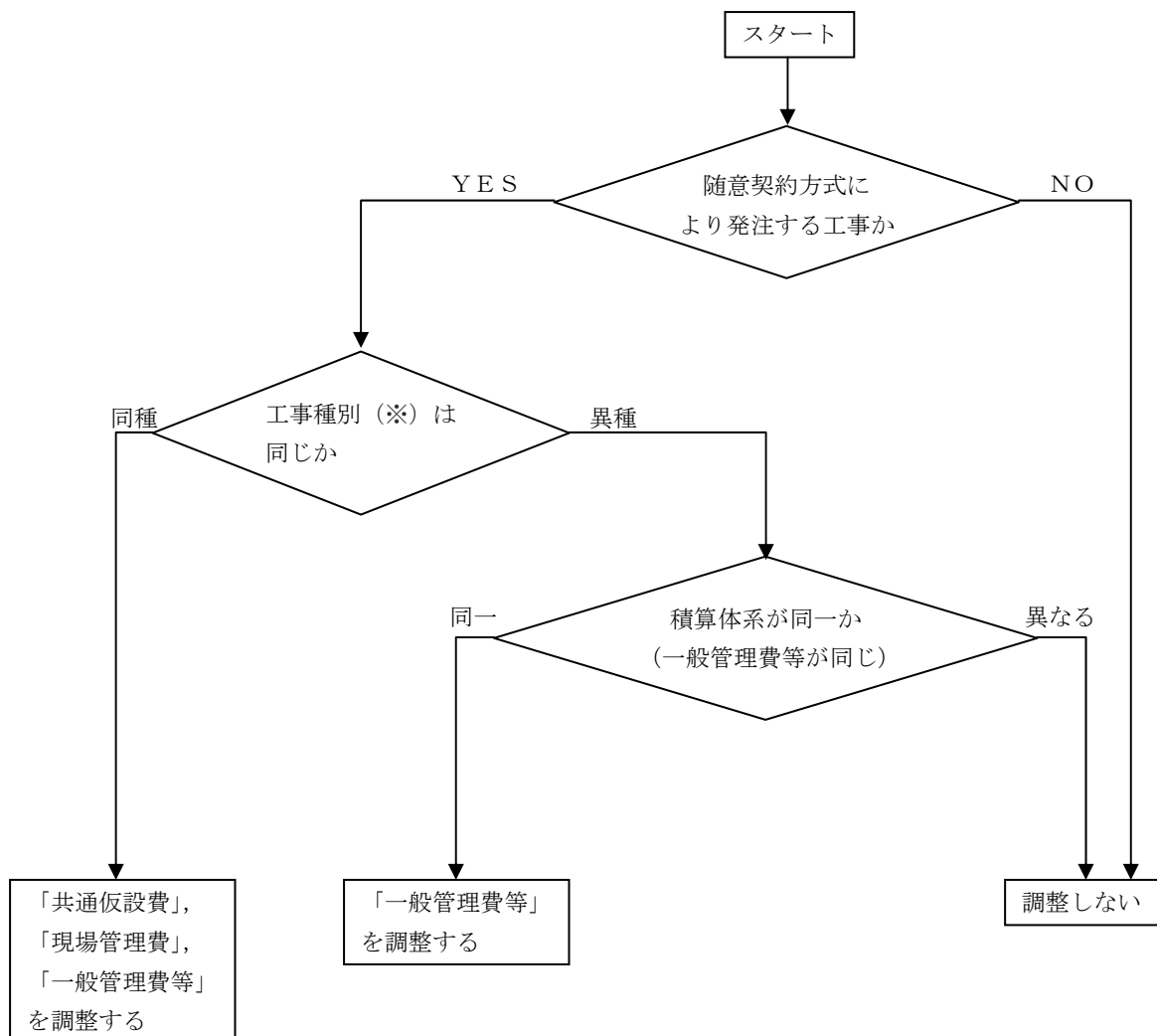
鋼材・ステンレス等のスクラップ処理については、当初設計においては売却の可否を想定で判断し計上することとし、直近の処理事業者までの運搬費を計上すること。

発注後に当該物の状況から売却出来ない場合は、発注者と受注者の協議のうえ、産業廃棄物としての処理料及び運搬費を計上すること。

③ 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について

随意契約方式により工事を発注する場合の調整については、土木工事標準積算基準第Ⅰ編「総則」第４章「①随意契約方式等により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について」により行うが，下記運用に留意して調整するものとする。

- (１) 調整の対象とする工事は、『現工事の施工業者と随意契約方式により発注する工事』であるが，ダム，トンネル等の一体構造物(一体の構造物として完成後機能を発揮するものに限る。)の構築等を目的として，分割して発注する工事の場合は，現工事としての全ての工事を対象に調整を行うものとする。
- (２) 基準の異なる工事（過年度発注工事）と随意契約を行う場合の共通仮設費，現場管理費，一般管理費等の率計算部分の積算については，現工事を含め，合計工事に対応する新基準の率により調整積算を行うものとする。
- (３) 随意契約調整積算を行う工事において，率以外の積上げ積算によるものは，実態に合わせて調整積算を行うものとする。
- (４) 他官庁の工事との調整積算は行わない。
- (５) 共同企業体（ＪＶ）とその共同企業体（ＪＶ）の一構成員との調整積算は行わない。
- (６) 積算体系が異なる場合は，原則として調整積算は行わない。（仮設物が共用できる場合は，その部分のみ調整する。）

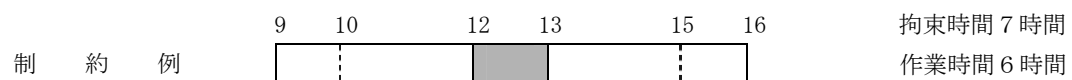
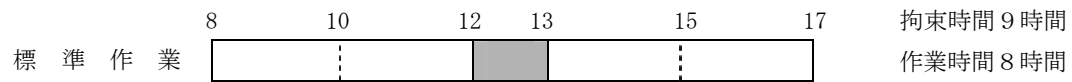


※ 土木工事標準積算基準第Ⅰ編第４章「①随意契約方式等により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について」の表（福島県建設工事等請負有資格業者名簿による種別による工事種別）参照

④ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領の運用

本要領は工事現場において時間的制約を受けて通常の作業時間（８時間）が確保されない場合に適用されるもので作業時間の低下に伴う労務補正を行うものである。

1. 工事発注前，工事着手後にかかわらず，交通管理者等の関係機関自治体から条件を付された場合または地元等と協議を行った際は，その記録を根拠資料として整理しておくこと。
2. 本要領は現道工事等において継続的に作業時間の制約を受ける場合に適用されるもので一時的（毎週〇曜日）な制約には適用されない。なお，道路管理関係工事のうち経常維持工事には適用しない。



第2章 土 工

① 機械土工(土砂, 岩石工)	VII-2 - ① - 1
1 土工掘削の適用フローチャート (参考)	 VII-2 - ① - 1
2 床掘の適用フローチャート (参考)	 VII-2 - ① - 2
① - 1 機械土工(土砂)	VII-2 - ① - 3
1 機械床掘	VII-2 - ① - 3
① - 2 機械土工(岩石)	VII-2 - ① - 4
1 転石破碎	VII-2 - ① - 4
2 岩掘削後の対象量	VII-2 - ① - 4
② プレロード盛土	VII-2 - ② - 1
1 構造物部のプレロード盛土について	 VII-2 - ② - 1
2 一般部のプレロード盛土について	 VII-2 - ② - 2
③ 土(岩)の敷均し	VII-2 - ③ - 1
④ 床掘土を仮置する場合	VII-2 - ④ - 1
⑤ 人力土工	VII-2 - ⑤ - 1
1 畦畔付き土側溝	VII-2 - ⑤ - 1
⑥ 発生土・残土運搬に係る積算の考え方	 VII-2 - ⑥ - 1

第二十一

① 機械土工（土砂，岩石工）

- ## 1. 土工掘削の適用フローチャート(参考)

注) 1. 工法選定に際しては前後の断面を考慮して選定すること。(対象断面が20m程度以上連続するか等)

2. 施工基面とはD T運搬時のD Tのいる高さの面をいう。

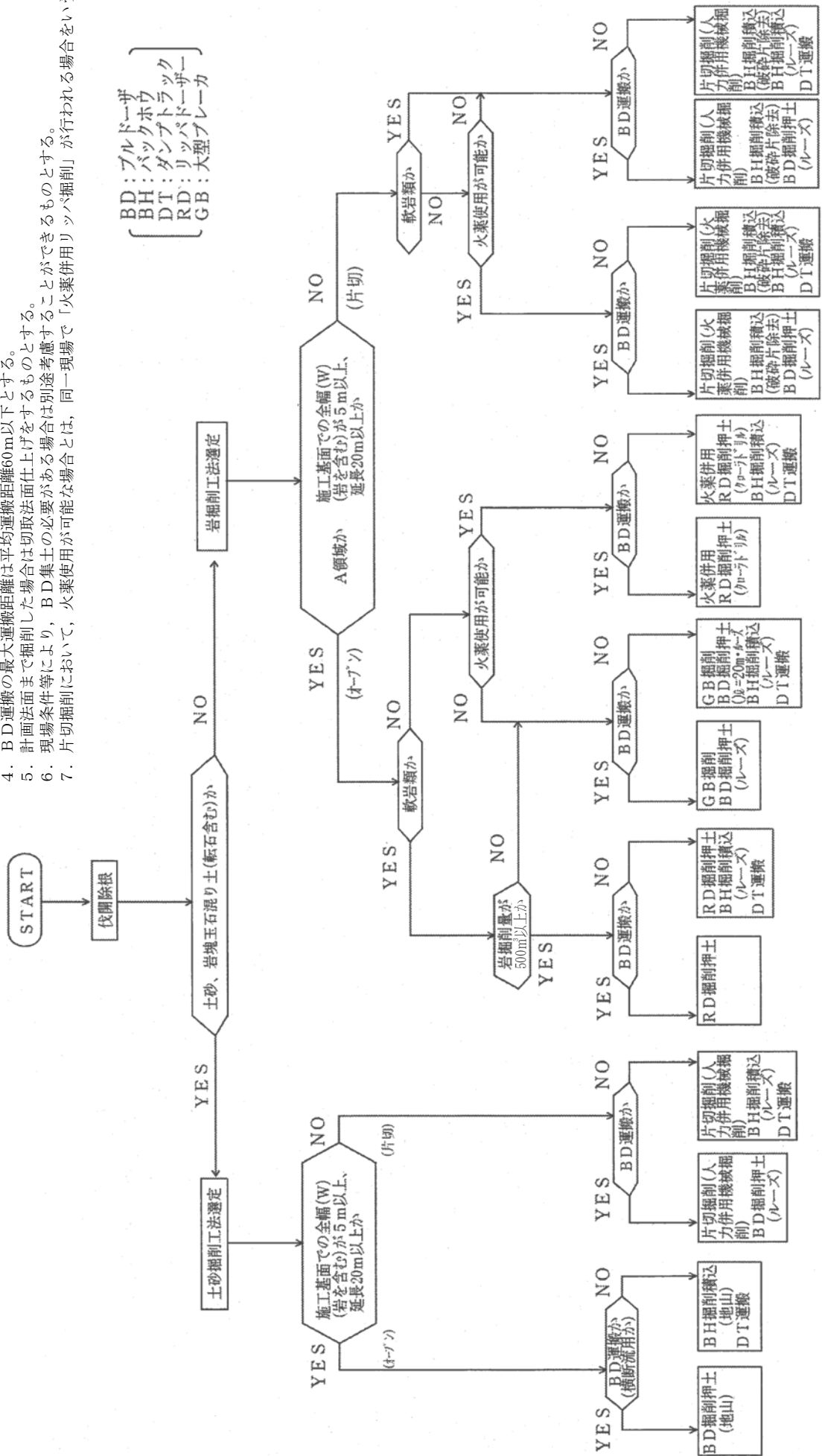
3. 掘削高が高い区間が連続する場合はD Tの登坂能力（最急15%）を考慮し登坂路を計画し工法の選定を行う。

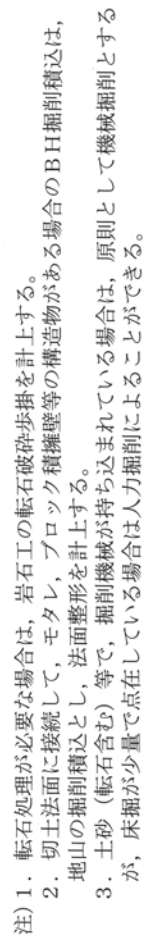
4. BD 運搬の最大運搬距離は平均運搬距離60m以下とする。

5. 計画法面まで掘削した場合は切取法面仕上げをするものとする。

6. 現場条件等により、BD集土の必要がある場合は別途考慮することができるものとする。

7. 片切掘削において、火薬使用が可能な場合とは、同一現場で「火薬併用リッパ掘削」が行われる場合をいう。





①－１ 機械土工（土砂）

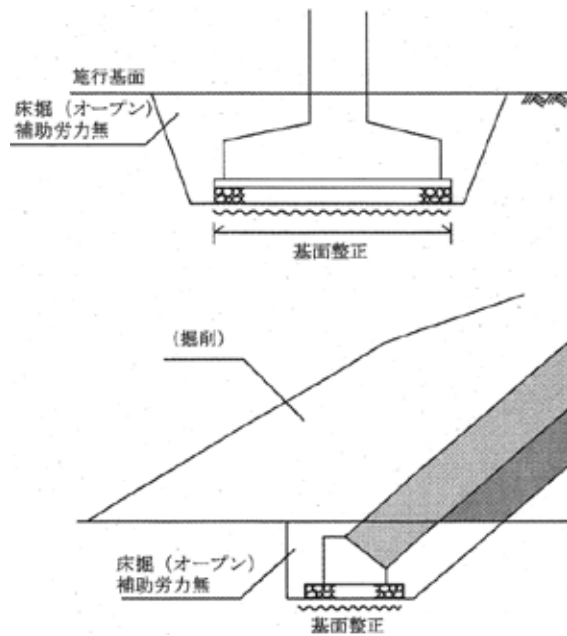
1. 機 械 床 掘

（１）機種選定

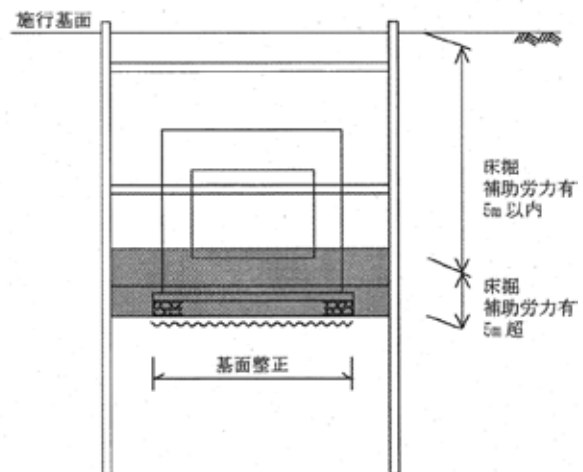
床掘を機械で行う場合の機種選定は、土木工事標準積算基準第Ⅱ編第１章土工による。

（２）積算例

① オープン掘削



② 土留式掘削



①－２ 機械土工（岩石）

１．転石破碎

（１）転石処理費の計上

転石径は、盛土等再利用の場合は50cm以上、捨土の場合は1 m以上を対象とする。

（２）土質の適用

転石破碎後の土質は、破碎岩を適用するものとし、転石以外は、地山の土質によるものとする。

（３）その他

（イ）転石の含有率に変更が予想されるため、あらかじめ当初の特記仕様書に区間及び見込み含有量を明示する必要がある場合は〔実施の結果、大幅な変更が生じた場合は協議することができる〕旨を附記すること。

（ロ）転石処理の確認は、概数確認とし、火薬使用量、転石の処理状況写真等を整備しておくこと。

２．岩掘削後の対象量

ブルドーザ集積用押土及びバックホウ破砕片除去の対象量は、掘削量の100%とする。

なお、地形が急峻な坂道などの片切りの場合で発破飛散及び自由落下等で飛散するものを見込む場合には、運搬対象量及び破砕片除去量は飛散自由落下土量を減じた量を計上しても良い。

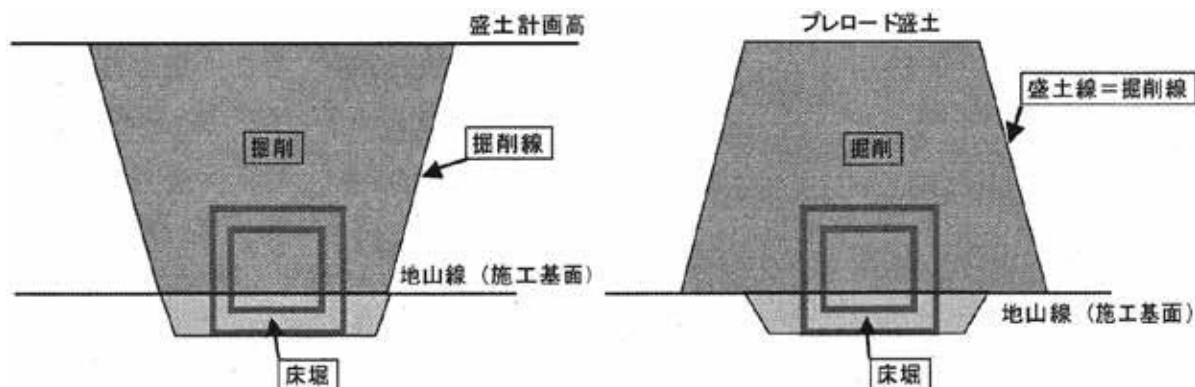
この際、飛散土の処理が必要な場合は、別途計上するものとする。

※ 飛散土量は、地形、土質により異なるため、各現場で定めること。

② プレロード盛土

軟弱地盤におけるプレロード盛土については、以下のとおりとする。

1. 構造物部のプレロード盛土について



(1) プレロード盛土（掘削部の積算）

上記左側の図のように一連の盛土として施工を行う場合は、図面（縦断面図など）に掘削線を明記し、特記仕様書等に締固めが必要ない旨記載する。

(2) 構造物施工時の作業区分

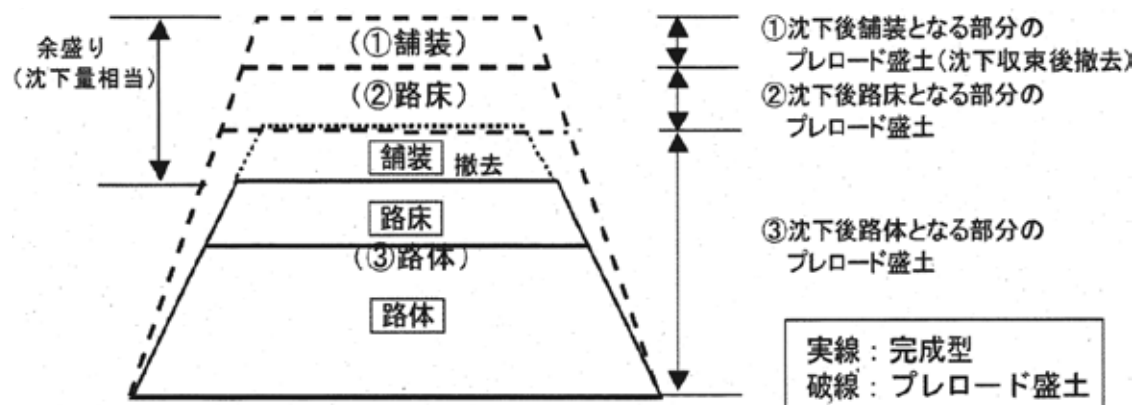
- 1) 掘削・床掘 施工基面から上側：掘削 , 施工基面から下側：床掘
- 2) 埋戻し・盛土 施工基面から上側：路体及び路床盛土 , 施工基面から下側：埋戻し

(3) 積算の考え方

	プレロード盛土	再利用の場合			
		掘 削	運 搬	敷均しの場合	敷均し締固めの場合
中 硬 岩	100m3当り単価	オープン掘削100m3	100m3	100m3当り単価	締め固め後の土量100m3
	$100 \times 1.25 \div 1.43$	土質：岩塊玉石	土質：土砂	土量変化率：1.0	土量変化率： $100m3 \times 1.0$ （岩塊玉石）=100m3
	87m3の敷均しを計上	作業区分：地山		100m3敷均し（BD）	100m3敷均し締固め（BD+TR）
	歩掛：土工②-1 3-4			歩掛：土工②-1 3-4	歩掛：土工②-1 3-4
軟 岩 II	100m3当り単価	オープン掘削100m3	100m3	100m3当り単価	締め固め後の土量90m3
	100×1.0	土質：レキ質土	土質：土砂	土量変化率：1.0	土量変化率： $100m3 \times 0.9$ （土砂）=90m3
	100m3の敷均しを計上	作業区分：地山		100m3敷均し（BD）	90m3敷均し締固め（BD+TR）
	歩掛：土工②-1 3-3			歩掛：土工②-1 3-4	歩掛：土工②-1 3-4
軟 岩 I	100m3当り単価	オープン掘削100m3	100m3	100m3当り単価	締め固め後の土量90m3
	100×1.0	土質：レキ質土	土質：土砂	土量変化率：1.0	土量変化率： $100m3 \times 0.9$ （土砂）=90m3
	100m3の敷均しを計上	作業区分：地山		100m3敷均し（BD）	90m3敷均し締固め（BD+TR）
	歩掛：土工②-1 3-3			歩掛：土工②-1 3-4	歩掛：土工②-1 3-4
土 砂	100m3当り単価	オープン掘削100m3	100m3	100m3当り単価	締め固め後の土量90m3
	100×1.0	土質：土砂	土質：土砂	土量変化率：1.0	土量変化率： $100m3 \times 0.9$ （土砂）=90m3
	100m3の敷均しを計上	作業区分：地山		100m3敷均し（BD）	90m3敷均し締固め（BD+TR）
	歩掛：土工②-1 3-3			歩掛：土工②-1 3-4	歩掛：土工②-1 3-4

※ 地山掘削及びプレロード盛土までは掘削地山の土質区分に基づき積算を行い、放置期間が長期間となり、沈下収束後のプレロード盛土再利用の場合については、地山掘削後の適用土質と判断し積算すること。
 再利用の場合の土量は沈下後の現地プレロード盛土形状をもとに算出すること。

2. 一般部のプレロード盛土について



沈下収束後の盛土区分に従って積算を行う。

- ① 沈下後の舗装部：敷き均しのみ（沈下収束後撤去となる部分），撤去は地山
- ② 沈下後の路床部：路床盛土
- ③ 沈下後の路体部：路体盛土

※ 積算上は想定出来ないものを積算するのではなく，あくまで設計値として積算を行うものとする。

③ 土（岩）の敷均し

土（岩）の敷均しのみに関する土量変化率及び適用歩掛は以下のとおりとする。

分 類	敷均しのみの 土量変化率	適 用 歩 掛
中 硬 岩	1.43	土木工事標準積算基準第Ⅱ編第1章土工②－1土工3. 3－3 整地
軟 岩Ⅱ	1.35	土木工事標準積算基準第Ⅱ編第1章土工②－1土工3. 3－3 整地
軟 岩Ⅰ	1.23	土木工事標準積算基準第Ⅱ編第1章土工②－1土工3. 3－3 整地
土 砂	1.0	土木工事標準積算基準第Ⅱ編第1章土工②－1土工3. 3－3 整地

※ 敷均しのみの土量変化率で中硬岩，軟岩Ⅱ，軟岩Ⅰは $(C + L) / 2$ とする。

④ 床掘土を仮置する場合

構造物の床掘において、構造物付近に埋戻し分を仮置きすることが出来ず、別途仮置き場まで運搬し再度埋戻しに流用する場合の考え方は以下のとおりとする。

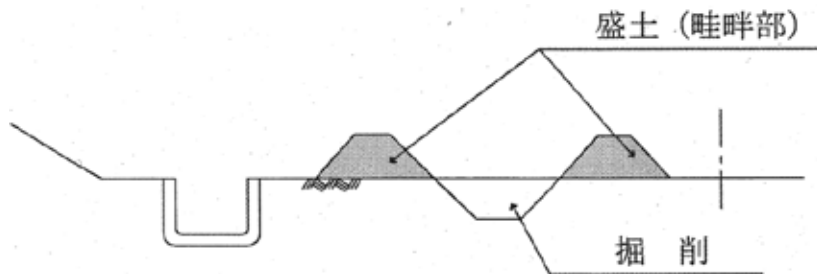
	地 山		仮置き場		埋戻し
	床掘	運搬	積込み	運搬	
土 砂	1 0 0 m ³	1 0 0 m ³	1 0 0 m ³ (ルーズ)	1 0 0 m ³	9 0 m ³
軟岩Ⅰ	1 0 0 m ³	1 0 0 m ³ (軟岩)	1 0 0 m ³ (ルーズ・レキ質)	1 0 0 m ³ (軟岩)	1 1 5 m ³
軟岩Ⅱ	1 0 0 m ³	1 0 0 m ³ (軟岩)	1 0 0 m ³ (ルーズ・レキ質)	1 0 0 m ³ (軟岩)	1 2 0 m ³
中硬岩	1 0 0 m ³	1 0 0 m ³ (硬岩)	1 0 0 m ³ (ルーズ・破碎岩)	1 0 0 m ³ (硬岩)	1 2 5 m ³ (岩補正)

なお、上記については、同一の工事で仮置きが生じた場合の考え方であり、仮置き状態が長時間となっている場合は別途考慮する。

⑤ 人 力 土 工

1. 畦畔付き土側溝

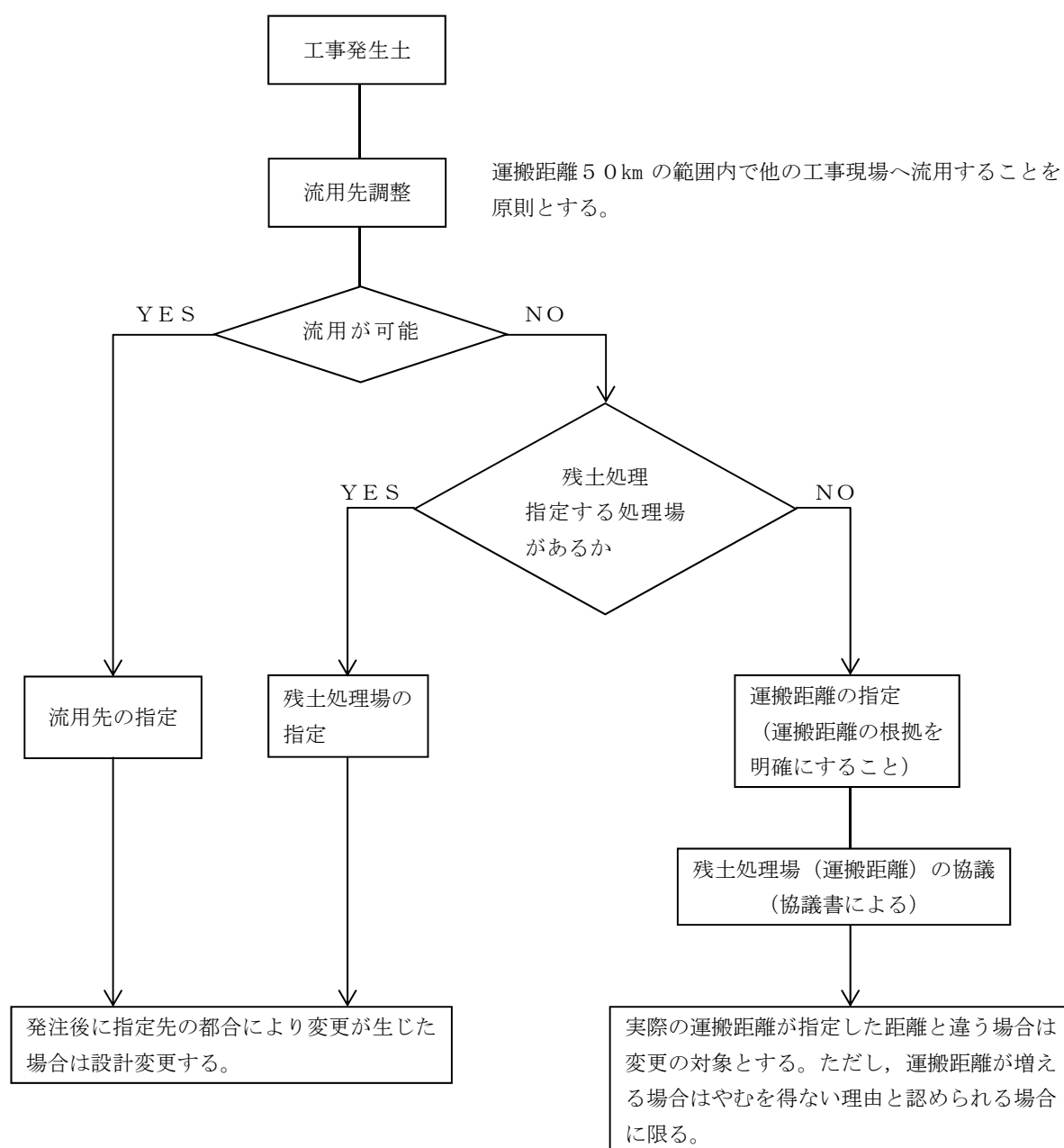
- (1) 土側溝の盛土(畦畔部)については、土木工事標準積算基準第Ⅱ編第1章②-1土工表3.1掘削の土砂(現場規制あり)を計上するものとする。
- (2) 土側溝の掘削については、土木工事積算基準第Ⅱ編第1章③作業土工③-1床掘工表3.1床掘りの土砂(現場制約あり)を計上するものとする。



⑥ 発生土・残土運搬に係る積算の考え方

発生土や残土については、特記仕様書に処理場及び運搬距離に関する施工条件を明示することとし、積算の考え方は以下のとおりとする。

- 1 工事発生土は運搬距離 5 0 km の範囲内で他の工事現場へ流用することを原則とするが、他の工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合に限り、残土処理とすることができる。
- 2 残土処理となる場合、指定する残土処理場の場所と運搬距離を特記仕様書で明示すること。
- 3 残土処理場が特定出来ない場合、運搬距離のみを明示することをやむを得ないものとするが、その場合でも過去の事例又は近傍の事例等から根拠のある運搬距離を明示すること。
- 4 上記 1, 2 の場所において、発生土流用先又は残土処理場のやむを得ない理由により予定していた数量が処理できない場合は、運搬先及び運搬距離を変更することができる。
- 5 上記 3 の場合、受注者は当初明示した運搬距離以内で残土処理場を探すものとし、実際の残土処理場までの運搬距離が近くなった場合は実績距離で変更すること。また、残土処理場を探した結果、運搬距離が増える場合は、やむを得ない理由と認められる場合に限り変更することができる。



第 3 章 共 通 工

① 芝 付 工	VII-3 - ① - 1
1 耳芝100m 当り歩掛表	VII-3 - ① - 1
② コンクリートブロック積工	VII-3 - ② - 1
1 適用範囲	VII-3 - ② - 1
2 施工歩掛	VII-3 - ② - 1
3 環境保全型ブロック(積タイプ)について	VII-3 - ② - 1
4 胴込コンクリートの設計量について	VII-3 - ② - 1
③ アンカー工	VII-3 - ③ - 1
1 足場工の計上	VII-3 - ③ - 1
④ 建設汚泥(泥土)改良工	VII-3 - ④ - 1
1 適用範囲	VII-3 - ④ - 1
2 施工概要	VII-3 - ④ - 1
3 施工歩掛	VII-3 - ④ - 1
4 日当り施工量	VII-3 - ④ - 2
5 単 価 表	VII-3 - ④ - 2
⑤ 現場溶接(すみ肉溶接)	VII-3 - ⑤ - 1
⑥ 裏込材・切込基礎の使用材料について	VII-3 - ⑥ - 1

第3章 共 通 工

① 芝 付 工

1. 耳芝100m当り歩掛表

コード番号	S 1 2 2 4
-------	-----------

名 称	形状寸法 (c m)	単位	数 量		摘 要
			野芝	人工芝	
芝	幅14 (15)	m ² (m)	14.0	(100.0)	
普 通 作 業 員		人	1.89	1.18	植付仕上材料, 小運搬共
土木一般世話役		人	0.19	0.12	
諸 雑 費		式	1	1	
計					

(注) 1. 筋芝工, 張芝工と同時施工時は, 計上しない。

② コンクリートブロック積工

1. 適用範囲

本資料は、間知ブロックの積工（勾配1割未満、ブロック重量150kg/個未満）において、土木工事標準単価方式が適用できない場合（JISタイプ以外を使用する場合等）に適用する。

2. 施工歩掛

（10㎡当り）

名 称	規 格	単 位	数 量
土 木 一 般 世 話 役		人	0.2
ブ ロ ッ ク 工		〃	0.7
普 通 作 業 員		〃	1.2
トラッククレーン運転	油圧伸縮ジブ型16t吊	日	0.4
諸 雑 費 率		%	(3)

（注）1.（ ）の諸経費は、水抜パイプ及び吸出し防止材を設置した場合の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2. トラッククレーンの運転は、コンクリートブロック、裏込材等の吊り上げ、吊り下げ作業を含む。

3. トラッククレーンの運転は、賃料とする。なお、現場条件により16t吊りで施工が不可能な場合は、別途選定することができる。

4. 運搬距離20m程度の人力による小運搬を含む。

5. 水抜パイプ及び吸出し防止材設置歩掛は含まれているが、吸出し防止材を全面に設置する場合は、「第Ⅱ編第2章共通工③コンクリートブロック積（張）工」の吸出し防止材（全面）設置歩掛（SPA455）により別途計上する。

3. 環境保全型ブロック（積タイプ）について

（1）標準型の施工歩掛については、「第Ⅱ編第2章共通工③コンクリートブロック積（張）工」のコンクリートブロック積を適用する。

（2）ブロックの前面に吸出し防止材を設置する場合については、「第Ⅱ編第2章共通工⑩吸出し防止材設置工」の点在する場合の吸出し防止材設置（SPA831）により計上する。

4. 胴込コンクリートの設計量について

間知ブロック、緑化ブロックにおける胴込コンクリート設計量は、図面（土木工事標準設計図集を含む。）で指定がない場合は次表を標準とする。

表 胴込コンクリート設計量

ブ ロ ッ ク 質 量	150kg/個未満	150kg/個以上
胴込コンクリート	2.2㎡/10㎡	2.5㎡/10㎡

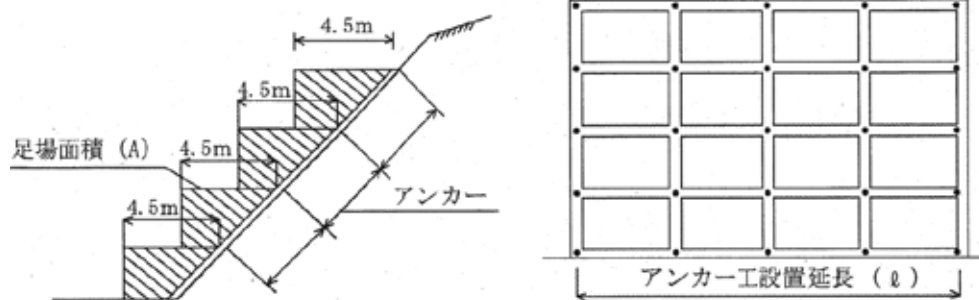
（注）上表により難しい場合は、別途考慮する。

③ アンカー工

1. 足場工の計上

- (1) 切土とアンカー工が同時施工となる場合は足場工は計上しない。
- (2) 既設構造物及び切土完了後等でアンカー工を施工する場合の足場工は次による。

① 足場工の計算



$$\text{足場工 (空㎡)} = A \times (\ell + 2.25\text{m} \times 2)$$

A = 断面積 (斜線部)

④ 建設汚泥（泥土）改良工

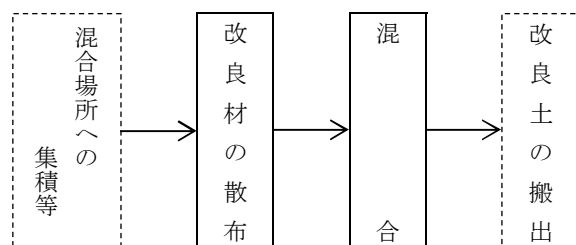
1. 適用範囲

本資料は、現場で発生する汚泥（泥土）及びシールド工法等において発生する汚泥（泥土）を、現場内で、バックホウによりペーパースラッジ（PS）灰等を混合し改良する場合に適用する。

ただし、1工事の施工量は10,000m³程度までとし、それ以外の場合は別途考慮するものとする。

2. 施工概要

施工フローは下記を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 施工歩掛

改良材の散布，バックホウによる混合作業は，次表のとおりとする。

歩掛の選定にあたっては，「ピット使用」を標準とするが，原位置において混合作業をする場合やピット不使用でも汚泥の流出がなく混合作業が可能である場合は「ピット不使用」を採用するものとする。

（100m³当り）

名 称	規 格	単位	数 量	
			ピット使用	ピット不使用
土 木 一 般 世 話 役		人	0.8	0.6
特 殊 作 業 員		人	0.8	0.6
普 通 作 業 員		人	0.8	0.6
バ ッ ク ホ ウ 運 転	クローラ型・排出ガス対策型 クレーン機能付 2.9t吊 山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ）	日	0.8	0.6
水 槽 （ ピ ッ ト ） 損 料	30m ³	日	0.8	—
諸 雑 費		%	10	5

（注）1. 諸経費は，バックホウの足場整地，仮設敷鉄板の設置撤去・損料，水槽（ピット）の修繕費，水槽の据付撤去及びバックホウのバケット改良等の費用であり，労務費及び機械運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2. 対象土量は，地山土量とする。

4. 日 当 り 施 工 量

日当り施工量は、次表を標準とする。

(1日当り)

日当り施工量	単位	ピット使用	ピット不使用
建設汚泥（泥土）改良工	m ³	1 2 0	1 6 0

5. 単 価 表

(1) 建設汚泥（泥土）改良工（バックホウ混合・ピット使用）100m³当り単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	0. 8	
特 殊 作 業 員		人	0. 8	
普 通 作 業 員		人	0. 8	
改 良 材	P S 灰	Kg		必要量
バ ッ ク ホ ウ 運 転	クローラ型・排出ガス対策型 クレーン機能付 2.9 t 吊 山積0.8m ³ （平積 0.6 m ³ ）	日	0. 8	
水 槽 （ ピ ッ ト ） 損 料	30 m ³	日	0. 8	
諸 雑 費		%	1 0	

(2) 建設汚泥（泥土）改良工（バックホウ混合・ピット不使用）100m³当り単価表

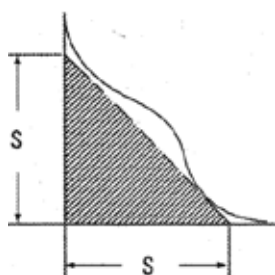
名 称	規 格	単位	数量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	0. 6	
特 殊 作 業 員		人	0. 6	
普 通 作 業 員		人	0. 6	
改 良 材	P S 灰	Kg		必要量
バ ッ ク ホ ウ 運 転	クローラ型・排出ガス対策型 クレーン機能付 2.9 t 吊 山積0.8m ³ （平積 0.6 m ³ ）	日	0. 6	
諸 雑 費		%	5	

(3) 機械運転単価表

名 称	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バ ッ ク ホ ウ （ ク レ ー ン 仕 様 ）	クローラ型・排出ガス対策型 クレーン機能付 2.9 t 吊 山積0.8m ³ （平積 0.6 m ³ ）	機－1 8	運転労務係数 → 1.00 燃料消費量 → 108 機械損料数量 → 1.25

⑤ 現場溶接（すみ肉溶接）

現場溶接の場合は，下表の換算率を乗じて積算するものとする。



（イ）等辺の場合

$$K = \frac{A}{21.8}$$

$$A = \frac{1.21 S^2}{2}$$

サ イ ズ (S)	サイズ 6 mm の す み 肉 溶接に対する換算率 (K)	サ イ ズ (S)	サイズ 6 mm の す み 肉 溶接に対する換算率 (K)
3	0.3	19	10.1
4	0.5	20	11.1
5	0.7	21	12.3
6	1.0	22	13.5
7	1.4	23	14.7
8	1.8	24	16.0
9	2.3	25	17.4
10	2.8	26	18.8
11	3.4	27	20.3
12	4.0	28	21.8
13	4.7	29	23.4
14	5.5	30	25.4
15	6.3		
16	7.1		
17	8.1		
18	9.0		

⑥ 裏込材・切込基礎の使用材料について

裏込材，切込基礎には原則としてRC-40を使用することとする。施工地区においてRC-40が供給できない場合でも，運搬距離40km以内に供給可能な再生資源化施設があれば，これを使用すること。その場合の設計単価は以下のとおりとする。

- (1) RC-40の単価が設定されていない地区（Q地区 檜枝岐村）

見積単価とする。（運搬費を含めた現場着価格）

- (2) RC-40の単価が設定されている地区

施工地区の単価とする。

ただし，施工箇所から40km以内に供給可能な再生資源化施設がない場合は，新材（C-40）を使用することが出来るものとする。

第 4 章 基 礎 工

- ① 杭 打 工…………… VII-4 - ① - 1
 - 1 杭打機種 …………… VII-4 - ① - 1
- ② 場所打杭工(リバースサーキュレーション工)
…………… VII-4 - ② - 1
 - 1 場所打杭工(リバースサーキュレーション工)
…………… VII-4 - ② - 1
- ③ 深 礎 工…………… VII-4 - ③ - 1
 - 1 深 礎 工 …………… VII-4 - ③ - 1

第4章 基礎工

① 杭 打 工

1. 杭 打 機 種

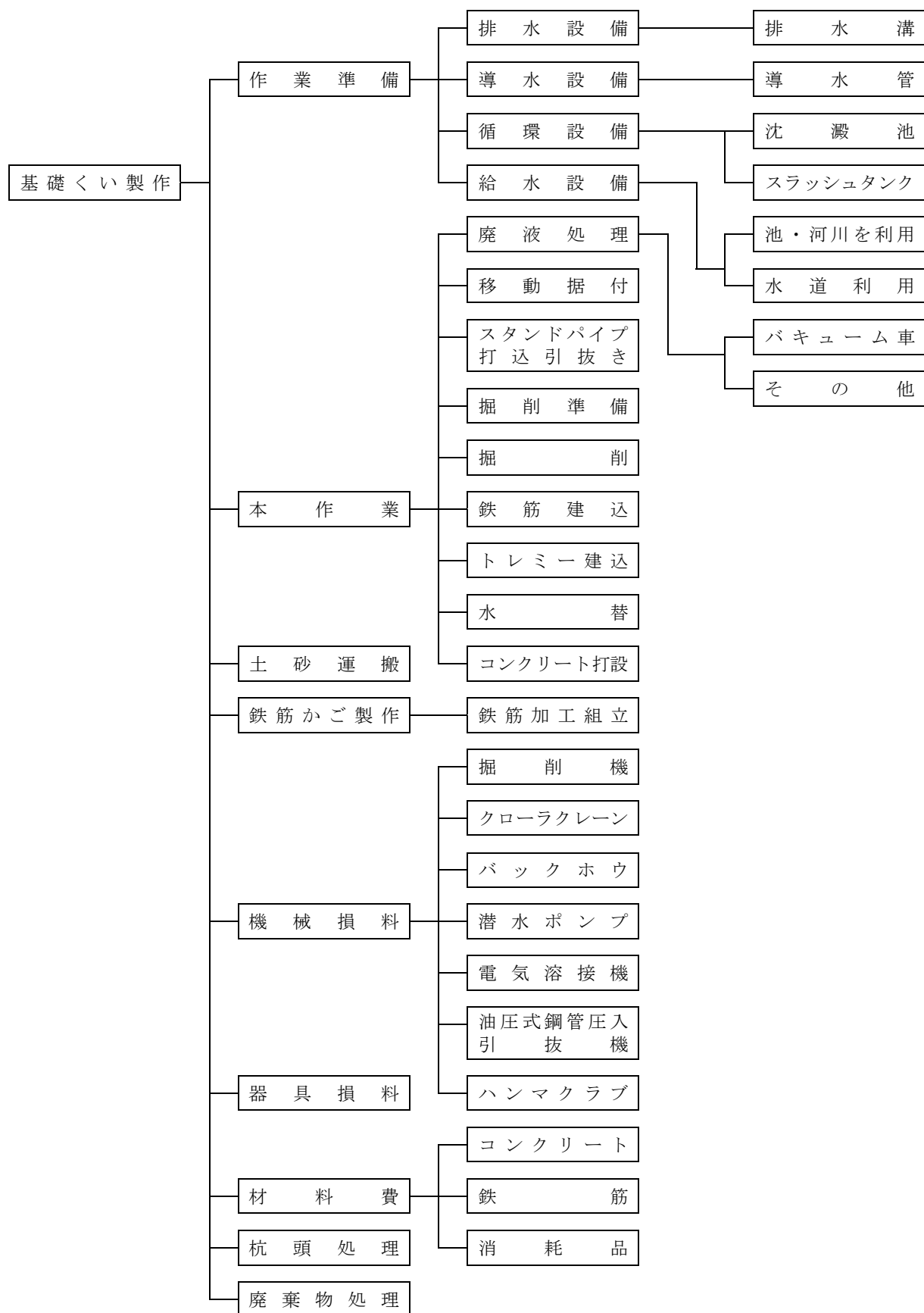
- (1) ディーゼルパイルハンマ及び油圧パイルハンマが同一工事で，選定基準により2機種以上となる場合の取扱いは，下記による。
 - (イ) 使用機械は，各杭長毎に機種の選定基準により選定した規格で計上する。
 - (ロ) 機械の運搬は，工程上で最大規格の機種を計上する。
- (2) 中掘工等その他杭打工法についても，同一工事で選定基準により2機種以上となった場合は，(1)(イ)及び(ロ)と同様の取扱いによるものとする。

② 場所打杭工（リバースサーキュレーション工）

1. 場所打杭工（リバースサーキュレーション工）

〔 参 考 〕

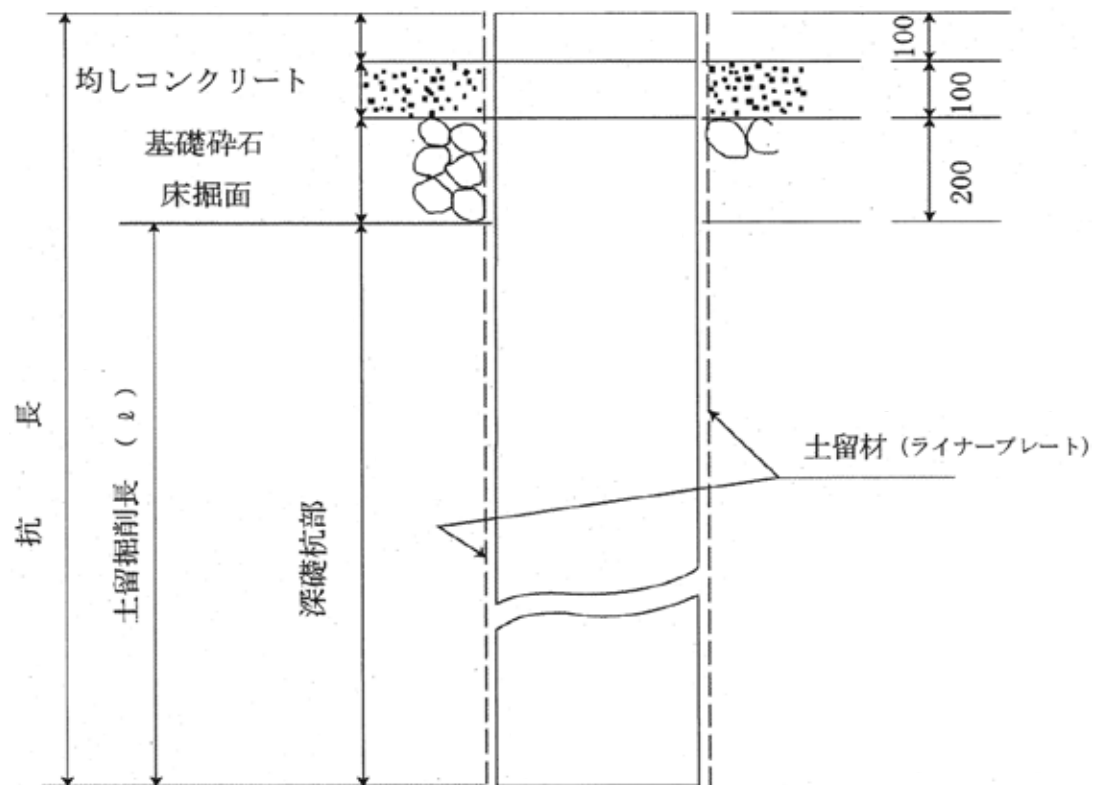
（1）積算の構成要素は次のとおりである。



③ 深 礎 工

1. 深 礎 工

(1) 深礎工は下記要領により積算する。

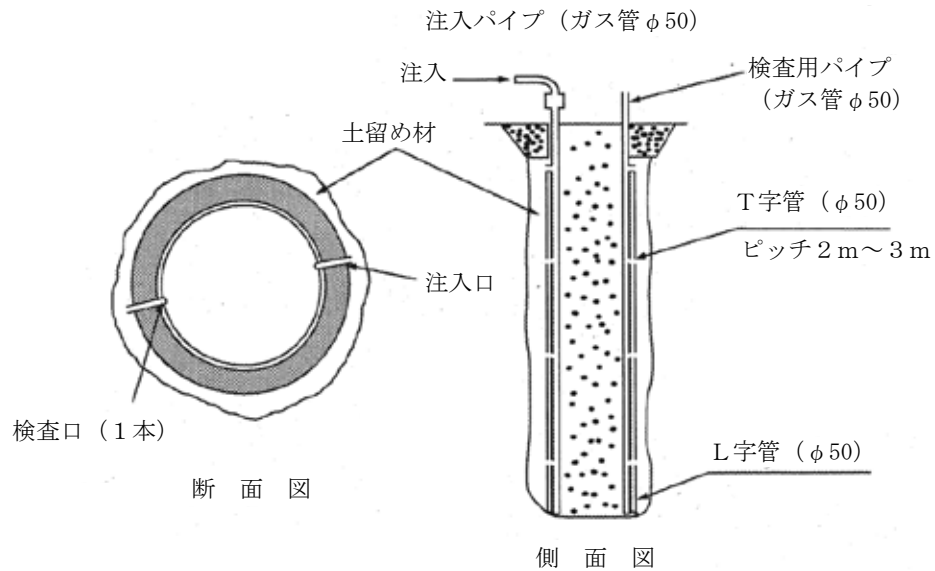


- (注) 1. 土留掘削長 (ℓ) は土留材の単位長を考慮のうえ決定するものとする。
 2. ライナープレートは杭長全長分設置 (撤去しない埋設) し、深礎掘削長は基礎碎石下面 (床掘面) からの長さとする。

(2) 裏込め注入

(イ) 土留材を掘削全長にわたって撤去しない埋設とした場合には、土留材と地山との間に生じる空隙を埋めるために、モルタル等で裏込め注入を行わなければならない。このためコンクリート打込み前にあらかじめ内径50mm以上のパイプを下图のように設置し、コンクリート打設後にこのパイプから低圧（2kg/cm²程度）の注入を行う。さらに注入がよく行われたことを確認するために別の検査用パイプを建て込むものとする。

なお、地盤状況や掘削時の状況によって注入パイプの本数および注入口の配置を決めるものとする。



第5章 コンクリート工

- ① コンクリート工…………… VII-5 - ① - 1
 - 1 コンクリート構造物の分類 …… VII-5 - ① - 1
 - 2 打設工法の選定 …………… VII-5 - ① - 1
 - 3 圧送管組立撤去費（施工パッケージ以外に適用する。）…………… VII-5 - ① - 2
- ② 型 枠 工…………… VII-5 - ② - 1
 - 1 型枠工の適用（構造物単位歩掛を除く）…………… VII-5 - ② - 1

第5章 コンクリート工

① コンクリート工

1. コンクリート構造物の分類

土木工事標準積算基準第Ⅱ編第4章①コンクリート工によるほか、次により分類する。

- ① 海岸堤防、プレキャスト法枠（中詰コンクリート）・・・・・・・・無筋構造物
- ② 現場打ち法枠・・・・・・・・小型構造物

2. 打設工法の選定

（1）打設地上高の定義

打設地上高とは切土部では改良計画高とし、搬入路等から直接投入できる場所は搬入路の路面高とする。
また盛土部ではコンクリート運搬車が進入できる地盤線とする。

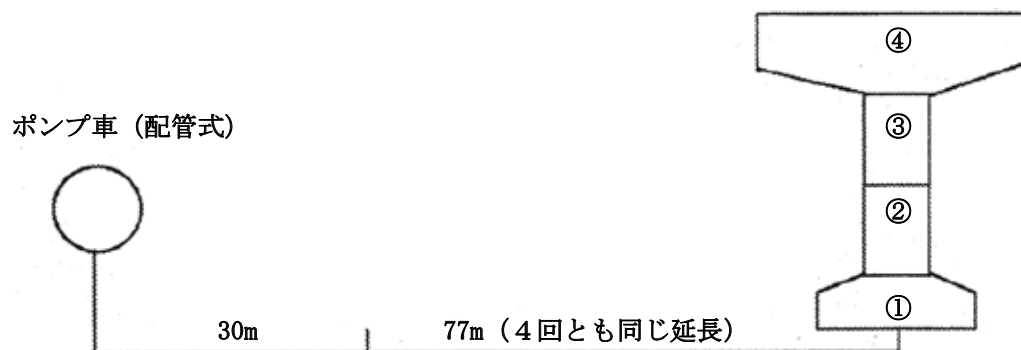
（2）打設工法の選定（構造物単位歩掛を除く）

「土木工事標準積算基準第Ⅱ編第2章⑤場所打擁壁工（1）（2），④函渠工（1）（2），第Ⅳ編第4章①共同溝工（1）（2），第7章⑩橋台・橋脚工（1）（2）」を除くコンクリート打設工法の選定は「土木工事標準積算基準第Ⅱ編第4章①コンクリート工 2. コンクリート打設工法の選定」による。

3. 圧送管組立撤去費（施工パッケージ以外に適用する。）

- （イ）コンクリートポンプ車から作業範囲 30 m を超える場合は圧送管組立撤去費を加算するものとする。
- （ロ）加算方法は 30 m を超える延長に打設回数を考慮した平均延長を求めて行なうものとする。
- （ハ）圧送管組立撤去費は、日々組立撤去するものに適用する。

計算例①橋梁下部工等の場合



$77\text{ m (平均延長)} \times 4\text{ 回} \times 0.46\text{ 人} / 10\text{ m} = 13.8\text{ 人 (普通作業員)}$
入力条件の「圧送管延長」は、打設回数当りの平均延長＝77 mを入力する。

② 型 枠 工

1. 型枠工の適用（構造物単位歩掛を除く）

「土木工事標準積算基準第Ⅱ編第2章⑤-1 場所打擁壁工（1）、②4-1 函渠工（1）、第Ⅳ編第4章①共同溝工（1）（2）第7章⑩-1 橋台・橋脚工（1）」を除く型枠工の適用基準は、次表による。

種 類	適 用
鉄 筋 構 造 物	・鉄筋構造の擁壁，橋台，橋脚 ・ポンプ場下部工 ・半径$R = 5\text{ m}$を超える構造物の円形部 ・水路 ・ボックスカルバート ・水門，樋門，樋管 ・橋の地覆 ・その他鉄筋量の多い構造物等
無 筋 構 造 物	・重力及びもたれ式擁壁等 ・マッシュな基礎 ・比較的単純な鉄筋を有する半重力式擁壁及び橋台等 ・海岸堤防
円 形	・半径$R = 5\text{ m}$以下の構造物の円形部
小 型 構 造 物	・水路及び側溝等の断面積が小さく連続している構造物 ・法留 ・側溝及び集水桝の蓋 ・集水桝等のように比較的コンクリート量の少ない形状の複雑な構造物 ・防護柵等の基礎で少量（1 m^3程度以下）のコンクリートが点在している構造物 ・管渠に接続する吞吐口の型枠
均 し 型 枠	・均しコンクリート ・境界ブロック等の基礎型枠 ・縁石を用いた現場打L型側溝

第 6 章 仮 設 工

① 仮 設 工…………… VII- 6 - ① - 1	1 適用範囲 …………… VII- 6 - ④ - 1
1 仮設備材料損料率 …………… VII- 6 - ① - 1	2 施工概要 …………… VII- 6 - ④ - 1
2 仮設物(土留, 仮締切, 仮橋等)年度を超えて 存置する場合等の取り扱い………… VII- 6 - ① - 2	3 機種の選定 …………… VII- 6 - ④ - 1
3 賃料計上限度額 …………… VII- 6 - ① - 2	4 編成人員 …………… VII- 6 - ④ - 2
4 運搬路等の補修 …………… VII- 6 - ① - 3	5 日当り施工枚数 …………… VII- 6 - ④ - 2
② 矢 板 工…………… VII- 6 - ② - 1	6 単 価 表 …………… VII- 6 - ④ - 3
1 矢板及びH鋼杭打込み引抜き機械 …………… VII- 6 - ② - 1	④ - 2 油圧圧入引抜き工(広幅鋼矢板の引抜き, 陸上 施工)…………… VII- 6 - ④ - 4
2 鋼矢板二重締切の中詰土 …………… VII- 6 - ② - 1	1 適用範囲 …………… VII- 6 - ④ - 4
3 仮締切用タイロッド及びタイロープ等 …………… VII- 6 - ② - 2	2 施工概要 …………… VII- 6 - ④ - 4
③ 仮橋, 仮栈橋工…………… VII- 6 - ③ - 1	3 機種の選定 …………… VII- 6 - ④ - 4
1 仮(栈)橋(既製品を除く)設置撤去工 …………… VII- 6 - ③ - 1	4 編成人員 …………… VII- 6 - ④ - 5
④ 広幅鋼矢板の引抜き…………… VII- 6 - ④ - 1	5 日当り施工枚数 …………… VII- 6 - ④ - 5
④ - 1 パイプロハンマ工(広幅鋼矢板の引抜き, 陸上 施工)…………… VII- 6 - ④ - 1	6 単 価 表 …………… VII- 6 - ④ - 6

第6章 仮 設 工

① 仮 設 工

1. 仮設備材料損料率

(1) 線路布設設備材料損料率

(1 現場当り)

種 別	損 料 率 (%)			摘 要
	丸 太	ペ ー ジ	モールスパイキ	
線 路 布 設	栗 20 松 40	20	20	

(2) 給水・給気設備

(1 現場当り)

種 別	損 料 率 (%)			摘 要
	ゴムホース	鋼管, ガス管	ビニールパイプ	
給 水 設 備	60	20~30	50	
給 気 設 備	30	10		

(3) 仮排水路として利用する管材の取り扱いについて

(イ) 指定仮設において、管材（高密度ポリエチレン管、コルゲートパイプ、ヒューム管等）を使用する場合の計上価格は、全損とする。なお、完成後に再使用可能なものについては、現場発生品として処理すること。

(ロ) 任意仮設においては、高密度ポリエチレン管（無孔管）で設計計上することを原則とする。計上方法については、下記による。

1) 高密度ポリエチレン管の使用回数における損率は下表のとおり。

1 現場当たり使用回数	損 率	摘 要
1 回使用の場合	5 0 %	
2 回以上使用の場合	1 0 0 %	1 回目の据付において計上する

※ 高密度ポリエチレン管の単価は、「土木事業単価表」による。

2) 高密度ポリエチレン管（無孔管）の据付歩掛は下表のとおり。

(1 0 0 m 当り)

管 径 (mm)	6 0 0 ~ 1, 0 0 0
土木一般世話役	0. 5 人
普 通 作 業 員	1. 5 人

(注) 1. 歩掛は運搬距離 1 0 0 m 程度までの小運搬を含む据付作業であり、床掘、埋戻等は含まない。

2. 撤去歩掛は据付歩掛の 5 0 % とする。

3) 仮設排水管（高密度ポリエチレン管） 1 0 0 m 当り据付単価表

コード番号	S 5 4 0 0
-------	-----------

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	0. 5	
普 通 作 業 員		人	1. 5	
高密度ポリエチレン管	管 径	m	1 0 0	管径600~1,000mm
諸 雑 費		式	1	

2. 仮設物（土留、仮締切、仮橋等）年度を超えて存置する場合等の取り扱い

当該工事以外にも使用する等のために設置した仮設物で、当該工事完了後も存置させる場合の取扱いには次によることを標準とする。

- （１）仮設物の損料及び賃料（以下「損料等」という。）は、年度を通算した存置期間を考慮し、下記により算定するものとする。

	土留、仮締切	仮 橋	仮橋（既製品）
賃 料 単 価 （ リ ー ス 料 金 ）	土木事業単価表	物価資料	物価資料
１ 現場当たり修理費 及 び 損 耗 費	建設用仮設材賃料積 算基準	建設用仮設材賃料積 算基準	物価資料

- （２）設置した当該工事に計上する損料等は、当該工事の工期内に係わる損料等のみとし、１現場当たり修理費及び損耗費は撤去時に計上するものとする。

- （３）当該工事完了後の当該年度内及び次年度（４月１日以降）分の損料等については、それぞれ別途に当該仮設物を設置した受注者と契約することを原則とする。

この場合の積算は、損料等を工事原価として一般管理費等を計上するものとする。

- （４）次年度の損料は、その年度の単価による。賃料（リース料）は、当初契約時点の単価とする。また、工事が延長された場合であっても延長日数の賃料（リース料）は、契約時の単価によることとする。

- （５）上記（３）による損料等の契約をした仮設物において、撤去時に不足分弁償金が発生した場合は、撤去工を含む本工事に不足分弁償金を計上することとし、諸経費は一般管理費等のみを対象とする。

- （６）上記（３）に基づいて別途に契約する場合に、保安費、１現場当たり修理費及び損耗費、撤去費等を含めて契約しようとする場合は、その積算、契約の方法等について担当課に打ち合わせするものとする。

上記の取扱いをする仮設物は、指定仮設であることを前提とする。

3. 賃料計上限度額

仮設材の賃料計上限度額（１現場当たり修理費及び損耗費又は１現場当たり整備費を含む。）は当該仮設材において受注者が入手可能な購入価格の９０％を上限とする。

建設用仮設材賃料積算基準の運用について（平成７．３．２９建設省経機発第４６号 最終改正平成１８．３．２７国総施第１９６号）

受注者が入手可能な購入価格とは市中価格（物価資料掲載新品価格）をいう。また、受注者が入手可能な購入価格の９０％を中古品価格とする。つまり、仮設材のリース期間が賃料の上限を超えて長くなる場合は、中古品を購入した方が経済的であるため、受注者が入手可能な購入価格の９０％を上限としている。

4. 運搬路等の補修

(1) 適用範囲

工場現場内、堤防上、一般の道路及び工事専用道路を補修する必要がある場合に適用する。

(2) 補修材料

再生クラッシャーラン（特別事情ある場合は切込砂利）とし、その最大粒径は40～80mm程度のものを標準とする。

ただし、市町村道以上の道路については、事情に応じて25mm程度のものを使用してもよい。

(3) 補修材料の数量

幅×厚さ×延長＝設計数量

※ 現場内の幅は3.5mを標準とする。（現場内に設ける運搬路は全幅4.0m、砂利敷幅は3.5mを標準とし、縦断勾配、曲線半径等現場条件を考慮の上決定するとともに、待避所設置も併せ考慮する。）

※ 厚さは、工期、施工時期、現場の状況を充分調査し、勘案のうえ決定すること。

(4) 補修費について

（イ）農道又は堤防等で一度に10cm以上の砂利を布設する場合は造成とみなし別途に計上するものとする。

（ロ）公道の使用期間及び補修時期等については、事前に管理者と打合せし、文書確認を行っておくこと。

(5) 契約上の取扱い

（イ）市町村道以上の道路については、補修区分並びに仕様について特記仕様書に明示すると共に、補充材料の数量も記載すること。

（ロ）工事現場内の道路等で、一般の交通に供しない場合は、原則として一式計上とする。

但し、河川敷等で不可抗力（出水、軟弱地盤の沈下など）と解される事由により一式契約が不適當と思われる場合は㎡によること。

（ハ）一式契約のものは設計変更の対象としないことを原則とする。

② 矢 板 工

1. 矢板及びH鋼杭打込み引抜き機械

- (1) パイプロハンマが同一工事で、選定基準により2機種以上となる場合の取扱いは、下記による。
- (イ) 使用機械は、型式、打込み長及びN値毎に機種の選定基準により選定した規格で計上する。
- (ロ) 機械の運搬は、工程上で最大規格の機種を計上する。
- (ハ) 機械の運搬台数は、打込み引抜きが連続作業の場合は1台とし、それ以外は、原則として打込み、引抜き各々計上する。

2. 鋼矢板二重締切の中詰土

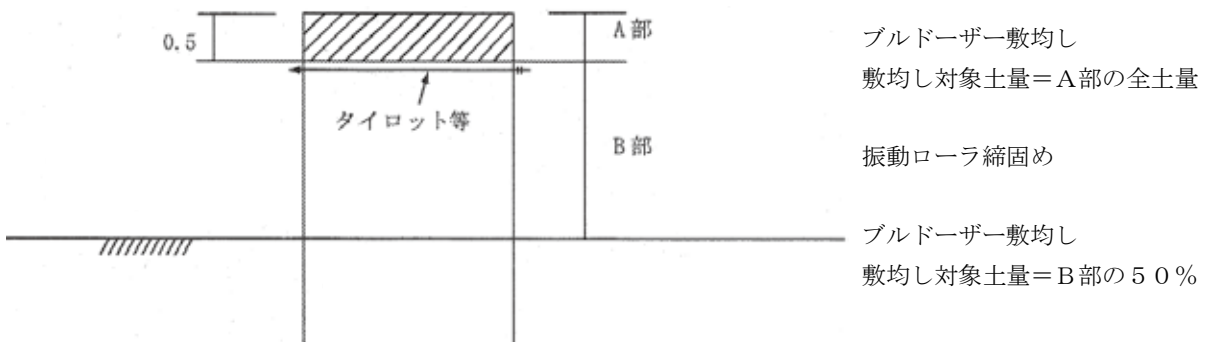
- (1) 「中詰砂」を水締する場合の歩掛は下記による。

$$Q = V \times g \times 5 \quad (\text{m}^3/\text{hr})$$

$$Q : 1 \text{ 時間当り必要水量 } (\text{m}^3/\text{hr})$$

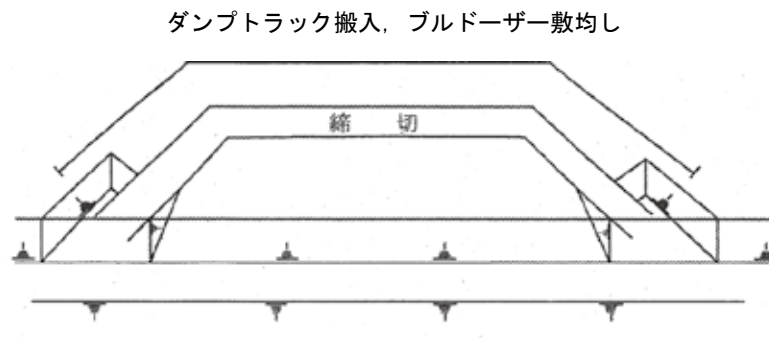
$$V : \quad \quad \quad \text{中詰砂投入量 } (\text{m}^3/\text{hr})$$

$$g : \text{中詰砂の単位質量 } (\text{t}/\text{m}^3)$$
- (イ) ポンプ口径及び必要台数がQにより決定する。
- (ロ) ポンプの選定は積算基準（締切排水工）によるものとし日運転時間は「中詰砂」の投入作業時間と同一とする。
- (ハ) 運転労務は特殊作業員とし、ポンプの運転、吐出口の管理、移動を行い、締切1ヶ所当り1人/日（中詰作業日）を計上する。
- (2) 水締しない場合の中詰工については下記による。（締切巾5m以上）
 - (イ) 締固めしない土砂の土性（単重、安息角など）で仮締切を設計する。
 - (ロ) 積算については下記を参考とする。



(注) 中詰土（B部）の土量変化率は1.0とする。

- (3) 1. 「中詰砂」及び土砂投入機種選定は下図による。（締切巾5m以上）
- 2. ブルドーザーの規格は土木工事標準積算基準による。



3. 仮締切用タイロッド及びタイロープ等

(1) 単年度で使用する場合

$$A = B - (1 \text{ 組当り質量 (kg)} \times \text{スクラップ単価 (円/kg)})$$

A : 1 組当り設計計上単価 (円)

B : タイロッド及びタイロープ等の 1 組当りの単価 (見積価格)

(2) 2 ヶ年以上に亘り使用する場合

(イ) 途中年度の設計計上方法

$$A = B \times \frac{\text{当年度使用期間 (月)}}{\text{全体使用期間 (月)}}$$

(ロ) 最終年度の設計計上方法

$$A = \left(B \times \frac{\text{最終年度の使用期間 (月)}}{\text{全体使用期間 (月)}} \right) - (1 \text{ 組当り質量 (kg)} \times \text{スクラップ単価 (円/kg)})$$

(注) 転用できる範囲は同一現場で同一規格とする。

(3) B の見積価格及びスクラップ単価は、当該年度の価格とする。

③ 仮橋、仮栈橋工

1. 仮（栈）橋（既製品を除く）設置撤去工

（１）ブラケットにガードレールを建て込む工法の場合は、溶接工，トラッククレーン，諸雑費率は計上しない。

（２）仮（栈）橋損料等

仮（栈）橋部材の損料等の計上は，下記を標準とする。

部 材 名	部 材 名	質 量 算 出	損 料 等
主 部 材	H 主 桁 形 桁 受 鋼 支 持 杭	積 上 げ	物価資料（仮設鋼材賃貸料金） ただし，主桁，受桁の１現場当たり修理費及び損耗費は，「第Ⅱ編第５章仮設工⑥仮設材設置撤去工 ６．仮設材賃料に係る修理費及び損耗費等の取扱いについて」におけるH形鋼（山留主部材）によるものとする。
	覆工板	〃	物価資料（仮設鋼材賃貸料金）
副 部 材	形 桁 受 鋼 綾 構 手 摺	〃	仮設材の損料率
	取付プレート 及びボルト類	〃	副部材損料・・・副部材（Ｂ）

（注）１．存置期間が長期になる場合及び大規模な仮橋等で上記によりがたい場合は別途考慮する。

２．副部材の形鋼は，H形鋼を除く。

３．主部材におけるH形鋼，覆工板の１現場当たり修理費及び損耗費は，建設用仮設材賃料積算基準による。

（３）仮（栈）橋の積算について

仮（栈）橋等の基礎杭の打込み，引抜き時にバイプロハンマを使用する場合，標準の付属機械（クローラクレーン）が現場条件等により，これにより難しい場合はバイプロハンマの起振力を考慮し，ベースマシンの選定を行う。

④ 広幅鋼矢板の引抜き

④ー１ バイブロハンマエ（広幅鋼矢板の引抜き，陸上施工）

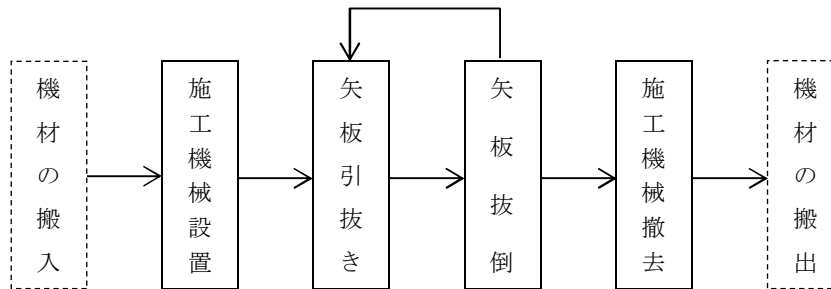
1. 適用範囲

電動式バイブロハンマ（普通型，高周波型），油圧式可変超高周波型バイブロハンマ（以下「油圧式バイブロハンマ」という。）による広幅鋼矢板の引抜きの陸上施工に適用する。

2. 施工概要

施工フローは，下記のとおりとする。

2ー１ 引き抜き



（注）本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。

3. 機種の選定

3ー１ バイブロハンマの規格

広幅鋼矢板の引抜き作業に使用するバイブロハンマの規格は，N値に関係なく下表を標準とする。

（１）引抜き作業

表3.1 引抜き作業

広幅鋼矢板の型式	電動式バイブロハンマ		油圧式バイブロハンマ	
	引抜き長	規格（kW）	引抜き長	規格（kW（PS））
Ⅱw型	20m以下	45	15m以下	162（220）
Ⅲw型	16m以下	60	11m以下	

（注）本歩掛の適用範囲は上表とするが，これにより難しい場合は，別途考慮することが出来る。

3-2 付属機械

バイプロハンマの付属機械の機種、規格は、次表を標準とするが現場条件によりこれにより難しい場合は、別途考慮することができる。

表3.2 付属機械の機種、規格

バイプロハンマ規格 機種	電動式バイプロハンマ	油 圧 式 バイプロハンマ
	45kW	191kW (260PS)
クローラクレーン（油圧ロープ式）	排出ガス対策型（第2次基準値）40t吊	
ラフテレーンクレーン（油圧式）	排出ガス対策型 油圧伸縮ジブ型25t吊	
発動発電機 ディーゼルエンジン駆動	150kVA	

（注）1. ラフテレーンクレーンは、小運搬用として次の場合のみ計上する。

- ① 施工場所から30m以内のところに矢板置場を設けることができない場合。
 - ② 作業場所が狭小で、民家その他施設、構造物などを破損または危険にさらすおそれのある場合。
2. 小運搬用ラフテレーンクレーンは、賃料とする。
3. 発動発電機を標準とする。商用電源を使用する場合は、発動発電機は計上しない。
4. 電気溶接機が必要な場合、別途計上する。

4. 編 成 人 員

広幅鋼矢板の引抜き作業の編成人員は、次表を標準とする。

表4.1 引抜きの編成人員 (人)

職 種	土木一般世話役	と び 工	普 通 作 業 員
編 成 人 員	1	2	1

5. 日当り施工枚数

5-1 引抜き作業

広幅鋼矢板の1日当り引抜き枚数（N）は表5.1による。

表5.1 日当り施工枚数（Ⅱw、Ⅲw型）（N） (枚／日)

引 抜 き 長 （ m ）	2 以下	4 以下	6 以下	8 以下	10 以下	13 以下	16 以下	20 以下
引抜き枚数(枚／日)	83	69	52	46	38	35	30	24

(1) バイブロハンマ杭打機による広幅鋼矢板引抜き 10 枚当り単価表

(矢板引抜き長〇〇m)

(注) N: 目当り施工数量 (枚/目)

(注) 電動式バイプロハンマで、商用電力を用いる場合 84kWh/日 (45kW)
108kWh/日 (60kW)

④ー２ 油圧圧入引抜き工（広幅鋼矢板の引抜き，陸上施工）

1. 適用範囲

本資料は，鋼矢板（Ⅱw，Ⅲw，Ⅳw型）を油圧式杭圧入引抜き機により施工（引抜きの陸上施工）する場合に適用する。

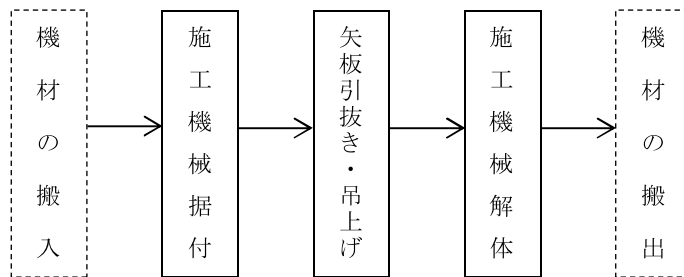
適用できる土質は，レキ質土，砂及び砂質土，粘性土とする。

油圧圧入引抜き機の反力チャックのつかみ代は，500mmを標準とする。

2. 施工概要

施工フローは，下記のとおりとする。

2－1 引き抜き



（注）本歩掛で対応しているのは，実線部分のみである。

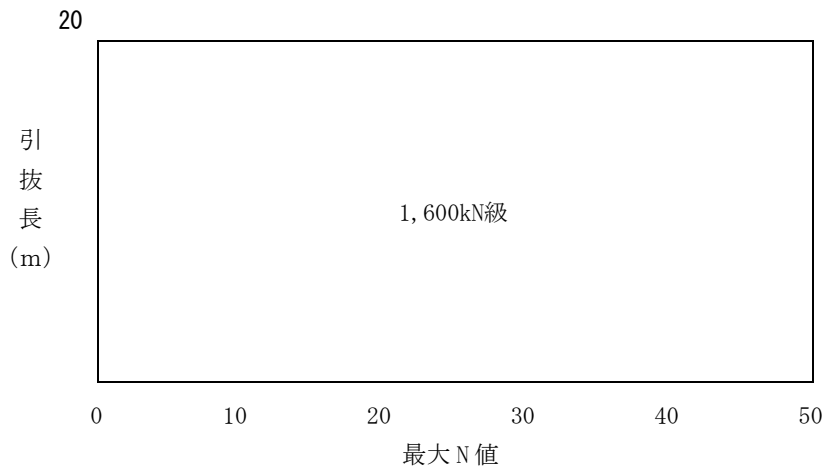
3. 機種選定

3－1 油圧式杭圧入引抜き機

油圧式杭圧入引抜き機の機種は，鋼矢板の引抜き長により次図を標準とする。

3－1－1 引き抜き

図3－1 引抜きの場合の機種選定



（注）引抜き長とは，地表面よりの鋼矢板の引抜き長であり，矢板長とは異なる。

3-2 付属機械

油圧式杭圧入引抜機に付属する機械の機種、規格は、次表を標準とする。

3-2-1 引抜き

表3.1 付属機械の機種規格

機 種	圧入引抜機規格	備 考
	引 抜 き	
	1,600kN級	
ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型 油圧式25 t	

(注) 1. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。

2. 現場条件により上表により難しい場合は、現場条件に適した規格とする。

4. 編 成 人 員

油圧圧入引抜施工の編成人員は、次表を標準とする。

表4.1 編成人員 (人)

項 目	土木一般世話役	特 殊 作 業 員	と び 工
引 抜 き	1	1	2

(注) 1. クレーンの運転労務は、「第Ⅰ編第5章①建設機械運転労務」により別途計上する。

5. 日当り施工枚数

5-1 引抜き作業

広幅鋼矢板の引抜き作業における1日当り施工枚数(N)は表5.1による。

表5.1 日当り引抜枚数(N) (枚/日)

引 抜 長 (m)	2以下	4以下	7以下	10以下	15以下	20以下
引抜枚数(枚/日)	65	55	40	28	21	17

(注) 引抜長とは、地表面よりの鋼矢板の引抜長であり、矢板長とは異なる。

5-2 油圧式杭圧入引抜機の据付・解体歩掛

据付・解体は、施工前の準備としての施工機の配置、試運転調整、反力架台、反力ウェイトの据付、反力矢板圧入と施工後の施工機の解体・撤去作業であり、歩掛は次表とする。

表5.2 据付・解体歩掛

作業 区分	項 目	労 務 (人/回)			組合せ機械運転時間 (日/回)	
		土 木 一 般 世 話 役	特 殊 作 業 員	と び 工	専 用 圧 入 引 抜 機	ラフテレーン クレーン
引 抜	工事着工及び現場内移設	0.31	0.31	0.63	0.11	0.24

(注) 1. 工事着工は、1工事で機械1組につき1回計上する。

2. 現場内移設は、現場内で一連の矢板を施工後、現場内の他の場所に移設する場合であり、移設回数分計上する。

6. 単 価 表

(1) 油圧式杭圧入引抜機による広幅鋼矢板引抜き 10 枚当り単価表 (陸上施工の場合)

		コード番号		
		S 5 6 9 5		
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	$\frac{10}{N} \times 1$	表 4. 1 表 5. 1
特 殊 作 業 員		〃	$\frac{10}{N} \times 1$	〃
と び 工		〃	$\frac{10}{N} \times 2$	〃
油圧式杭圧入引抜機運転	1,600kN級	日	$\frac{10}{N}$	図 3-1 表 5. 1
ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型 油圧伸縮ジブ型25 t 吊	〃	$\frac{10}{N}$	〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) N : 鋼矢板 1 日当り施工枚数 (枚/日)

(2) 油圧式杭圧入引抜機据付・解体 1 回当り単価表

		コード番号		
		S 5 6 9 0		
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人		表 5. 5
特 殊 作 業 員		〃		〃
と び 工		〃		〃
油圧式杭圧入引抜機運転	1,600kN級	日		図 3-1, 図 3-2 表 5. 5
ラフテレーンクレーン賃料	排出ガス対策型 油圧伸縮ジブ型25 t 吊	〃		表 3. 1 表 5. 5
諸 雑 費		式	1	
計				

(3) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
油圧式杭圧入引抜機	980.7kN (100t) ~ 1471.0kN (150t) 級	機-24	燃料消費量 → 115 機械損料数量 → 1.42

第 7 章 河川海岸

- ① 消波工……………Ⅶ-7 - ① - 1
 - 1 消波根固ブロック工 ……………Ⅶ-7 - ① - 1
 - 2 休憩率の取扱い ……………Ⅶ-7 - ① - 2

第7章 河川海岸

① 消 波 工

1. 消波根固ブロック工

(1) コンクリートブロックの施工断面

(イ) 根固工断面のうち、ブロック1個並べとなる部分は、床掘などにより、全体の高さが不揃いにならないように設計すること。

(ロ) 捨込みは想定通りに行うのが難しいので設計断面は点線で表示すること。

(2) 根固ブロックの主鉄筋は異形鉄筋を使用することを標準とする。組立筋は普通鉄筋でもよいが、同一工事での規格品との混用は避けること。(無規格品を使用する場合は、特記仕様書にその旨明記のこと。)

(3) 異形コンクリートブロック製作場所敷地面積

異形コンクリートブロックの製作にあたっての所要敷地面積は、異形コンクリートブロック製作個数により、次表を標準とする。

異形コンクリート	延 べ 製 作 個 数 (個)				摘 要
ブロック質量	～ 500	～1,000	～2,000	～3,000	
～3 t	1,600	1,700	1,900	2,100	
～6 t	2,200	2,900	4,300	5,800	
～25 t	2,800	4,100	6,800	9,400	

(注) 用地を借用とする場合は1サイクルの製作個数、製作ストックヤード等を考慮して別途精算する。

2. 休転率の取扱い

- (1) 共通仮設費の準備費に積み上げ計上する繋船費の算出に必要な休転率は下表のとおりとする。なお、適用地域は福島県太平洋沿岸全域とする。

表. 2-1 休転率

海 域	休 転 率
A	0. 6 7
B	—
C	—

(注) 1. 海域は、港湾・漁港工事標準積算基準（福島県土木部港湾課）①共通事項「2-5 供用係数適用に当たっての留意事項」参照のこと。

2. B海域及びC海域の休転率の決定にあたっては、担当事業課と協議のこと。

(参考) 休転率の算出

$$\text{休転率} = (A - B - C) / C \quad (\text{土木工事標準積算基準〔I〕III-1-③-9})$$

A：供用日数（運転準備、後片付け期間を含む）

B：休日等による休転日数

C：海上作業可能日数（休日等に係る日を除く）

海域	供用日数 (A)	休日等による 休転日数 (B)	荒天日数 (補正後) (a)	海上作業可能日数 (A - B - a) (C)	休転率 ((A - B - C) / C) (D)
A	365	125	96.5	143.5	0.67

A：供用日数・・・365日（1年）とする

B：休日等による休転日数・・・125日とする

a：荒天日数（補正後）・・・下表による

b：荒天日数・・・港湾・漁港工事標準積算基準（福島県土木部港湾課）①共通事項「2-2 供用日数」換算年間荒天日数に準拠し設定

海域	荒天日数 (b)	荒天日数(補正後) (a = b × 1/2)
A	193	96.5

荒天日数（補正後）(a) の考え方は、以下のとおり

荒天日数をX，休日日数をY，補正後の荒天日数をZとすると

1. 荒天日数が休日の2倍以上となる場合は、休日は荒天日数と完全に重複する。

$$X \geq 2Y \quad Z = X - Y$$

2. 荒天日数が休日の2倍未満となる場合は、休日は傾斜補正する。

$$X < 2Y \quad Z = X \times 1/2$$

3. 荒天日数 (b) が休日日数 (250日) の2倍未満であるため、2を適用。

※ 休日等による休転日数については、船員の有給休暇，安全教育等に要する日数を含まない（これらは荒天日数の中で実施される）ものとして算出

第 8 章 河川維持工

- ① 床均し工…………… VII-8 - ① - 1
 - 1 床 均 し …………… VII-8 - ① - 1
- ② 堤防天端工…………… VII-8 - ② - 1
 - 1 堤防天端補修工 …………… VII-8 - ② - 1
 - 2 堤防天端の敷砂利について …… VII-8 - ② - 1
- ③ 自然石採取工…………… VII-8 - ③ - 1
 - 1 巨石採取工 …………… VII-8 - ③ - 1

第8章 河川維持工

① 床 均 し 工

1. 床 均 し

- (1) 人力床掘の場合は床均しは計上しない。
- (2) 床掘を機械で計上した場合の床均し歩掛は、土木工事標準積算基準第Ⅱ編第1章土工③作業土工の基面
整正によるものとする。(不陸整正のほか、乱された部分の搗固を含み、残土の処理は含まない。なお、
構造物の基礎で床掘後、床掘面で杭打機などの重機・運搬車等の作業があり床拵えの必要がある場合には
適用して良い。)

② 堤 防 天 端 工

1. 堤防天端補修工

かき起し，補修材敷均し厚さは5～10cmを標準とする。

2. 堤防天端の敷砂利について

堤防天端の敷砂利の積算については，下記によるものとする。

施工機種の選定	B D 15 t （標準），ただし，同工事に土砂のオープン掘削等により B D 21 t が搬入されている場合は B D 21 t とする。
材料補正	5 % （工事目的物・仮設共）

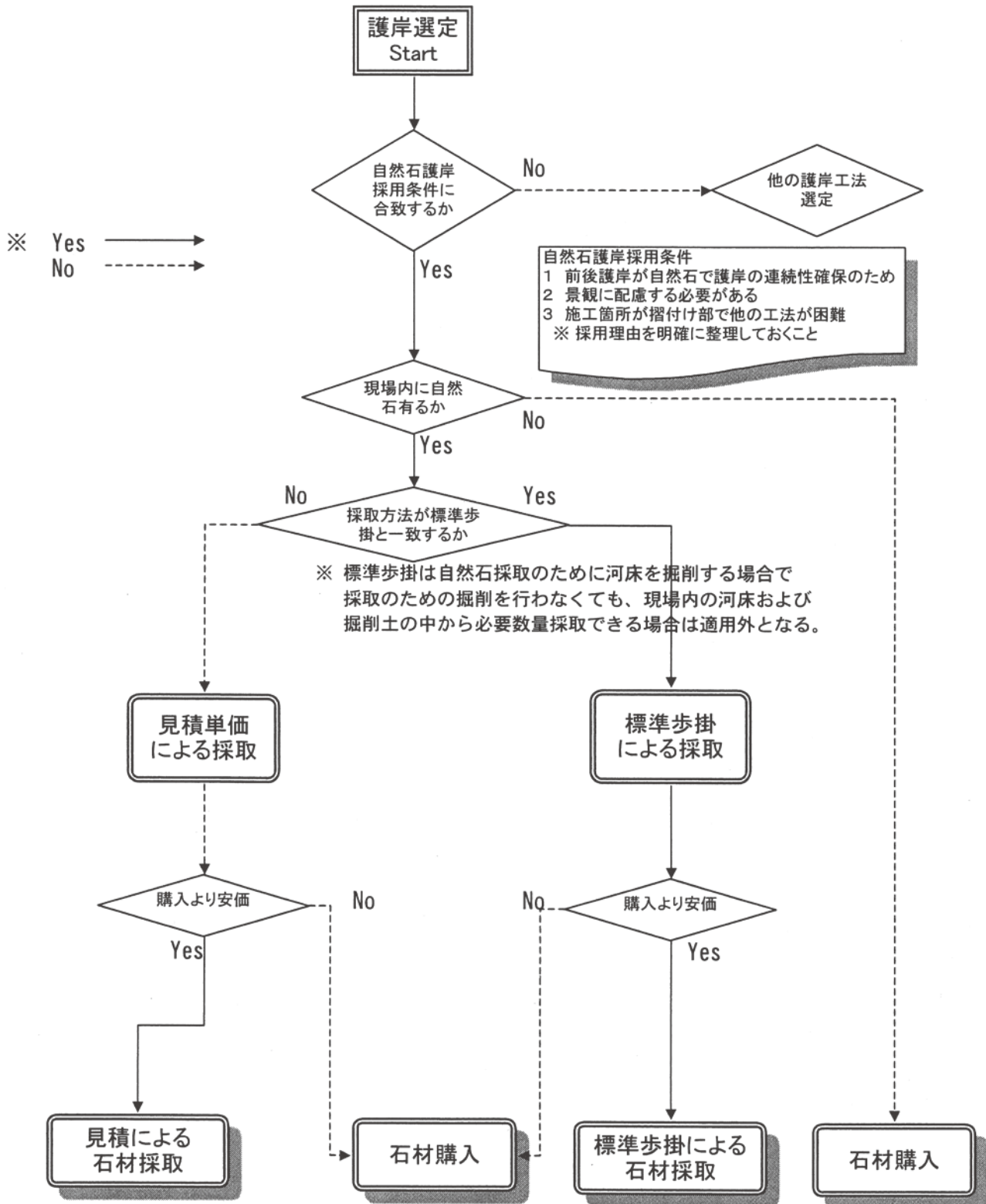
堤防天端砂利100㎡あたり施工歩掛（オプション作成）

材料費	100㎡あたり使用量
	（例） t = 10cm の場合 $0.1 \times 100\text{㎡} \times (1 + 0.05) = 10.5\text{㎡}$
土の敷均し（ルーズ）	100㎡敷均量
	（例） t = 10cm の場合 $0.1 \times 100\text{㎡} = 10.0\text{㎡}$
作業条件については標準とする。	

③ 自然石採取工

1. 巨石採取工

土木工事標準積算基準第Ⅲ編第2章河川維持工⑧-1巨石積（張）工3-6巨石採取は自然石採取のために河床を掘削する場合のものであり、掘削を行わなくても現場内の河床及び掘削土の中から必要量採取できる場合は適用外となるため、下図のフローに沿って採択する。なお、採取にこだわらず、購入についても検討する。



※購入単価の見積に際しては、現場と石材の種類があうものを納入することを条件とする。

第 9 章 舗 装 工

- ① 路 盤 工…………… VII-9 - ① - 1
 - 1 不陸整正 …………… VII-9 - ① - 1
- ② アスファルト舗装工…………… VII-9 - ② - 1
 - 1 路肩舗装 …………… VII-9 - ② - 1
- ③ コンクリート舗装工…………… VII-9 - ③ - 1
 - 1 コンクリート舗装工 …………… VII-9 - ③ - 1

第9章 舗装工

① 路 盤 工

1. 不 陸 整 正

- (1) 供用，未供用，完成年度に関係なく，既に改良工事が完成している道路の舗装工事を施工する際は路床面又は路盤面の状況を確認の上，必要であれば不陸整正を計上すること。
- (2) 同一工事の改良舗装工事の場合は不陸整正を計上しないものとする。
- (3) 供用されている道路は不陸整正（補足材料）を計上するものとする。

② アスファルト舗装工

1. 路 肩 舗 装

- (1) 路肩舗装の混合物は、原則として車道と同じ混合物を使用するものとする。
- (2) 混合物の補正係数は車道に準ずるものとする。
- (3) 路肩の路盤構造が車道並みの場合
混合物の敷均しは、車道と同じにすると共に、転圧及び密度についても車道並みとする。
- (4) 路肩の路盤構造が、車道並み以外の場合
混合物の敷均しは、車道と同時施工とし、転圧はフィニッシャーを主機械とする組合せ施工（車道と同歩掛）とし、密度は歩道舗装に準ずるものとする。

③ コンクリート舗装工

1. コンクリート舗装工

(1) 踏掛版等について

※第Ⅳ編第1章舗装工⑥踏掛版（施工パッケージ）を適用できる場合は施工パッケージで積算すること。
踏掛版及び摺付版の積算は次のとおりとする。

		アスファルト舗装		コンクリート舗装		コンクリート舗装と アスファルト舗装境界
		踏掛版	摺付版	踏掛版	緩衝版	摺付版
舗 設	舗 設 歩 掛	人力打設	人力打設	機械舗設	機械舗設	人力舗設
	諸 雑 費 率	—		第Ⅳ編第1章⑤コンクリート舗装工		
コンクリート 材 料	コンクリート規格	⑫－2	⑫－2	⑬－2	⑬－1	⑬－2
	コンクリート割増	—		第Ⅳ編第1章⑤コンクリート舗装工		
その他の 材 料	鉄 筋	加工組立	加工組立	加工組立	—	加工組立
	鉄 筋 網	—	—	—	鉄網のみ	—
	石 粉	—	—	有り	有り	—
	注 入 目 地 材	有り	有り	有り	有り	有り
	支承工及び目地板	有り	—	有り	—	—

(注) 1. コンクリート舗装舗設歩掛は、土木工事標準積算基準第Ⅳ編第1章⑤コンクリート舗装工を適用する。

アスファルト舗装の踏掛版及び摺付版の舗装舗設歩掛は、土木工事標準積算基準第Ⅱ編第4章①コンクリート工の無筋・鉄筋構造物人力打設を適用する。

2. 摺付版及び踏掛版の鉄筋加工組立は土木工事標準積算基準第Ⅵ編第2章①鉄筋工により別途計上する。

3. 緩衝版の鉄網の設置は舗設歩掛に含まれる。

4. アスファルト中間層がある場合は石粉、アスファルト中間層無しの場合はプライムコートを標準とし、使用量及び割増しについては土木工事標準積算基準第Ⅳ編第1章⑤コンクリート舗装工による。

5. タイバー、チェアー等は、別途必要量材料のみを計上する。（土木工事標準積算基準第Ⅳ編第1章⑤コンクリート舗装工により計上する場合は、タイバー、チェアー等の材料費を計上する必要はない。）

6. コンクリート規格は、共通仕様書Ⅲ「レディーミクストコンクリート標準仕様基準」の区分番号とする。

(2) バチ形部におけるコンクリート舗設について

① バチ形部のコンクリート舗設は、原則として機械舗設とする。

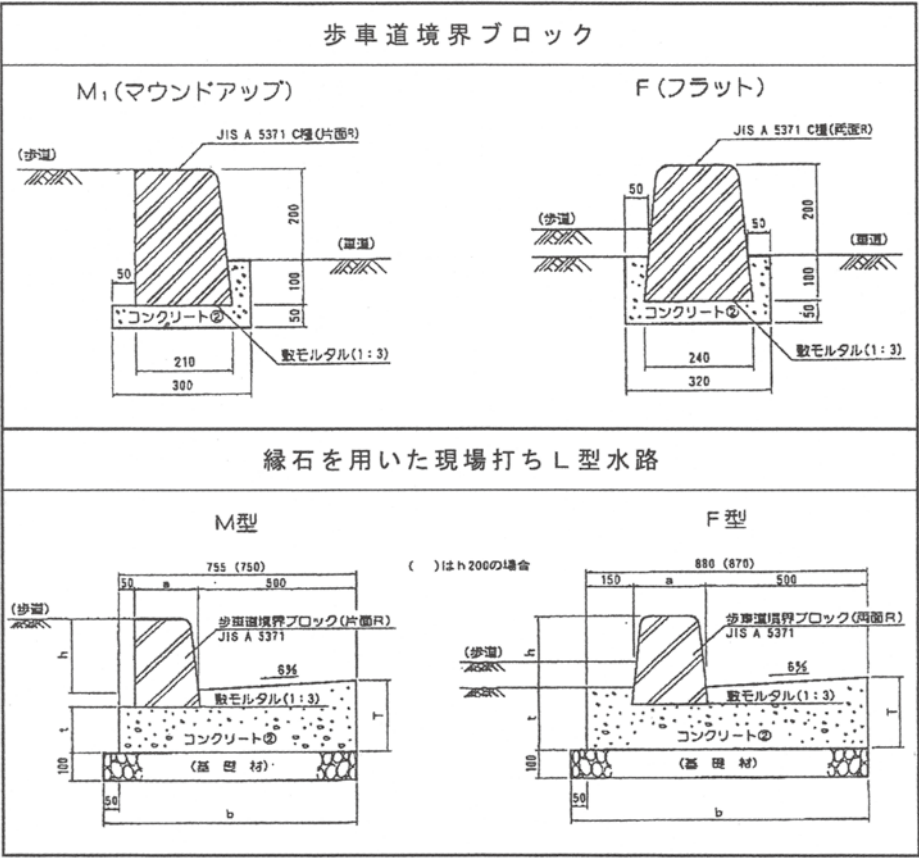
② 舗設歩掛は、一般部と同じとする。

第10章 付 属 施 設

- ① 歩車道境界ブロック・縁石を用いた現場打ちL型
水路の基礎コンクリート…………… VII-10- ① - 1

第10章 付 属 施 設

① 歩車道境界ブロック・縁石を用いた現場打ちL型水路の基礎コンクリート



第11章 道路維持修繕工

① 路面切削工……………	VII-11-①-1	3 面取り部分における設計積算について……………	VII-11-④-2
1 路面切削工一般……………	VII-11-①-1	4 単 価 表……………	VII-11-④-2
② アスファルト注土工……………	VII-11-②-1	5 そ の 他……………	VII-11-④-3
1 アスファルト注土工……………	VII-11-②-1	⑤ オーバーレイ工事におけるレベリング……………	VII-11-⑤-1
③ わだち掘れ補修工……………	VII-11-③-1	⑥ 路上路盤再生工の添加材使用量……………	VII-11-⑥-1
1 適用範囲……………	VII-11-③-1		
2 機種の選定……………	VII-11-③-1		
3 施工歩掛……………	VII-11-③-1		
4 単 価 表……………	VII-11-③-2		
④ 舗装版面取工……………	VII-11-④-1		
1 適用範囲……………	VII-11-④-1		
2 施工範囲……………	VII-11-④-1		

第 1 1 章 道路維持修繕工

① 路面切削工

1. 路面切削工一般

(1) 平均切削深さ (H)

計画に当たっては、極力平均切削厚 3 cm 以下になるようにし、変更設計においては実態に合わせた数値で積算する。

(2) 全面切削と帯状切削が 1 件工事となった場合の考え方

面積，単位構成 (H，W) は別々とする。

② アスファルト注工

1. アスファルト注工

- (1) As注入実施後のタワミ測定を行い、タワミ量が0.4mm以上ある箇所については、原因を調査のうえ再注入を行う等の対応をする。
- (2) 削孔数
作業面積1 m²当りの削孔数は設計図面によるものとするが、0.25個／m²程度を目安とする。
- (3) 注入量
作業面積1 m²当りの注入量（ディストリビュータ吐出量）は0.005 t／m²程度を目安とする。

③ わだち掘れ補修工

1. 適用範囲

本資料は、機械施工による連続的に発生するわだち掘れ補修工事のレール舗設に適用する。
なお、レール舗設とは、車線中央部を舗設せず、左右損傷部のみを舗設する場合とする。

2. 機種の選定

機種、規格は、次表とする。

表2.1 機種の選定

機 械 名	規 格
アスファルトフィニッシャ	全自動ホイール式2.4～4.5m級
ロードローラ	マカダム両輪駆動 10～12t
タイヤローラ	8～20t

(注) 機種の選定にあたって現場条件により、上表により難しい場合は、現場条件に適した機種、規格を選定する。

3. 施工歩掛

3-1 舗設及び締固め歩掛

舗設及び締固め歩掛は、次表とする。

表3.1 舗設及び締固め歩掛 (100㎡当り)

名 称	単位	数 量
土木一般世話役	人	0.1
特殊作業員	〃	0.2
普通作業員	〃	0.5
アスファルトフィニッシャ運転	h	0.4
ロードローラ運転	〃	0.4
タイヤローラ運転	〃	0.4
諸 雑 費 率	%	24

(注) 1. 本歩掛は、清掃・準備・瀝青材散布・後片付け労務を含む。

2. 諸雑費は、瀝青材散布機械及び瀝青材、舗装用器具（レーキ、スコップ、コテ、バーナ、竹ぼうき、粘着テープ）及び加熱用燃料等の費用であり、労務費、機械損料及び機械運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3-2 アスファルト混合物の設計密度及び補正係数

アスファルト混合物の設計密度及び補正係数は、「第Ⅳ編第3章①-2切削オーバーレイ工」による。

4. 単 価 表

(1) わだち掘れ補修工100㎡当り単価表

コード番号	S 4 7 0 5
-------	-----------

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	0.1	表3.1
特 殊 作 業 員		〃	0.2	〃
普 通 作 業 員		〃	0.5	〃
〇 〇 ア ス フ ァ ル ト コ ン ク リ ー ト	アスファルト〇〇%	t		100×厚さ(m)×設計密度 (t/㎡)×(1+補正係数)
ア ス フ ァ ル ト フ ィ ニ ッ シ ャ 運 転	全自動 ホイール式2.4～4.5m級	h	0.4	表3.1
ロ ー ド ロ ー ラ 運 転	マカダム両輪駆動10～20t	〃	0.4	〃
タ イ ヤ ロ ー ラ 運 転	8～20t	〃	0.4	〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
アスファルトフィニッシャ	全自動ホイール式2.4～4.5m級	機-1	
ロ ー ド ロ ー ラ	マカダム両輪駆動10～20t	〃	
タ イ ヤ ロ ー ラ	8～20t	〃	

④ 舗装版面取工

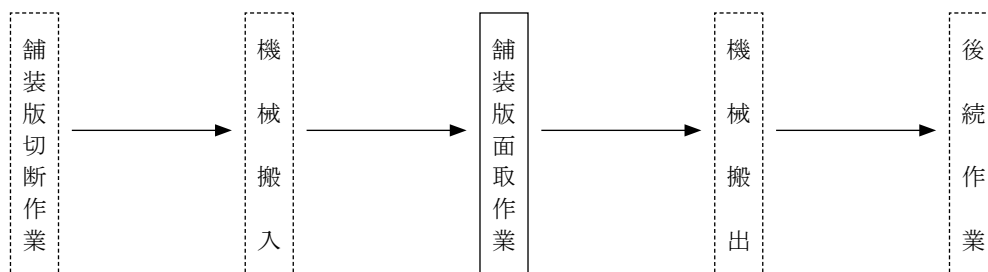
1. 適用範囲

本資料は、アスファルト舗装版切断作業後の面取作業に適用する。
斜めコンクリート切断機には適用できない。

2. 施工範囲

複合単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

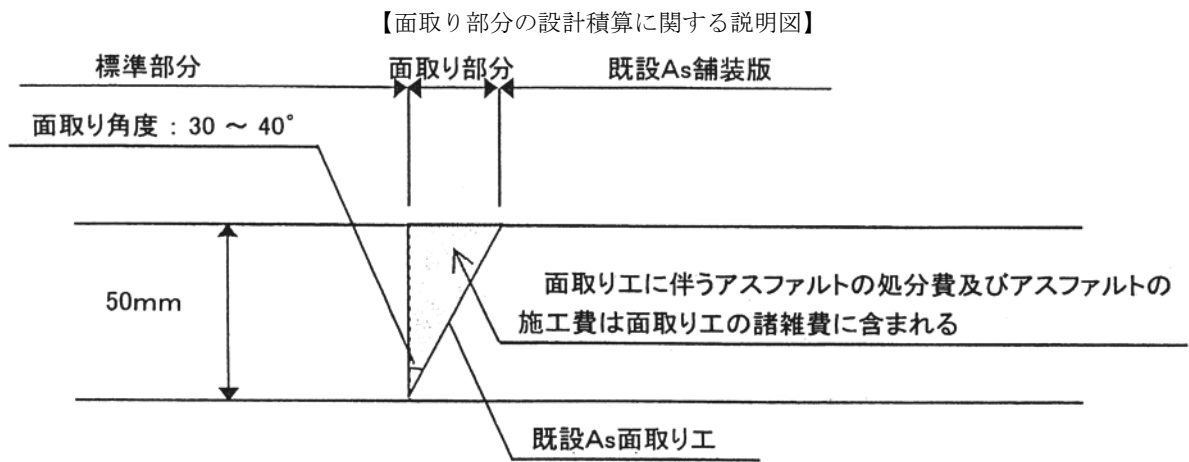
工 種	複合単価		
	機	労	材
舗装版切断 (傾斜式道路カッター)	○	○	×



- (注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
2. 単価には雑器具の費用を含む。

3. 面取り部分における設計積算について

面取り部分のアスファルト舗装の施工は標準部分の舗装打換え工と同時施工とし、同等の品質を確保すること。なお、面取り部分のアスファルトの処分費及び舗装工に要する費用は面取り工の単価に全て含まれるため、別に計上しないこと。



4. 単 価 表

(1) 舗装版面取り1m当たり単価表

		コード番号			T 6051
名 称	規格	単位	数 量	摘 要	
舗装版切断工 (傾斜式道路カッター)		m	1	切断深さ 5 c m以下	

5. そ の 他

アスファルト舗装打換工における施工継目の処理に関する留意点

(1) 施工方法

アスファルト舗装打換工を施工する場合には、新旧舗装の打継目の付着を良くするため、以下のとおり既設アスファルト舗装版切断面の面取りを行うことを原則とする。面取り工は傾斜式道路カッターによるが、機械が調達できない等の理由により面取り工を施工できない場合は、甲乙協議のうえ、従来の打継目の処理を行うこととし、設計変更の対象とする。

1) 既設アスファルト舗装版切断面において、厚さ50mmを面取りする。ただし、舗装厚が50mm以下の場合の面取り厚さは新設する表層の厚さとする。

なお、面取り角度は $30\sim 40^\circ$ とする。(面取り部分拡大図参照)

2) 面取りを行った接合面に歴青材を薄く塗布する。

3) 舗設前に歴青材を塗布した接合面を加熱処理する。

(2) 施工対象工事

既設アスファルト舗装版を打換えるすべての工事を対象とする。ただし、単価契約による欠損部補修(パッチング)を除く。

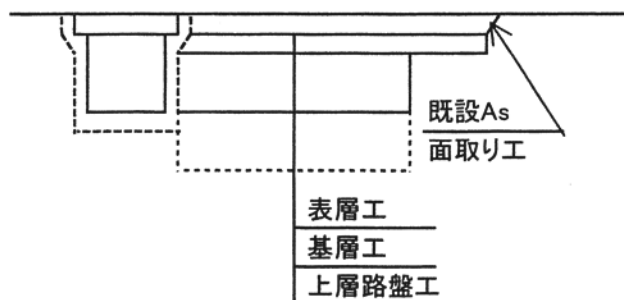
なお、災害復旧工事については、担当主務課と打合せること。

(3) 発注図面

標準断面図の打継目に面取り工を図示する。

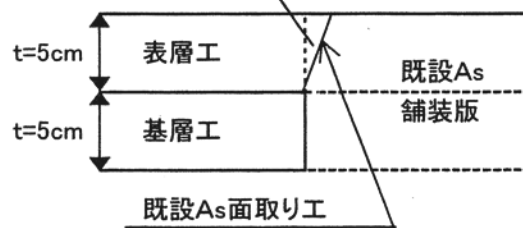
(標準断面図作成例)

【標準断面図】



【面取り部分拡大図】

面取り角度: $30 \sim 40^\circ$



(4) 特記仕様書

特記仕様書には、打継目の処理について面取り工を原則とする旨を明記すること。なお、傾斜式道路カッターが調達できず、面取り工の施工が不可能な場合の対応についても明記すること。

(特記仕様書記載例)

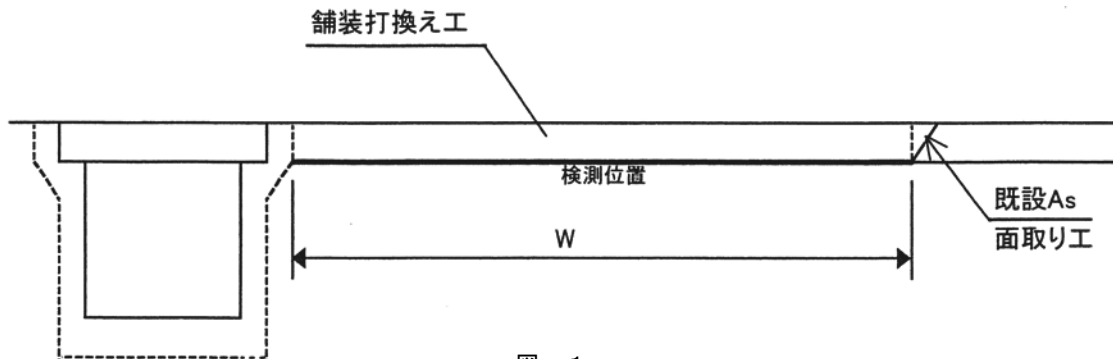
アスファルト舗装打継目については、舗装版切断面の面取りを舗装打換厚さの50mmまで施工し、面取り面には歴青材を薄く塗布することとする。さらに、舗設前には歴青材を塗布した接合面を加熱処理することとする。

ただし、面取り工を施工するための傾斜式道路カッターが調達できないため、面取り工を施工できない場合は、甲乙協議を行ったうえで従来の打継目処理を行うこととし、設計変更の対象とする。

(5) 舗装打換え工の施工管理方法

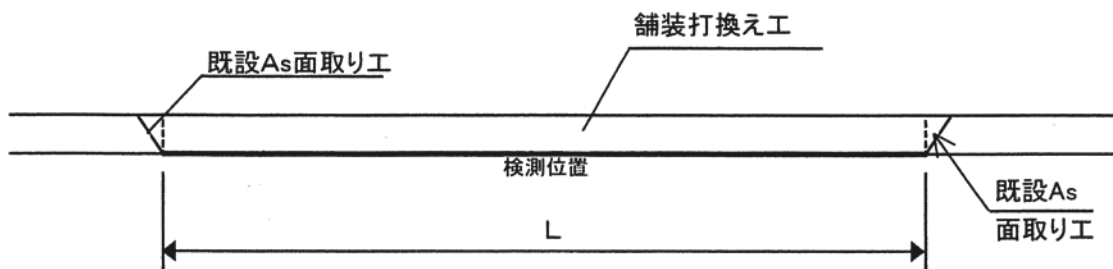
舗装打換え工の延長，幅の出来形管理は，表層施工後の上面での検測が困難であることから，施工前の下面で実施すること。面取り工を実施した舗装打換え工の幅及び延長の出来形管理は次のとおりとする。

1) 道路縦断方向の面取りを施工する場合（図－1）



図－1

2) 道路横断方向の面取りを施工する場合（図－2）



図－2

⑤ オーバーレイ工事におけるレベリング

(1) レベリング層について

(イ) レベリング層は平均 1 cm 程度とし舗設前に測量し数値を決定する。

(ロ) レベリング層の舗設は原則として表層あるいは基層と同時舗設とするが、わだち掘れの箇所、沈下の著しい箇所等で一層の舗設厚が厚くなる場合にはパッチング又は部分切削を施工したのち舗設するものとする。

(2) レベリング層の契約方法の統一について

(イ) 不陸状況が部分的に深掘れしているため、オーバーレイの舗設に先立って、その部分を別途不陸整正のための舗設をすることが適切な場合

図 面：箇所、面積を明示

設計書：不陸整正として計上、合材トン数契約

検 収：ボデー又は伝票により積算する

(ロ) 不陸状況が大きくなり、オーバーレイと同時に舗設する場合

図 面：オーバーレイ箇所、面積のみ明示

設計書：設計厚、面積を明示、面積契約

検 収：路面不陸状況に応じ20～100mピッチに横断をとり、不陸によるくい込み量を考慮する。

(注) 1. 見積り条件として、不陸によるくい込み量の概数を平均〇〇mと明示し、この数値に大巾な変動があった場合、別途協議する旨の現説を行う。(総括表に明示するものとする。)

2. 当初発注時において、不陸によるくい込み量を想定出来ない場合(横断測量を行わなかった場合)は、現説において「設計厚で等厚に施工できるものとして見積りされたい」旨の説明を行い、施工結果により変更できるようにしておくこと。

3. 2層のオーバーレイの場合、下層は上記2によるが表層は、通常のアスファルト舗装の積算、管理を行う。

4. 磨耗対策のためのオーバーレイの場合の設計厚については、不陸状況に応じ、2.5cm又は3cmのいずれかをとる。

(輪だち掘れの深い場合は設計厚を2.5cmとし、浅い場合は3cmとする。)

⑥ 路上路盤再生工の添加材使用量

一軸圧縮試験により求められるセメント添加量について、設計図書に示すセメント添加量と施工時試験により求めたセメント添加量との割合の開きが±0.7%未満の場合は変更契約を行わないものとする。

またC A E再生路盤工法におけるアスファルト乳剤添加率は、路上再生路盤用骨材の粒度および既設アスファルト混合物の混入率から求めたアスファルト乳剤重量分率に変更するものとする。

第12章 トンネル工

- ① トンネル工…………… VII-12- ① - 1
 - 1 コンプレッサ …………… VII-12- ① - 1
 - 2 覆工の防水工 …………… VII-12- ① - 1
 - 3 トンネル (NATM) [発破工法] …… VII-12- ① - 2

第12章 トンネル工

① トンネル工

1. コンプレッサ

削岩機の使用台数と標高による空気消費量補正値は次表を標準とする。

標高 \ 掘削使用台数	1	2	3	4	5	6	7
0 ～ 150	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	6.30
151 ～ 300	1.015	2.03	3.05	4.06	5.08	6.09	6.39
301 ～ 450	1.030	2.06	3.09	4.12	5.15	6.18	6.49
451 ～ 600	1.050	2.10	3.15	4.20	5.25	6.30	6.62
601 ～ 750	1.070	2.14	3.21	4.28	5.35	6.42	6.74
751 ～ 900	1.085	2.17	3.26	4.34	5.43	6.51	6.84
901 ～ 1,050	1.10	2.20	3.30	4.40	5.50	6.60	6.93
1,051 ～ 1,200	1.120	2.24	3.36	4.48	5.60	6.72	7.06

8	9	10	11	12	13	14	15
7.20	8.10	9.00	9.90	10.80	11.70	12.60	13.50
7.31	8.22	9.14	10.05	10.96	11.88	12.79	13.70
7.42	8.34	9.27	10.20	11.12	12.05	12.98	13.91
7.56	8.51	9.45	10.40	11.34	12.29	13.23	14.18
7.70	8.61	9.63	10.59	11.56	12.52	13.48	14.45
7.81	8.79	9.77	10.74	11.72	12.69	13.67	14.65
7.92	8.91	9.90	10.89	11.88	12.87	13.86	14.85
8.06	9.07	10.08	11.09	12.10	13.10	14.11	15.12

〔コンプレッサ設備容量計算例〕

(条件) 上部半断面先進工法，標高100m

{	上部半断面	レッグハンマ	7台	ビックハンマ	2台
	大 背	〃	3台	〃	1台
	土 平	〃	2台 (片側)	〃	1台 (片側)

- () 上部半断面削岩時 $2.8\text{m}^3/\text{min} \times 6.3\text{台} \times 1.1 = 19.40\text{m}^3/\text{min}$ (147kw(200PS))
- () 〃 搬出時 $1.2 \text{ 〃} \times 2.0\text{台} \times 1.1 = 2.64\text{m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
- () 大 背削岩時 $2.8 \text{ 〃} \times 3.0\text{台} \times 1.1 = 9.24\text{m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
- () 〃 搬出時 $1.2 \text{ 〃} \times 1.0\text{台} \times 1.1 = 1.32\text{m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
- () 土 平削岩時 $2.8 \text{ 〃} \times 2.0\text{台} \times 1.1 = 6.16\text{m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
- () 〃 搬出時 $1.2 \text{ 〃} \times 1.0\text{台} \times 1.1 = 1.32\text{m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
- () 大背，土平削岩時 $2.8 \text{ 〃} \times 5.0\text{台} \times 1.1 = 15.40\text{m}^3/\text{min}$ (147kw(200PS))
- () 〃 搬出時 $1.2 \text{ 〃} \times 2.0\text{台} \times 1.1 = 2.64\text{m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))
- () 大背削岩，土平搬出時 $\{(2.8\text{m}^3/\text{min} \times 3.0) + (1.2 \times 1.0)\} \times 1.1 = 10.56\text{m}^3/\text{min}$ (74kw(100PS))

以上の組合せより，上部半断面削岩時 $19.4\text{m}^3/\text{min}$ が最大空気所要量となり，積算基準書(全国版)より設備容量を求めれば147kw(200PS)(74kw(100PS)2台)となる。

なお，コンクリートプレーサを使用する場合はコンクリートプレーサの空気消費量についても考慮するものとする。

2. 覆工の防水工

防水シートの規格は，次表を標準とする。

名 称	規 格
防水シート	防水シート (t=0.8mm) 透水性緩衝材 (t=3mm) 付

3. トンネル工 (NATM) [発破工法]

本歩掛は、土木工事標準積算基準[Ⅱ]第5章トンネル工 (NATM) [発破工法]の積算基準を補填するものとして、施工区分CⅡa・DⅠb・DⅡにおける補助ベンチ付全断面工法の歩掛を設定したものである。
※本章におけるCⅡbは、土木工事標準積算基準[Ⅱ]のCⅡに該当する。

表3.3補 時間当たり作業量

週当たり掘進長は下表を標準とし、これにより難い場合は別途考慮する。

		(掘削工～支保工) (発破工法) 「通常断面」 (m/時間当り)									
掘削方法	岩区分	設計掘削断面積 (余掘含まず) (m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	CⅡa	0.290	0.281	0.278	0.268	0.265	0.256	0.251	0.242		
	CⅡb	0.265	0.258	0.256	0.248	0.245	0.238	0.234	0.226		
	DⅠa	0.238	0.231	0.226	0.219	0.218	0.212	0.204	0.200		
	DⅠb	0.228	0.221	0.216	0.210	0.208	0.203	0.195	0.192		
	DⅡ	0.220	0.218	0.216	0.204	0.206	0.197	0.190	0.186		

		(鏡吹付工～掘削工～支保工) (発破工法) 「通常断面」 (m/時間当り)									
掘削方法	岩区分	設計掘削断面積 (余掘含まず) (m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	CⅡa	0.281	0.273	0.270	0.259	0.256	0.247	0.242	0.234		
	CⅡb	0.250	0.242	0.239	0.231	0.227	0.220	0.216	0.208		
	DⅠa	0.227	0.220	0.215	0.208	0.206	0.200	0.192	0.188		
	DⅠb	0.218	0.211	0.206	0.199	0.197	0.192	0.184	0.181		
	DⅡ	0.211	0.209	0.206	0.194	0.195	0.187	0.180	0.176		

表4.1補 (掘削等) 施工歩掛「通常断面」

		(人/(トンネル延長) 1m当たり)									
掘削方法	岩区分	設計掘削断面積 (余掘含まず) (m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	CⅡa	0.46	0.48	0.49	0.51	0.53	0.55	0.56	0.58		
		0.46	0.48	0.49	0.51	0.53	0.55	0.56	0.58		
		2.74	2.86	2.93	3.05	3.17	3.29	3.35	3.47		
	CⅡb	0.46	0.48	0.49	0.51	0.53	0.55	0.56	0.58		
		0.50	0.52	0.53	0.55	0.57	0.59	0.60	0.62		
		0.50	0.52	0.53	0.55	0.57	0.59	0.60	0.62		
	DⅠa	3.00	3.12	3.18	3.30	3.42	3.54	3.60	3.72		
		0.50	0.52	0.53	0.55	0.57	0.59	0.60	0.62		
		0.60	0.62	0.64	0.66	0.66	0.68	0.71	0.72		
	DⅠb	0.60	0.62	0.64	0.66	0.66	0.68	0.71	0.72		
		3.59	3.70	3.82	3.94	3.99	4.11	4.26	4.34		
		0.60	0.62	0.64	0.66	0.66	0.68	0.71	0.72		
	DⅡ	0.63	0.65	0.67	0.69	0.70	0.72	0.74	0.76		
		0.63	0.65	0.67	0.69	0.70	0.72	0.74	0.76		
		3.75	3.87	3.99	4.12	4.17	4.29	4.46	4.54		
		0.63	0.65	0.67	0.69	0.70	0.72	0.74	0.76		
		0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79		
		0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79		
		3.93	4.05	4.11	4.23	4.35	4.47	4.63	4.72		
		0.66	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79		

1段目 トンネル世話役 (切羽監視責任者)
2段目 トンネル世話役
3段目 トンネル特殊工
4段目 トンネル作業員

表4.4補 ドリルジャンボ「通常断面」

		(週/(トンネル延長) 1m当たり)									
掘削方法	岩区分	設計掘削断面積 (余掘含まず) (m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	CⅡa	0.042	0.043	0.045	0.047	0.048	0.049	0.050	0.052		
	CⅡb	0.049	0.050	0.051	0.053	0.054	0.055	0.056	0.058		
	DⅠa	0.055	0.057	0.058	0.059	0.059	0.061	0.064	0.065		
	DⅠb	0.060	0.062	0.063	0.064	0.065	0.067	0.070	0.071		
	DⅡ	0.061	0.063	0.064	0.065	0.066	0.068	0.071	0.072		

表4.6補 大型ブレーカ（ベースマシン含む）「通常断面」

(週/(トンネル延長)1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積（余掘含まず）(m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.045	0.046	0.047	0.049	0.050	0.051	0.052	0.054		
	C II b	0.049	0.050	0.051	0.053	0.054	0.055	0.056	0.058		
	D I a	0.058	0.060	0.061	0.062	0.063	0.065	0.067	0.068		
	D I b	0.061	0.063	0.064	0.065	0.065	0.067	0.070	0.071		
	D II	0.062	0.064	0.065	0.065	0.066	0.068	0.071	0.072		

表4.8補 火薬「通常断面」

(kg/m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積（余掘含まず）(m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	40.0	44.0	48.0	52.0	56.0	60.0	64.0	68.0		
	C II b	40.0	44.0	48.0	52.0	56.0	60.0	64.0	68.0		
	D I a	25.0	27.5	30.0	32.5	35.0	37.5	40.0	42.5		
	D I b	25.0	27.5	30.0	32.5	35.0	37.5	40.0	42.5		
	D II	25.0	27.5	30.0	32.5	35.0	37.5	40.0	42.5		

表4.10補 雷管（2～5段）「通常断面」

(個/m)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積（余掘含まず）(m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	33.3	36.7	40.0	43.3	46.7	50.0	53.3	56.7		
	C II b	33.3	36.7	40.0	43.3	46.7	50.0	53.3	56.7		
	D I a	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8		
	D I b	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8		
	D II	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8		

表4.11補 雷管（6～10段）「通常断面」

(個/m)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積（余掘含まず）(m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	33.3	36.7	40.0	43.3	46.7	50.0	53.3	56.7		
	C II b	33.3	36.7	40.0	43.3	46.7	50.0	53.3	56.7		
	D I a	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8		
	D I b	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8		
	D II	27.5	30.3	33.0	35.8	38.5	41.3	44.0	46.8		

表4.14補 （掘削等）諸雑費（その他の機械）「通常断面」

(%/m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積（余掘含まず）(m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	7.0	7.0	8.0	8.0	9.0	9.0	9.0	10.0		
	C II b	7.0	7.0	8.0	8.0	8.0	9.0	9.0	10.0		
	D I a	8.0	8.0	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0		
	D I b	8.0	8.0	9.0	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0		
	D II	8.0	8.0	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0	10.0		

表4.16補 （掘削等）諸雑費（その他材料）「通常断面」

(%/m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積（余掘含まず）(m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	C II b	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0		
	D I a	9.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0		
	D I b	9.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0		
	D II	8.0	8.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0		

表4.18補 ホイールローダ「通常断面」

(週/(トンネル延長)1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積（余掘含まず）(m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.049	0.050	0.051	0.053	0.054	0.055	0.056	0.058		
	C II b	0.049	0.050	0.051	0.053	0.054	0.055	0.056	0.058		
	D I a	0.069	0.071	0.072	0.072	0.073	0.074	0.079	0.082		
	D I b	0.069	0.071	0.072	0.072	0.073	0.074	0.079	0.082		
	D II	0.070	0.072	0.073	0.073	0.074	0.076	0.079	0.083		

表4.21補 ダンプトラック運転「通常断面」

3台当たり
 $L \leq 0.5\text{km}$
 (週/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積 (余掘含まず) (m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.147	0.150	0.153	0.159	0.162	0.165	0.168	0.174		
	C II b	0.147	0.150	0.153	0.159	0.162	0.165	0.168	0.174		
	D I a	0.180	0.186	0.189	0.192	0.195	0.201	0.216	0.226		
	D I b	0.180	0.186	0.189	0.192	0.195	0.201	0.216	0.226		
	D II	0.183	0.189	0.192	0.195	0.198	0.204	0.217	0.230		

表4.22補 ダンプトラック運転「通常断面」

4台当たり
 $0.5 < L \leq 1.2\text{km}$
 $1.2 < L \leq 1.4\text{km}$
 (週/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積 (余掘含まず) (m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.196	0.200	0.204	0.212	0.216	0.220	0.224	0.232		
	C II b	0.196	0.200	0.204	0.212	0.216	0.220	0.224	0.232		
	D I a	0.240	0.248	0.252	0.256	0.260	0.268	0.288	0.302		
	D I b	0.240	0.248	0.252	0.256	0.260	0.268	0.288	0.302		
	D II	0.244	0.252	0.256	0.260	0.264	0.272	0.289	0.306		

表4.23補 ダンプトラック運転「通常断面」

5台当たり
 $1.4 < L \leq 2.2\text{km}$
 (週/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積 (余掘含まず) (m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.245	0.250	0.255	0.265	0.270	0.275	0.280	0.290		
	C II b	0.245	0.250	0.255	0.265	0.270	0.275	0.280	0.290		
	D I a	0.300	0.310	0.315	0.320	0.325	0.335	0.360	0.377		
	D I b	0.300	0.310	0.315	0.320	0.325	0.335	0.360	0.377		
	D II	0.305	0.315	0.320	0.325	0.330	0.340	0.361	0.383		

表4.24補 ダンプトラック運転「通常断面」

6台当たり
 $2.2 < L \leq 3.0\text{km}$
 (週/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積 (余掘含まず) (m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.294	0.300	0.306	0.318	0.324	0.330	0.336	0.348		
	C II b	0.294	0.300	0.306	0.318	0.324	0.330	0.336	0.348		
	D I a	0.360	0.372	0.378	0.384	0.390	0.402	0.432	0.452		
	D I b	0.360	0.372	0.378	0.384	0.390	0.402	0.432	0.452		
	D II	0.366	0.378	0.384	0.390	0.396	0.408	0.434	0.459		

表4.30補 吹付コンクリート「通常断面」

設計図面にに基づき、必要数量を計上する。

表4.32補 設計吹付厚及びロス率「通常断面」

加背割	掘削区分	設計吹付厚 (cm)	余吹厚 (cm)	はね返り率	ロス率
上下半	D I	15	7	25%	2.0
	D II	20	7	25%	1.8

表4.34補 コンクリート吹付機「通常断面」

(週/(トンネル延長) 1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積 (余掘含まず) (m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	C II a	0.049	0.050	0.051	0.053	0.054	0.055	0.056	0.058		
	C II b	0.049	0.050	0.051	0.053	0.054	0.055	0.056	0.058		
	D I a	0.057	0.059	0.060	0.063	0.062	0.064	0.066	0.067		
	D I b	0.057	0.059	0.060	0.063	0.062	0.064	0.066	0.067		
	D II	0.059	0.061	0.062	0.063	0.064	0.066	0.067	0.068		

表4.36補 吹付プラント設備「通常断面」

(週/(トンネル延長)1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余掘含まず)(m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	CⅡa	0.045	0.046	0.047	0.049	0.050	0.051	0.052	0.054		
	CⅡb	0.049	0.050	0.051	0.053	0.054	0.055	0.056	0.058		
	DⅠa	0.058	0.060	0.061	0.062	0.063	0.065	0.067	0.068		
	DⅠb	0.061	0.063	0.064	0.065	0.065	0.067	0.070	0.071		
	DⅡ	0.062	0.064	0.065	0.065	0.066	0.068	0.071	0.072		

表4.38補 集塵機装置運転「通常断面」

(週/(トンネル延長)1m当たり)

掘削方法	岩区分	設計掘削断面積(余掘含まず)(m ²)									
		50	55	60	65	70	75	80	85		
補助ベンチ付き全断面工法	CⅡa	0.045	0.046	0.047	0.049	0.050	0.051	0.052	0.054		
	CⅡb	0.049	0.050	0.051	0.053	0.054	0.055	0.056	0.058		
	DⅠa	0.058	0.060	0.061	0.062	0.063	0.065	0.067	0.068		
	DⅠb	0.061	0.063	0.064	0.065	0.065	0.067	0.070	0.071		
	DⅡ	0.062	0.064	0.065	0.065	0.066	0.068	0.071	0.072		

表4.42補・表4.43補 ロックボルト「通常断面」

設計図面に基づき、必要数量を計上する。

表4.53補 H形鋼支保工「通常断面」

設計図面に基づき、必要数量を計上する。

表4.58補 鏡吹付工施工費率「通常断面」

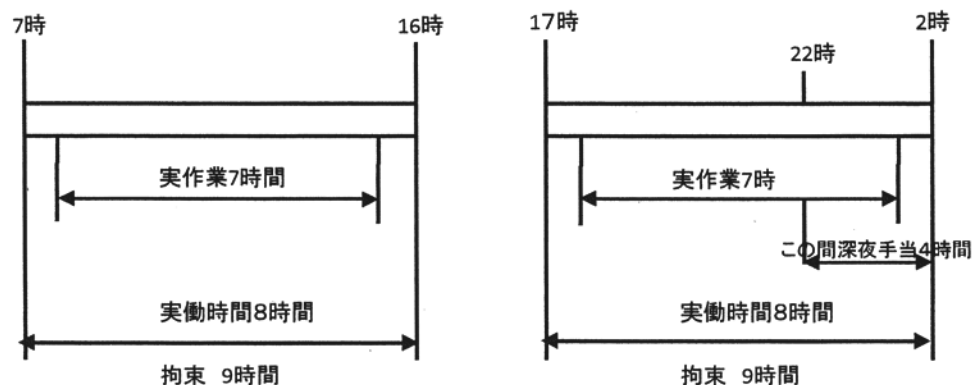
()内の数値は、ずり出しにおいて運搬距離(片押し延長+坑外片道運搬距離)が1.2kmを超える場合は、ずり運搬距離が1.2kmを超える部分に対して適用する。

(%/(トンネル延長)1m当たり)

掘削方法	岩区分	名称	設計掘削断面積(余掘含まず)(m ²)							
			50	55	60	65	70	75	80	85
補助ベンチ付き全断面工法	CⅡa	鏡吹付施工労務費率	3 (3)	3 (3)	3 (3)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)
		鏡吹付施工機械費率	12	12	12	15	15	15	16	16
		鏡吹付材料費率	19	19	19	20	20	20	21	21
	CⅡb	鏡吹付施工労務費率	5 (5)	6 (5)	6 (5)	6 (6)	7 (6)	7 (6)	7 (6)	7 (7)
		鏡吹付施工機械費率	8	8	9	9	10	10	11	11
		鏡吹付材料費率	18	18	19	20	21	21	21	22
	DⅠa	鏡吹付施工労務費率	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	7 (7)
		鏡吹付施工機械費率	19	20	20	21	23	24	25	26
		鏡吹付材料費率	31	31	32	34	34	35	36	37
	DⅠb	鏡吹付施工労務費率	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
		鏡吹付施工機械費率	18	19	20	20	23	23	24	25
		鏡吹付材料費率	29	29	30	32	32	33	34	35
	DⅡ	鏡吹付施工労務費率	4 (4)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	6 (6)	6 (6)
		鏡吹付施工機械費率	15	15	17	19	19	20	20	22
		鏡吹付材料費率	26	27	28	29	30	31	31	32

トンネル掘削工における作業時間の考え方（参考）

掘削工は、1日2方（2交替）を標準とし、この場合の労働賃金の算出方法は以下のとおりとする。



○労働時間賃金算定例

2の方について、深夜手当4時間分の補正を行う。

	1の方	2の方
基準額	P （8時間当り）	P （8時間当り）
時間外労働	0	0
深夜労働	0	$P \cdot \alpha / 8 \times 0.25 \times 4 = 0.125 P \cdot \alpha$
小計	P	$P + 0.125 P$
1と2の平均 $= P + 0.0625 P \cdot \alpha$		
単価 $= P \times (1.0 + 0.0625 \alpha) \cdots \cdots$ 掘削関係		

α ：割増対象賃金比

割増係数 深夜 0.25

第13章 橋梁上部工

① 鋼橋製作工	Ⅶ-13-①	- 1
1 鋼橋上部工製作鋼重のとりまとめ方	Ⅶ-13-①	- 1
2 C T形鋼	Ⅶ-13-①	- 1
3 側道橋製作費	Ⅶ-13-①	- 2
4 道路橋検査路	Ⅶ-13-①	- 2
5 鋼橋上部工工事の高力ボルト及びゴム支承の積算について	Ⅶ-13-①	- 2
6 橋梁資材の間接工事費の対象表	Ⅶ-13-①	- 3
② 鋼橋架設工	Ⅶ-13-②	- 1
1 登り栈橋	Ⅶ-13-②	- 1
2 沓座モルタル	Ⅶ-13-②	- 1
③ ポストテンション桁製作工	Ⅶ-13-③	- 1
1 ポストテンション桁製作工	Ⅶ-13-③	- 1
④ 橋梁排水管設置工	Ⅶ-13-④	- 1
1 橋梁用排水工	Ⅶ-13-④	- 1
⑤ P C鋼線及びシーす	Ⅶ-13-⑤	- 1
⑥ 床版工(地覆)のコンクリートについて	Ⅶ-13-⑥	- 1
⑦ 後打コンクリート	Ⅶ-13-⑦	- 1

第 13 章 橋梁上部工

① 鋼橋製作工

1. 鋼橋上部工製作鋼重のとりまとめ方

鋼重・材片数等のとりまとめは、鋼道路橋数量集計マニュアル（案）に基づき集計するものとする。

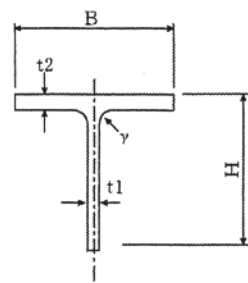
なお、エキストラの積上が必要な場合は、エキストラ対象の鋼重を考慮し、とりまとめる。

2. C T 形 鋼

1. 橋梁用C T形鋼のシリーズは下表を基準とする。

C T形鋼（橋梁用）

標準断面寸法				素 H (シ リ ー ズ)	材 鋼	備 考
H×B	t1	t2	γ			
95×152	8	8	8	200		
118×176	8	8	13	250		
119×177	9	9	13	250		
118×178	10	8	13	250		
118×249	8	8	13	250		
142×200	8	8	13	300		
144×204	12	10	13	300		
165×251	10	10	13	350		



2. 橋梁用C T形鋼の単価の算出については下記によるものとする。

単価＝〔橋梁用H形鋼実勢価格〕＋〔規格エクストラ〕＋〔加工エクストラ(CT形鋼エクストラ)〕＋〔サイズエクストラ〕

(注) 月積み契約鉄鋼販売価格は物価資料の平均単価とする。又各エキストラについても同様とする。

・計算例 (C T形鋼95×152×8×8の場合)

(橋梁用H形鋼) (SM400A) (175～250シリーズ) (サイズ)

95,000 + 3,500 + 16,000 + 1,000 = 115,500円/t

t ≤ 38mm (平成17年8月の例)

3. 側道橋製作費

(1) 製作歩掛

種 別	① 工 数 適 用 歩 掛	高 欄 工 ② 工 数 適 用 歩 掛
主桁にH形鋼を使用する場合	H 形 鋼 橋 梁	鋼 橋 製 作 費 (単独で発注する場合)
主桁(H形鋼)が横断歩道橋の標準設計のH形と同一又は類似の場合	横 断 歩 道 橋 製 作 費	横 断 歩 道 橋 製 作 費
主桁に製作桁を使用する場合	鋼 橋 製 作 費	鋼 橋 製 作 費
主桁は製作桁である横断歩道橋の標準設計のI型C型と同一又は類似の場合	横 断 歩 道 橋 製 作 費	横 断 歩 道 橋 製 作 費

(注) 床版型枠にスラブプレートを使用する場合は物価資料によるものとする。

4. 道路橋検査路

「道路橋検査路設計ガイドライン(案)(平成17年4月)」に基づく検査路の積算は、鋼橋製作工の検査路標準工数に、以下の補正率を乗じるものとする。

		標準工数補正率
検査路	手すり高 ; 0.75m	0.719
	〃 1.10m	0.711

5. 鋼橋上部工工事の高力ボルト及びゴム支承の積算について

鋼橋上部工工事の高力ボルト及びゴム支承の積算については下記の通りとする。

- ・材料費は製作に計上(一般管理費のみ対象)
- ・輸送費は計上しない(現着単価のため)

6. 橋梁資材の間接工事費の対象表

		共通仮設費	現場管理費	一般管理費	備 考
鋼橋工事 (工場製作)	鋼桁製作費	×	×	○	工場製作原価＋一般管理費
	鋼製支承購入費	×	×	○	工場製作工事に係る鋼製支承は製品価格（支承メーカーの販売価格）を材料費に計上し、工場管理費の取扱い是一般の鋼材と同様とする。
	ゴム支承購入費 (A・Bタイプ)	×	×	○	
	工場製作品	×	×	○	土木事業単価表に掲載している工場製作品（現地着価格）
	落橋防止装置購入費	○	○	○	P C鋼材による連結タイプ等購入製品によることが適当で架設工事に計上するもの
	伸縮継手(工場製作)	×	×	○	
	ゴム伸縮継手	○	○	○	
	グレーチング床版	×	○	○	地層型枠外側プレート， グレーチング床版ハンチ部含む
	高欄(工場製作)	×	×	○	形鋼による一体式の工場製作品
	高欄(購入製品)	○	○	○	ダクティル製品や組立式の市販品等
	高力ボルト	×	×	○	ボルト類含む
P C 橋工事	P C 桁購入費	×	○	○	
	鋼製支承購入費	×	×	○	
	ゴム支承購入費 (A・Bタイプ)	×	×	○	
	落橋防止装置購入費	○	○	○	P C鋼材による連結タイプ等購入製品によるものの他，下部突起タイプの鋼製ブラケット等購入製品によるもの
	ゴム伸縮継手	○	○	○	
	高欄(購入製品)	○	○	○	ダクティル製品や組立式の市販品等

② 鋼 橋 架 設 工

1. 登 り 棧 橋

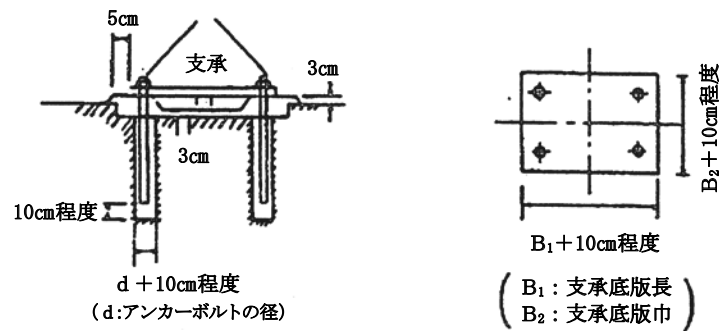
登り棧橋を計上する趣旨は、作業場所への昇降、資材等の運搬路等として使用されるものであり、足場工が設置されれば両側より足場を利用しての作業場所への移動、資材運搬等は可能であるが、橋長が長い場合において、その中間に搬路等の目的として設置するものである。

従って、水面上及び谷間等において設置不可能なものについては設置しないものとする。

2. 沓座モルタル

沓の据付における無収縮モルタルは、次の標準図より積算する。

箱抜き標準図



③ ポストテンション桁製作工

1. ポストテンション桁製作工

(1) 桁製作の型枠使用日数

同一橋梁の主桁製作を分割発注する場合（年度をまたぐ場合も含む）の型枠使用回数は分割発注のそれぞれの工事の工期が重複しない限り，1 橋全体の製作主桁本数及び全体工期をかん案して決めるものとする。

④ 橋梁排水管設置工

1. 橋梁用排水工

橋梁の排水工（枥，排水管，取付バンド）が単独発注となる場合の積算は次によるものとする。

（1）製作費

（イ）排水枥 …「見積」による。

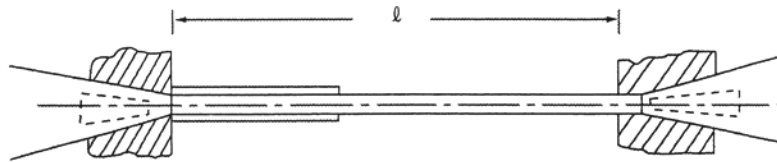
（ロ）排水管（排水管，取付バンド） …「見積」による。

（2）設置費

土木工事標準積算基準による。

⑤ PC鋼線及びシース

- (1) PC鋼線の設計上質量は、碇着具内面間の実延長分 (ℓ) とし、切断口およびつかみ代等をあわせて全国版により補正して計上するものとするが、補正分のスクラップ控除はしないものとする。



ℓ = 鋼線、シース、ケーブル組立、グラウト

⑥ 床版工（地覆）のコンクリートについて

鋼橋床版工における地覆コンクリートの積算上の区分は下記による。

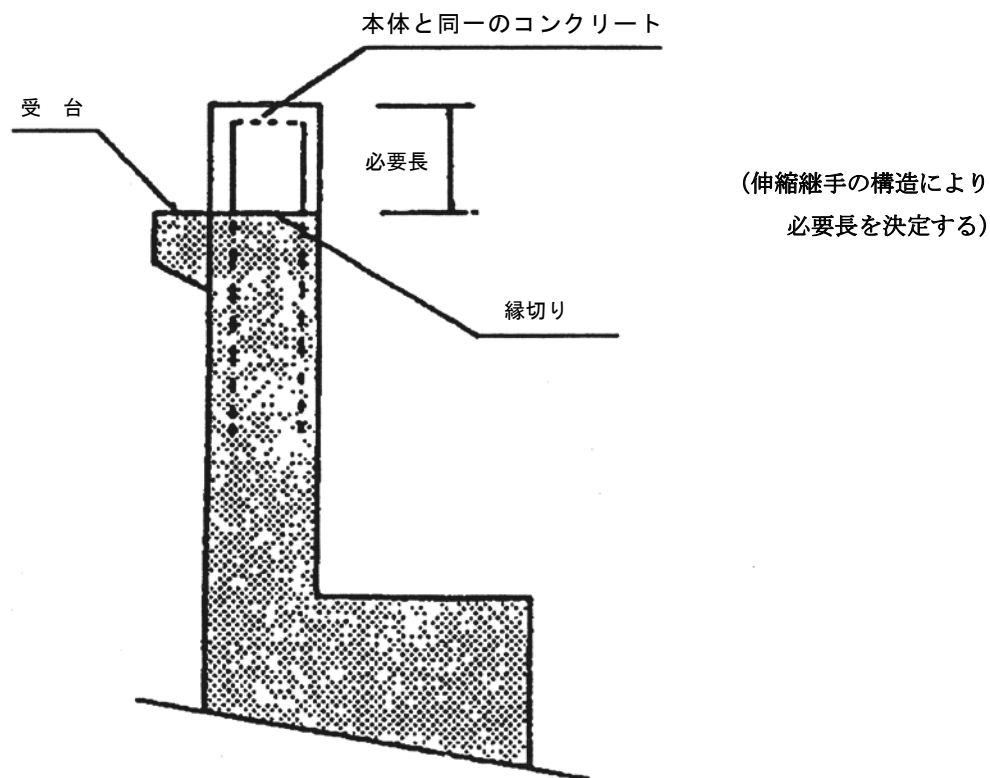
適 用 区 分 表

工 種 \ 名 称	型 枠	コ ン ク リ ー ト	配 合
地 覆	㊦ 鉄 筋 構 造 物	㊦ 人 力 打 設	床版コンクリートと 同一配合
床 版	㊧ 床 版	㊧ コンクリートポンプ車	

⑦ 後打コンクリート

伸縮継手の据付が後施工となる場合の「胸壁工天端」の取扱いは、下記によるものとする。

- (1) コンクリート配合は、本体と同一のコンクリートとする。
- (2) 型枠は鉄筋構造物を適用するものとし、コンクリート打設歩掛は鉄筋構造物の人力打設とする。
- (3) 主鉄筋のみ施工し、配力鉄筋、組立鉄筋は計上しない。
- (4) 施工にあたっては、縁切りをしておくこと。



第14章 公 園

- ① 都市公園事業における遊具設置工事の積算について
..... VII-14- ① - 1

第 1 4 章 公 園

① 都市公園事業における遊具設置工事の積算について

都市公園事業における遊具設置工事の積算について、遊具の製品価格の積算については、「直接工事費」扱いとされ、共通仮設費及び現場管理費の対象となっているが、遊具のうち「大型遊具」の積算については、その遊具製品価格を共通仮設費の対象外（現場管理費・一般管理費は対象）とする。なお、運用にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

1. 大型遊具の定義は、「施工現場の状況に合わせて工場製作される大型遊具（実施設計等でコンサルタント等に設計させた①オリジナル製品、及び②カタログ製品を複数直接組合せたもの）」とし、カタログ製品単体のものは含まない。
2. 大型遊具の製品価格の決定にあたり、見積りや特別調査を依頼する場合は、製品の形状寸法・材質・規格・数量・機能・納入場所等の見積り条件を明確にすること。
3. 大型遊具の現場での加工・組立・設置等の工事費用については、現行の積算構成どおり「直接工事費」扱いとし、共通仮設費及び現場管理費の対象とするが、見積り等を依頼する場合は、作業内容・労務職種・人工等別に詳細な見積り条件を依頼すること。

第15章 そ の 他

- ① 区画線工…………… VII-15- ① - 1
- 1 区画線工 …………… VII-15- ① - 1

第15章 その他

① 区画線工

1. 区画線工

(1) 矢印・文字の15cm換算施工延長

種 別	面積 cm ²	幅 15cm 換算 施工実延長 m	種 別	面積 cm ²	幅 15cm 換算 施工実延長 m
	18,288.00	12.19	専	11,250.00	7.50
×	14,219.67	9.47	用	15,750.00	10.50
※ 8	4,773.60	3.18	優	13,755.00	9.17
※ ー	450.00	0.30	先	11,666.87	7.77
※ 2	3,460.80	2.30	7	3,870.00	2.58
※ 0	4,563.00	3.04	ー	600.00	0.40
20	27,749.81	18.49	9	4,677.10	3.11
30	29,014.60	19.34	□	225.00	0.15
40	29,711.00	19.80	3	2,107.00	1.40
50	27,863.94	18.57	0	2,485.50	1.65
※ 60	31,622.70	21.08	1	2,250.00	1.50
低	20,829.25	13.88	 対角 2 m	29,959.67	19.97
中	15,150.00	10.10	※対角 4 m	79,348.67	52.89
高	22,650.00	15.10	 直径 2 m	35,593.16	23.72
文	7,620.00	5.08	※直径 4 m	97,372.66	64.91
行	8,837.50	5.89	 1 m × 2 m 大きさ	26,872.00	17.91
止	8,025.00	5.35	※2 m × 4 m 大きさ	74,866.84	49.91
マ	4,589.50	3.06		参考図形	
レ	4,319.00	2.88		2,306.94	1.53
自	9,360.00	6.24	○	21,840.00	14.56
動	11,337.50	7.55	 ø 5 m	9,375.00	6.25
車	9,400.00	6.26	 ø 5 m	9,993.60	6.66
	2,625.00	1.75	 ø 5 m	13,371.54	8.91
二	5,600.00	3.73	※  ø 5 m	14,485.90	9.65
輪	12,427.50	8.29	 ø 2 m	3,750.00	2.50
を	2,710.00	1.81	◇	24,765.82	16.51
除	10,738.50	7.16	▽	26,567.00	17.71
く	1,295.00	0.86	止	8,400.00	5.60
軽	10,632.25	7.09	ま	10,127.63	6.75
両	11,450.00	7.63	れ	10,896.25	7.26
バ	9,000.00	6.00			
ス	7,907.50	5.27			

注1.「種別」は標識令第10条の様式を示す。ただし、※印は「資料」3(4)文字、記号等の寸法図に示されていないものである。

2. 所要材料換算長を算出する場合は、「第Ⅵ編第1章①区画線工」2-4により計上すること。

(2) 仮区画線設置

仮区画線の設置にあたっての留意事項

① 路面切削後又は施工の切り廻し及び中間層等に設置する仮区画線（溶融式、ペイント式）は、仮設工として直接工事費に計上する。

（この場合、設計図書に設置延長、規格を明示する。）

② 一時的交通処理のために生じる簡易な仮区画線（手作業によるローラ塗布、粘着テープ等による任意的施工のもの）は共通仮設費率に含まれる。

（この場合、設計図書に明示しない。）

第16章 保管基準

① 技術管理課保管基準…………… VII-16- ① - 1

第16章 保管基準

① 技術管理課保管基準

下記の積算基準については、技術管理課保管基準となっているので、これらの積算基準を使用する場合は、別紙「土木工事積算基準等使用申込みについて（依頼）」により申込むこと。

なお、申込みにあたって、適用範囲が多岐にわたるものについては、使用工種を明記すること。

※県機関及び県内市町村等に限る、技術管理課保管基準を使用することができる。

工種区分	番号	積算基準名	適用範囲
共通工	1	索道資材運搬	砂防ダムを除く工事で諸資材をケーブルクレーンにより運搬する場合に適用する。
その他の基準及び関係資料	2	交通信号設備工事設計標準単価表 (福島県警察本部交通規制課)	交通信号機の新設に適用する。

第 号

令和 年 月 日

技術管理課長 様

申込者 長

土木工事積算基準等の申込みについて（依頼）

下記の技術管理課保管積算基準を使用したいので申請いたします。

記

使用する積算基準名	
番 号	
使 用 工 種	
発 注 予 定 年 月 日	
使 用 理 由	
工 事 名	
工 事 場 所	
使 用 責 任 者 名 （係・職・氏名）	
電 話 番 号	
設計単価表等の管理 責任者名（職・氏名）	※

※ 設計単価表等の交付及び管理に関する協定を締結している団体のみ当該協定書の第4条に基づく者の氏名を記入

土木工事標準積算基準
〔Ⅲ〕

令和 8 年 10 月 1 日発行

福島県土木部企画技術総室
技術管理課

福島市杉妻町 2 番 16 号
電話 (024) 521-7461

株式会社 第一印刷

福島市岡島字古屋館 1 番 2
電話 (024) 536-3232 FAX (024) 536-6100

